く官營の外觀を失へりと雖も今猶ほ官廳の保護を離るゝの域に達せす將來尚ほ施設すへき所決して少なからさるへしと雖も之を僅々三十有餘年の進歩となすに於ては必らすしも盛んならすとせす

現況

官廳の施設

本道の蠶業は今や僅に一階段を上りしに過きさるを以て固より自然の進歩に任すへからさるや論を俟たす故に三十六年各種の補助規程發布以來本廳は年々多額の補助金を交付し或は巡回教師を派遣し講話、講習、實地指導をなさしめ或は蠶種桑苗に關する印刷物を配付する等種々の手段を以て其の發展を圖れり、今是等施設の現況を昨三十八年度の狀況と併せて左に略叙する所あらんとす

農事講習所　本道は山野到る處天然の桑樹に富み氣候亦育蠶に適するを以て往年開拓使に於て蠶業は將來重要の物産たるへきを囑望し諸種の奬勵機關を設備するに際し明治八年石狩國札幌濱益通（現今北一條西八丁目）及ひ渡島國龜田郡大野村の二箇所に養蠶場を設立し毎年移民の子女を募集して育蠶の技術を修習せしめ傍ら蠶業に關する必要の試驗を爲せり是れ本所創立の起原なり

明治十五年廢使置縣と共に養蠶場は各種官設事業場と共に農商務省の主管に移されて爾來稍々方針を變更し一の官營事業場として經營せられたりしか同十九年縣置廳全道を統一するに至て養蠶場亦其の主管となれり而して廳議官業を漸次民有に移すの方針を決し同二十一年大野養蠶所を侯爵德川義禮に拂下け札幌養蠶場所在地は其の位置官設病院敷地に適せるを以て之に使用するに決す然るに拓地殖民の進捗は蠶業敎育機關の設備を促し且つ時世の推移に伴ふ學藝の發達は蠶業上の設備舊樣を以て滿足すへからさるに依り同二十二年札幌區北一條西十九町目舊桑園内一部の地を相し蠶室及ひ貯桑室を新築し札幌養蠶場附屬舍を改築して寄宿舍及ひ炊事場に充て改めて札幌養蠶傳習所と稱し蠶業に關する學理及ひ實業を修習せしめ併せて育蠶栽桑に關する試驗を行はしむ是に於てか初めて純然たる蠶業敎育機關を創立するを得爾來連年傳習生の養成に努め又有益の試驗をなせり

同三十四年法律第三號北海道地方費法の發布に依り本場も亦地方經濟の負擔に移りたるを以て同三十二年農商務省令第二十一號府縣農事講習所規程により農商務大臣

の認可を受け同年十二月之を北海道廳農事講習所と改稱し一切の所務を繼續し毎年本科十名別科三十名の生徒を收容して學理及ひ實地に就き習得せしむ講習生は總て所內に寄宿せしめ在所中は食費及ひ炭油を給し寢具を貸與す現今施行する事業は傳習養蠶實習試驗蠶事試驗成績、桑樹試驗成績、桑苗及ひ蠶種配布等其の他各地に短期講習會を開催して廣く蠶業改良發達を圖らしむ桑園は本所桑園の外、山鼻試驗桑園及ひ市來知模範桑園等を有せり

稚蠶共同飼育場　養蠶殊に農家の副業的養蠶の盛なるに從ひ主業殊に耕種業と勞力の不調和を來たすに至るへきは自然の趨勢なれは之を調和するの途なくんは主業副業共に圓滿なる發達を遂くる能はさるなり則ら稚蠶共同飼育場を設けて農家の最も繁忙時期の飼育を專任の敎師に委ね春期の播種終了を以て之を各戶に分配飼育することゝせは啻に勞力の按排を調和するの利益あるのみならす飼育の比較的困難なる時期を技術に熟する者に擔任せしむるを以て農業經濟上甚た利益あり現に各府縣に盛んに設置せられつゝあるに徵して亦一點の疑團を容れす是れ本廳にて同飼育場の設置を奬勵したる所以にして其の三十八年に補助をなしたるもの二十五ヶ所、補助金總額二千七百圓なり又三十九年は更に七箇所を增加し補助金總額三千百十圓の交付を許可せり

之か成績は當事者の事業に慣熟せさるものあると設備の完全ならさるものあるとに因り未た豫期の如くならすと雖も之を飼育場以外に於て飼育したるものに比すれは固より同日の論にあらさるなり

簡易養蠶傳習所　養蠶をなすには飼育法其の他の技能に熟達せさるへからさるは勿論にして簡易養蠶傳習所は實に之か急に應するものなり其の三十八年に於て補助したるは十四箇所、四千五百八圓にして成績甚た良好なり又本年は十五箇所、四千二百六十六圓の補助を許可せり

生繭殺蛹乾燥場　本道の如き交通機關の普ねからさる地方に於て生繭を賣買するは困難なるを以て乾繭として販賣するの外なしと雖も之を各戶に設備するか如きは費多くして小養蠶者の能く耐ゆる所にあらす故に共用の利器として本場を設置せしむるものなり其の三十八年に於て補助したるは三箇所、三百五十圓にして本年は五箇所、五百圓なり

桑苗親木圃　本道は野桑に富めりと雖も開拓の進歩するに從ひ漸次減少するを以て桑園の造成は決して不急の業にあらす而して本道は風土氣候の關係上府縣產苗を

直に移植するも概して生育不良なるを免かれざるか故に桑園造成の奨勵に先んして良苗の供給を圖るは自然の順序なりとす是れ即ち親木開設置に補助する所以なり其の三十八年に補助したるは二十三箇所、十二町二反二畝九歩に對し八百四十八圓四十錢にして本年は箇所反別共に前年に同しく其の補助金額七百二十八圓八十錢なり

器械製絲場　養蠶と製絲の併行は蠶絲業上の原則なり換言すれは養蠶は美繭を收むるを能事となすも製絲業之に伴はされは美繭亦何の用かあらん故に產繭消流の圓滑ならんことを欲せは製絲場設置の極めて必要なること殆と絜說の要を見す開拓使夙に此に見る所あり製絲場を興し後ち之を民業に移し連綿として本道蠶業の發達に貢献せしか三十三年冷融の災に罹りて事業廢絕し爲めに斯業の進歩を妨けたる形迹掩ふへからす然かも本道は此の種の企業上困難なる事情少なからさるを以て其の創業費に補助をなすの外、製產生絲にも補助を與へ札幌瀧川、江差三製絲場の設置を見るに至れり而して三十八年に於ける補助金額は四千三百六十五圓十六錢二厘、合格生絲六千七百斤にして本年は五千三百八十八圓なり

北海道蠶絲會　北海道蠶絲會は斯業者共同の利益を增進する機關なれとも斯業の基礎未た薄弱にして到底自立する能はさるの狀態なるを以て之に補助金を交付し官の施設と相俟て本道蠶絲業に貢献する所あらしめんとし三十六年以來年々一千圓宛を交付し本年は五百圓交付せんとす同會は會報を刊行し又昨年は札幌、岩見澤、旭川、永山、網走に座繰製絲及び眞綿製造傳習所を開きし等其の効績少しとせす

蠶業巡回敎師　從來本廳より巡回敎師を派遣し實地指導せしも本年よりは更に五里以內の域內に蟻量二夕半以上の養蠶者二十戶以上を有する部落にして巡回敎師を置くときは之に八十圓つゝの補助をなすの制を立て十三箇所に許可せり

模範桑園　桑園造成の急務なるは已に前に述へたる所の如しと雖も之か模範となすに足るものなきを以て模範桑園の設置を奬勵するの必要を認め本年四箇所に對し六百圓の補助を許可せり

共同製絲組合　製絲業を興さんか爲め器械製絲場の設置を促かしたりと雖も器械製絲業は巨大の資本を要し今日の狀態に於て多數の設置を望むへからさるは勿論なれは座繰法による小規模製絲業を以て之を補ふの策に出つるは本道の如き交通機關の發達せさる地方に於て最も適切の措置なるへきを信し之か奬勵をなせり又其の產物を各已に販賣せしむるときは到底充分の收益を見るへからさる實況なるを以て共同製絲組合を設け多數生產者を團結せしめ一定の方法により荷造等を統一して市場

に輸出するの極めて得策なるを認め本年度より該組合設置補助をなすに至れり

蠶業指導　蠶業奬勵の施設中來歷最も古きものは巡回教師の指導是れなり冬季は農閑を利用し各地に講話會を催ふして蠶業の思想を皷吹し、短期講習會を開きて其の技術を講習し又春夏秋は春蠶、夏蠶、飼育の實地指導を行ひ桑樹栽培法を授くる等斯業の啓發に努め其の効績頗る大なるものあり

種苗の配付　蠶種桑苗の配付は蠶業奬勵施設中重要なるものゝ一なり開拓使以來殆と四十年間を通して實行し効績亦少なからす昨三十八年度は地方費にて蠶種二百五十七枚、桑苗八萬本、國費にて三百八十枚、三萬一千本を配付せり

民間の概況

本道蠶絲業は拓殖の進歩に伴ふは勿論なるも明治三十六年始めて地方費補助の方法を設け專ら奬勵に勗めたるを以て爾來著しく進歩の狀況を呈せり即ち明治三十八年現在桑園一千九百十三町六反歩にして之を前年に比すれは三百七十五町一反歩を增加せり是れ必竟野桑は逐年減少し永く賴むへからさるを認め桑園造成の必要を覺知せるに因ると雖も亦時局に對する紀念事業として之を計畫せるもの少からさるに依れり春蠶飼育者は八千二百五十一戸、蠶種掃立高八千五百八十九枚、收繭六千二百七石にして之を前年に比すれは飼育者千二百五十六戸、掃立高百十二枚、收繭高八百二十一石を增加せり斯く飼育者の增加著しきにも拘はらす掃立高の增加僅少なるは時局に際し壯丁の從軍するもの多く爲めに勞力の不足を生し各己の飼育額を減したるに因るも一般の意向養蠶に傾注せるは飼育戸數增加の著しきを以て知るへし而して飼育中の氣候適順なりしに因ること少なからさるへきも各己飼育の小規模なりし結果稀なる豐收の成績を得たり

夏蠶は飼育戸數二千三百十七戸、掃立蠶種二千六百三十九枚、收繭千三百九十石にして前年に比すれは飼育者九百四十八戸、掃立高千十枚、收繭高九百九十四石を減少せり斯く著しく減少せるは前年水害救助の一策として本廳は特に夏蠶種二千枚を配付して飼育を奬勵せしも三十八年に於て之か配付を爲さゝるに因れり且つ同年夏蠶季は氣候冷濕不順の爲め蠶病發生し蠶兒の成育遲緩にして既に硬化に過きたる桑葉を以て飼育せる等も亦一因なりとす

蠶種の製造高は製絲用種春蠶一萬二千六百五十四枚、夏蠶一萬二千二百四十九枚、原種春蠶五十五萬百四十一蛾分、夏蠶八萬四千五百四十五蛾分にして何れも前年より減少

せり蓋し本年より蠶病豫防法實施の結果從來の蠶種檢査法に比し蠶病消毒の强制其の他の規定を附加せられ爲めに一般複雜となり未た是等の準備なきもの又は檢査手數料の徵收等は販路不確定の製造に不安を生し或は製造高を減少し或は全く廢業せしものあるに因れり然れとも之れ新法實施の際に於ける一時の現象にして果して蠶種の拂底は需用を充たすに足らす隨て價格高値となり次年の製造額は多大の增加をなすへき狀勢を呈するに至れり

製絲家數は四萬六十九戸、生產生絲二千百三十七貫匁、眞綿三百五貫匁にして之を前年に比すれは製絲家一戸を減し生絲は二百八十貫匁、眞綿は三十二貫匁を增加し逐年產額增進せり而して本道現在の器械製絲所は左の三箇所にして其の他は足踏器又は座繰器を用ふるものとす

ケンネル式	三口繰五十窓	空知郡瀧川村	藤川兄弟瀧川製絲所
同上	四口繰七十五窓	札幌區	札幌製絲所
同上	二口繰五十窓	檜山郡江差町	北海道製絲傳習所

本道に於ける製絲事業は未た產繭の發達に伴はす茲に之か詳細の統計を示すこと能はさるも每年群馬縣其の他の諸縣へ輸送せらる乾繭は總產額の二分の一を超過するは疑はさる所なり

統計

養蠶製糸桑園累年表

年次	養蠶戸數	收繭額	蠶絲製造額	蠶種製造額	桑園反別
明治六年	?	石 三八	貫 六	?	?
同十年	?	一四〇	六五	?	町 一〇一
同十五年	?	一五八	二三五	?	一四八
同十九年	?	春蠶 四五九 夏蠶 一三	一四二	五、三三〇枚	?
同二十年	春蠶 一、一六四 夏蠶 ?	七二六 四四	二一八	五、八七七 二、七四六蛾	?
同二十一年	一、五〇七 ?	七二三 一六	六〇五	八、〇八〇 二三、一三〇	?
同二十二年	一、四二一 ?	八八二 四九	七七三	六、三二七 九七、一六四	栽培 見積 二三八 一四八
同二十三年	一、六三四 ?	一、一四二 九二	六〇三	四、二九六 一四六、四八七	二四八 一六九
同二十四年	一、八一九 四七七	一、二四一 一一〇	八四一	五、一八五 一四五、九七九	二三七 一七三
同二十五年	一、五一四 一九〇	一、二八二 一一〇	一、〇五六	四、五八四 一九一、〇九九	二八四 一八八
同二十六年	一、五〇〇 五三〇	一、六〇三 二八二	一、二七八	六、七七三 四五七、七九一	三一九 三六一
同二十七年	一、七一二 二五二	一、五六四 一五三	一、一六六	七、五二一 五七五、九五〇	二七七 三一八

養蠶調表

明治三十八年

國別	飼養家數	掃立高	玉繭數量	屑繭數量	計
石狩	四〇、六戸	五、四〇石	三、八七五石	三、〇〇〇石	四、三〇〇石
後志	四、三六戸	五、三四〇石	三、七四〇石	三、〇〇〇石	四、三四〇石
渡島	九、六六戸	九、六六〇石	六、六四〇石	四、〇〇〇石	六、六四〇石
檜山	四、〇戸	四、〇〇石	二、八〇〇石	一、二〇〇石	二、八〇〇石
計	二二、六四戸	二四、〇四〇石	一六、八二五石	一〇、三〇〇石	一六、八二五石

種製造高表

明治三十八年

國別	製造家數	春種製	夏種製	秋種製	計
石狩	四〇、六戸	三、四〇〇枚	二、六五〇枚	一、三〇〇枚	七、三五〇枚
後志	四、三六戸	三、四〇〇枚	二、六五〇枚	一、三〇〇枚	七、三五〇枚
渡島	九、六六戸	七、六〇〇枚	五、九〇〇枚	二、九〇〇枚	一六、四〇〇枚
檜山	四、〇戸	三、二〇〇枚	二、五〇〇枚	一、二〇〇枚	六、九〇〇枚
計	二二、六四戸	一七、二〇〇枚	一三、四〇〇枚	六、七〇〇枚	三七、三〇〇枚

種製造高表

明治三十八年

見積反別	普通製		框製		計
	春種製	夏種製	春種製	夏種製	
六、四〇〇畝	三、二〇〇枚	二、四〇〇枚	一、二〇〇枚	六〇〇枚	七、二〇〇枚
五、七〇〇畝	二、八五〇枚	二、一四〇枚	一、〇七〇枚	五三五枚	六、四二五枚
五、〇〇〇畝	二、五〇〇枚	一、八七五枚	九三七枚	四六八枚	五、六二五枚
四、四〇〇畝	二、二〇〇枚	一、六五〇枚	八二五枚	四一二枚	四、九五〇枚
三、八〇〇畝	一、九〇〇枚	一、四二五枚	七一二枚	三五六枚	四、二七五枚
三、二〇〇畝	一、六〇〇枚	一、二〇〇枚	六〇〇枚	三〇〇枚	三、六〇〇枚
二、六〇〇畝	一、三〇〇枚	九七五枚	四八七枚	二四三枚	二、九二五枚
二、二〇〇畝	一、一〇〇枚	八二五枚	四一二枚	二〇六枚	二、四七五枚
一、八〇〇畝	九〇〇枚	六七五枚	三三七枚	一六八枚	二、〇二五枚
一、四〇〇畝	七〇〇枚	五二五枚	二六二枚	一三一枚	一、五七五枚
一、〇〇〇畝	五〇〇枚	三七五枚	一八七枚	九三枚	一、一二五枚
七〇〇畝	三五〇枚	二六二枚	一三一枚	六五枚	七八七枚
五〇〇畝	二五〇枚	一八七枚	九三枚	四六枚	五六二枚
三〇〇畝	一五〇枚	一一二枚	五六枚	二八枚	三三七枚
一〇〇畝	五〇枚	三七枚	一八枚	九枚	一一二枚
計	二二、六四〇畝	一七、二〇〇枚	一三、四〇〇枚	六、七〇〇枚	三七、三〇〇枚

桑園表

明治三十八年

桑畑反別	國	石狩	後志	渡島	檜山	計
五町	空知					
三町	上川					
一町	十勝					
一町	釧路					
一町	北見					
一町	天鹽					
一町	計					

養蠶表

年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治
三十八年	三十七年	三十六年	三十五年	三十四年	三十三年	三十二年	三十一年	十九年	十八年	二年
八三五	三九五	四五〇	四四〇	四三〇	四二〇	四一〇	四〇〇	三九〇	三八〇	三七〇
三九五	三八五	三七五	三六五	三五五	三四五	三三五	三二五	三一五	三〇五	二九五
一、六二〇	一、五九〇	一、五六〇	一、五三〇	一、五〇〇	一、四七〇	一、四四〇	一、四一〇	一、三八〇	一、三五〇	一、三二〇
一、二六〇	一、二三〇	一、二〇〇	一、一七〇	一、一四〇	一、一一〇	一、〇八〇	一、〇五〇	一、〇二〇	九九〇	九六〇
九八〇	九五〇	九二〇	八九〇	八六〇	八三〇	八〇〇	七七〇	七四〇	七一〇	六八〇
七〇〇	六七〇	六四〇	六一〇	五八〇	五五〇	五二〇	四九〇	四六〇	四三〇	四〇〇
四二〇	四〇二	三八四	三六六	三四八	三三〇	三一二	二九四	二七六	二五八	二四〇
一、七六二	一、六七八	一、六〇二	一、五二六	一、四五〇	一、三七四	一、二九八	一、二二二	一、一四六	一、〇七〇	九九四

國別	飼養家數	掃立高	良繭數量	玉繭數量	出殼繭數量	屑繭數量	繭計
石狩	一、五一八戸	一、六七一枚	七三九、七三〇石	一三六、五〇三石	三三、六二〇石	九七、三五八石	九九七、二一一石
後志	三九一	五六四	一五七、三六一	五四、四五二	三四、〇五二	一七、七〇一	二四三、五六六
渡島	一二七	一二八	四五、六〇	六、七六五	一、五〇三	四、三六〇	五七、七八七
膽振	二一五	三六八	四八、四〇〇	一〇、五八九	二、〇九六	八、六四二	七〇、七二七
十勝	一五	五	六五〇	四五〇	—	一五〇	一、二五〇
日高	一九	一〇	四、一二三	三七八	—	八九七	五、三九八
天鹽	三三	三三	一三、五一〇	五四〇	—	三六	一四、四一〇
計	二、三一七	二、六三九	一、〇〇九、九三四	一七九、六七七	七一、二七〇	一二九、四六八	一、三九〇、三四九

蠶絲類表　明治三十八年

國別	製絲家數 器械	製絲家數 座繰	製絲家數 玉絲	生絲數量	屑絲 壁斗絲	屑絲 生皮苧	屑物數量	眞綿數量
石狩	二戸	一一五戸	三三戸	一、一五一貫	二三貫	二〇一貫	七五貫	一九二貫
後志	—	一九	—	二七	二	—	四	一五
渡島	—	六二	二	三〇〇	一八	三七	二六	三三
膽振	—	一〇七	五	八九	一七	四	二	五二
日高	—	一八	—	一六	—	—	五	二
十勝	—	三五	—	四五	—	一六	—	一
釧路	—	五	一〇	一〇	一	—	—	三
北見	—	三三	—	三七	六	三	三	五
天鹽	—	一九	三	一五	—	三	一	二
計	三	四一三	五三	一、六九〇	六七	二六四	一一六	三〇五

國別	天鹽	天鹽	天鹽	天鹽	天鹽	天鹽	天鹽	天鹽
膽振	四一五	三四〇	四一五	四一五	四一五	四一五	四一五	四一五
日高	三四〇	二八八	二六七	二六七	二六七	二六七	二六七	二六七
十勝	一五五	一六八	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七
釧路	一〇一	一二三	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九
北見	一五五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五
天鹽	一五五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五
計	八、二五一	八、四八九	四、六五八、九〇二	七三一、四七二	三三二、〇五五	四九三、四〇四	六、二〇六、八三三	

夏蠶繭表　明治三十八年

國別	天鹽	天鹽	天鹽	天鹽	天鹽	天鹽	天鹽	天鹽
石狩	一、五一八戸	一、六七一枚	七三九、七三〇石	一三六、五〇三石	三三、六二〇石	九七、三五八石	九九七、二一一石	
後志	三九一	五六四	一五七、三六一	五四、四五二	三四、〇五二	一七、七〇一	二四三、五六六	
渡島	一二七	一二八	四五、六〇	六、七六五	一、五〇三	四、三六〇	五七、七八七	
膽振	二一五	三六八	四八、四〇〇	一〇、五八九	二、〇九六	八、六四二	七〇、七二七	
十勝	一五	五	六五〇	四五〇	—	一五〇	一、二五〇	
日高	一九	一〇	四、一二三	三七八	—	八九七	五、三九八	
天鹽	三三	三三	一三、五一〇	五四〇	—	三六	一四、四一〇	
計	二、三一七	二、六三九	一、〇〇九、九三四	一七九、六七七	七一、二七〇	一二九、四六八	一、三九〇、三四九	

國別	天鹽	天鹽	天鹽	天鹽	天鹽	天鹽	天鹽	天鹽
石狩	二戸	一一五戸	三三戸	一、一五一貫	二三貫	二〇一貫	七五貫	一九二貫
後志	—	一九	—	二七	二	—	四	一五
渡島	—	六二	二	三〇〇	一八	三七	二六	三三
膽振	—	一〇七	五	八九	一七	四	二	五二
日高	—	一八	—	一六	—	—	五	二
十勝	—	三五	—	四五	—	一六	—	一
釧路	—	五	一〇	一〇	一	—	—	三
北見	—	三三	—	三七	六	三	三	五
天鹽	—	一九	三	一五	—	三	一	二
計	三	四一三	五三	一、六九〇	六七	二六四	一一六	三〇五

北海道廳種畜場（石狩國）

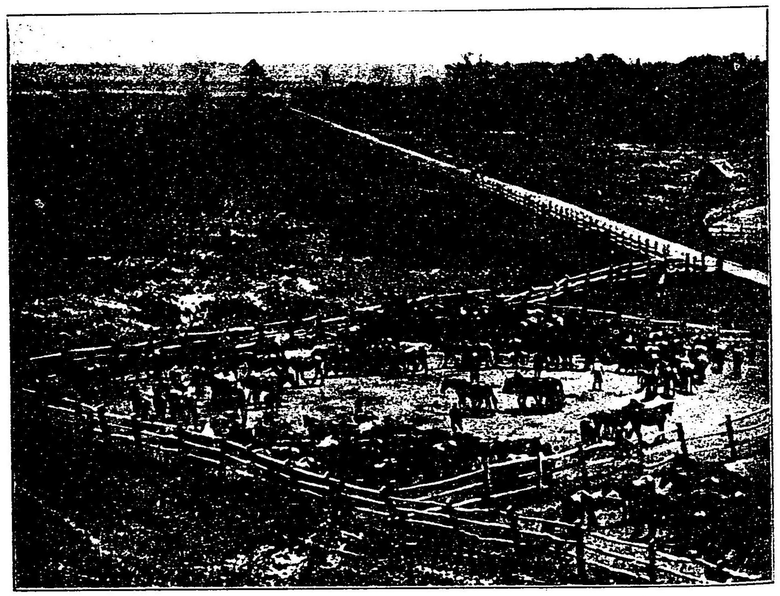

新冠御料牧場（日高國）

前田牧場（石狩國）

神谷酒精會社の養豕（旭川）

北海道廳種畜場

同場は札幌市街の南方約二里にあり本道牧畜改良の基礎となるべきものなり、此の園は種乳牛を日中搾乳の餘間、畜舎より出し改良放牧場にて運動せしむる所にして其の種類はエアシャイア及ひシヨルトホルン並に其の中間種なり

新冠御料牧場

牧場地積三萬八千餘町歩、牧馬二千餘頭、其の產馬は全國各地に需要せられて種馬となり本邦牧畜業の改良に貢献する所甚た大なり

山田邦彦

新冠の御牧に放るなら林
ならせる駒のあかき猛しも

前田牧場

札幌市街の北方約三里に在り前田侯爵の所有にして種牛及び乳牛の蕃殖を以て目的とす現在畜數エアシャイア種牝二十五頭牡十一頭同改良種牝三十五頭牡五頭、ホルスタイン種牝三頭牡一頭あり屢々良畜を歐米より輸入し改良の効顯著なり

酒精會社の養豚

旭川町にある神谷酒精合資會社に於ては酒精醸造の副業として酒滓を以て豚を飼養せり豚の種類はヨークシャイア、バークシャイア等にして數百頭の多きに達せり將來「ハム」製造を爲さんが爲め目下技師を歐洲に派遣し製法研究中なり

第七章　牧畜

本道に馬を輸入せるは最も古くして其の起原を詳にせす牛も亦天明の頃既に飼育せり寛政十一年幕府の東蝦夷地を措置するや又馬、牛、豚等を輸入し文化二年有珠、虻田に牧場を開きて大に馬を飼育し降て安政年間浦河に馬牧場を開き又始めて羊を函館に輸入せり然れとも本道牧畜の改良進歩は開拓使の初期海外より良種を輸入せしに始まると云ふへく爾後之か改良蕃殖に力を盡したることは沿革の部に記する所にて明かなり其の結果今日に於ては牛は一萬三百三十八頭、馬は九萬九千三百七十九頭、羊は四百十五頭、豚は七千百七十六頭に達し之を明治五年に比すれは牛は三十五倍、馬は十一倍、羊は四十六倍、豚は百三十倍にして其の種類も亦著しく改良せり然れとも本道牧畜適地の廣大なるに比すれは其の牧畜業は尚ほ初歩にありと謂はさるを得す更に全國に於ける畜數を見るに明治三十六年末現在牛馬二百七十九萬餘頭、羊豚二十七萬餘頭にして一方里に付牛馬は百一頭弱、羊豚は十頭強に當り又之を本道と府縣とに區別すれは府縣は一方里に付牛馬百二十四頭、羊豚十二頭強なるに本道は明治三十八年の現在に於て牛馬十八頭、強羊豚一頭強に過きす假りに本道の牧畜をして府縣今日の狀

態に至らしむるものとするも其の總地積に對し牛馬約七十六萬頭、羊豚約七萬頭を得へし況んや牧場適地の廣大なる府縣の比にあらさるに於てをや今や拓殖の業日に進み交通の機關月に備り牧畜の業大に發達すへき氣運に向へり今後益々官民一致して之か改良蕃殖を圖らんには庶幾くは遠からすして本道を以て本邦隨一の畜産地たらしむるを得ん

沿革

●明治二年　開拓使舊幕府開設の有珠、虻田の牧場を收管す牧馬凡そ六百頭、牧士十名、馬醫一名、犬追士人四名なり

●明治三年　馬種改良の爲め從前の諸牧場を廢す○是歲孛國人ガルトネル經營する所の七重農場を開拓使の管理に移し七重開墾場と名く

●明治四年　正月札幌市在へ備馬貸與の事を達す○二月貸付馬竝所有牛馬斃死の節牧馬掛へ届出見分を受くへき旨札幌郡各村へ達す

●明治四年　種馬米國產流星號を七重開墾場に入る是れ本道洋馬輸入の始とす○是歲函館支廳動物貸與規則を定め良種の種牛馬を貸與し改良蕃殖を圖らしむ是れ種畜貸與の始めなり

●明治五年　種牛但馬國產ダルハム種牝三頭、牡一頭、デボン種牝三頭、牡一頭を、又三春より耕馬牡六頭、種馬牝十五頭を、米國より種馬牝二頭、牡二頭、綿羊サウスダウン種牝八十六頭、牡二頭、種馬牝牡三頭、コッツウォールド種牝牡三頭、種豚サッフォーク種牝牡三頭バークシャィア種牝牡三頭を購入し牛馬羊豚共皆之を東京青山農事試驗場に飼養し蕃殖せしむ○十月七重牧馬場開設に付馬飼望のものは願出しむ○十二月各牧馬鑑札相渡し爾來無印鑑の分引上くることを達す○是歲新冠牧馬場を設く本牧場は日高國新冠郡に在り地積二千五十九萬六千七百八十九坪を有す

●明治六年　再ひ米國より種牛ダルハム種牝十一頭、牡十一頭、ハィグレード種牡二十五頭、綿羊サウスダウン種牝八十六頭、牡二頭を購入す○膽振國登別に牧馬場を開く（十年三月廢止す）○日高國各郡の牝牡馬一千八百七十三頭を新冠牧馬場に移す○是歲青山試驗場より種牝牛ダルハム種一頭、ハィグレード牝十頭、牡十頭を七重開墾場に移す○種豚サッフォーク牝一頭、牡二頭、バークシャィア牝牡各一頭を又種羊サウスダウン牝三十五頭、牡十三頭を七重開墾場に移す

●明治七年　三度米國より種牛デボン種牝二頭綿羊サウスダウン種牡二頭を購入し皆東京農事試驗場に置き蕃殖用に供す○八月田方檢見及ひ馬政に付馬調帳調製方を龜田上磯兩郡各村へ達す○九月札幌官園中に牧場を假設し牛馬羊豚を飼養す○十月諸官員共馬所持のもの改めを受けしむ○是歳牧草八種を米國より購入して札幌根室等の各地に播種す

●明治八年　種牛ダルハム、ハイグレート及ひ和洋種馬牝牡各一頭を青山試驗場より七重開墾場に移す○四月牛馬取締規則を札幌市及ひ函館區に達す同則を他の各村に準用せしむ○渡島國龜田郡桔梗野村に牧羊場を改設す今の園田牧場是なり又根室に牧場を開き牛馬を畜養す○六月有珠郡紋鼈村農大塚藏治等牧牛場を黄金澤村に開く○同月札幌郡手稻村に牧場を開き官園牧場の馬匹を移畜す○是歳綿羊清國種牝牡七百六頭を又米國よりコッツウオールド牝牡四十五頭を購入し之を札幌及ひ七重に置く

●明治九年　四度米國より種馬牝牡各一頭を購入す種牛雜種牝一頭ダルハム牝三頭、牡二頭デボン牝二頭ハイグレード三頭を青山より七重に又種馬雜種牝三頭牡二頭を青山より根室、七重等に移す○白老及ひ幌別各郡の牝牡馬三百四十六頭を新冠牧馬場に移す○是歳下の牧場を創始す(一)根室牧畜場、根室國根室郡に在り本場の面積二千七百九十九萬三千六百坪始め牛馬及ひ羊を畜養せり(二)札幌牧羊場　本場に於ては初めメリノー、コッツウオールド、サウスダウンの三種を畜養せり然るに其の蕃殖良好且つ毛質佳良にして一頭の採毛量平均十斤を得たり(三)札幌養豚場、札幌育種場内の地積三千二百七坪を畫し札幌村に飼ふ處の者悉く茲に移せり(四)漁牧場、膽振國千歳郡漁村に在り地積凡そ百五十八萬三千坪を選定して手稻村牧場の馬及ひ札幌官園の牛若干を本場に移し畜養す爾來接續の地を拓き牧草を播種し牧馬を移し洋馬を輸入し以て經營を圖れり(五)眞駒内牧牛場、石狩國札幌郡平岸村字眞駒内に在り札幌市街を南に距る約二里、其の地積二百六十九萬八千四百四十四坪なり是より嚮き札幌官園牧場を設けたるも地積狹少なるを以て此處に改め移せしものにして始め土產牛牝二十六頭、牡一頭、ダルハム牝七頭、牡二頭、ハイグレード牝十八頭、牡四頭、雜種牝一頭、牡二頭を有せり○二月牛馬傳染病取締法を札幌郡市在區戸長總代へ達す○六月牧牛處分假規則傳染牛疫豫防方竝に斃死後處置方を達す○九月馬匹竿丸去勢方を室蘭分署へ達す○馬匹竿丸去勢法の件を各分署札幌在郡市區戸長へ達す

●明治十年　種牛ハイグレード種牝三頭、種羊サウスダウン種牝牡四頭を米國より購

入し青山試驗場に養ひ雜種牝一頭、牡二頭、ダルハム種牝三頭、ハイグレード一頭を同場より札幌に移し種馬內國產牡二頭洋種牡二頭を札幌、七重に分移す○三月七重勸業試驗場にて牛馬種付け施行の件を布達す○五月牛馬取締規則を布達し八年六月達牛馬取締規則を改正す○八月私有馬調差出方を達す○是月登別牧場を廢す○十二月驛遞備馬竝に牛馬履歷員數調差出方を達す

●明治十一年　露國浦鹽斯德より牝牛五頭を輸入し青山試驗場より種牛ダルハム牝一頭、牡一頭、デボン牡二頭、ハイグレード一頭及綿羊の全部を札幌に移す○是歲漁牧場を眞駒內牧牛場の附屬とし畜牛を同場に移し牧馬を新冠牧場に移す○三月牧畜一覽表雛形を區戶長惣代へ達す○四月牛馬羊豚貸付假規則を戶長惣代へ達す○五月惡種の牡馬睾丸截去法及ひ私有牛馬假規則を區戶長及ひ總代へ達す○九月眞駒內牧牛場接近の地へ放牛を禁す○十月牛馬放牧風習改良方を定む○十二月不良牡馬睾丸割去に付牧畜者心得を頒ち牛馬賣買規則を布達し馬病施術者引上後育養方を諭告す

●明治十二年　南部より同地產種馬十頭を購入す○青山試驗場より種牛ハイグレード牝二頭、牡一頭を札幌に同種一頭を七重に移す

●明治十三年　四月布達を以て牛馬放牧は札幌外二郡內垣墻ある場所の外之を禁止す○五月米國大統領贈る所の種馬一頭を七重に移す○此歲波恵牧場を創立す本場は岩根靜一の經營する所にして日高國沙流郡波恵村に在り

●明治十四年　南部地方より牝馬數種を購入し米國より種豚チエスターホワイト牝二頭、牡一頭を札幌農學校に輸入す○五月牛馬取締規則を布達す

●明治十五年二月　廢使置縣につき官立牧場は農商務省事業管理局に屬す○八月牛馬選種鑑定假手續及ひ家畜治療手續を公示す○十月傳染病徵候及ひ治療豫防方法を公示す○十二月牛馬羊豚改良名稱を達す○札幌養豚場を廢し育種場に屬せしむ○赤心社牧場を創立す本場は日高國浦河郡姉茶、野深に跨り其の始め貸付地所有地を併せて三百餘萬坪なり

●明治十七年　二月札幌縣に於て種牛馬貸與規則を布達す○九月牛馬取締規則を布達し同取扱規則を達す○是歲新冠牧馬場を宮內省の管轄に屬し御料牧場とせらる

●明治十八年　三月札幌縣に於て種畜取締規則を布達す

●明治十九年　一月馬種改良の爲め勸業課員巡廻種馬の交尾を行ふ同月獸醫假開業免狀請求願差出期限を告示す○二月廢縣置廳官立牧場を北海道廳の管理に移す○七月眞駒內牧牛場を種畜場と改稱す○八月種豚貸與規則を布達す○九月牛馬貸與規則

を布達す○是歲五度米國より種馬乘用種牝一頭、牡三頭、農用種牝四頭牡二頭、雜種二頭計十二頭を購入し種牛馬貸與規則に依り牛四十六頭を人民に貸與す○晩成社牧場を創立す本場は十勝國當縁郡當縁村に在り

●明治二十年　米國より種豚バークシヤイア牡二頭、牝八頭を購入す○十月十九日布達種豚貸與規則を廢止し種豚貸與手續を告示す○同月民有牛馬籍規則を布令し同取扱手續を達す○同月幌泉產馬組合牧場を創立す本場は本道產馬組合規程に依り同郡有志者の設立したる組合の開設に係る○育種場を廢し土地を札幌農學校に屬し豚を眞駒內種畜場に移す○桔梗野村牧養場を園田實德に貸與し飼養の種牛十九頭、馬十四頭を拂下く

●明治二十一年　八月根室花咲兩郡に皮疽病流行に付馬匹飼者豫防注意方を告示す○是歲アルゼリー產馬四頭、南部產馬牝二十頭、デボン牡牛一頭、支那豚二百頭を購入す○札幌牧羊場を廢し飼養の羊を總て眞駒內種畜場に移す○二度牧草種子十二種を米國より購買し眞駒內、七重牧場に播種す○日高國靜內郡下々方村に始めて馬市を開く○前田農場を創立す本場は石狩國札幌郡篠路村茨戸に在り札幌を去る三里、始め堀基の開く所たり農牧混同の法に依り事業を經營す

●明治二十二年　四月十八年布達種畜取締規則を廢止す○七月人家續耕地近傍垣柵の設けなくして牛馬を放牧することを禁止し馬匹皮疽病豫防法を告示す○是歲技術員二名を膽振、日高、十勝、釧路、渡島の諸郡に派して惡馬の去勢を行ふ施術馬數二百三十六頭なり○六度米國より種牡牛三頭を購入し眞駒內七重の兩牧場に飼養す○十二月七重開墾場を七重種畜場と改め育種の業を廢す

●明治二十三年　米國より種豚エッセックス、ボーランドチャイナ、バークシヤイア等を札幌農學校に輸入す○十一月蹄鐵工假免許細則を定む○是歲根室牧畜場を東京鹿島萬兵衛へ條件付拂下けしか條件未履行中和田屯田兵村共有牧場と爲すの許可を與ふ

●明治二十五年　藤野牧場を創立す本場は北見國網走郡網走町大字網走村に在り藤野四郎兵衛の開設する所たり

●明治二十六年　七重種畜場を種畜場七重分場と改む

●明治二十七年　種畜場飼養の牛種をショルトホルン及びエアシヤイアの二種、馬種を乘用及び農用の二種と爲す○是歲七重分場廢せられて同場飼養の牛六頭馬八頭を眞駒內種畜場に移す米國大統領贈る所のポップエークルス號も此の內に在り

●明治二十八年　陸軍糧餉部より綿羊牝一頭、牡四頭、山羊牝十一頭、牡八頭を眞駒內の種畜場に送付あり○七月廳令第五十五號を以て獸醫及び蹄鐵工取締規則を定む○十月根室牧畜場を其の未成功の儘山縣勇三郎讓受く○十二月廳令第百一號を以て十九年甲第九號布達牛馬貸與規則を改定す

●明治三十年　八月廳令第五十號を以て貸馬業取締規則を定む

●明治三十一年　三月廳令第二十一號を以て種牡馬檢查法施行手續を定む○是歲根室牧畜場成功せしを以て之を山縣勇三郎に付與す

●明治三十二年　三月廳令第百十六號を以て獸醫假免許手續細則を定む

●明治三十四年　七月廳令第百三十號を以て種牡牛馬貸付規則を改定し從前牝馬を貸付したる例を廢し且つ有償貸付と爲す○九月訓令第百九號を以て種牡牛馬貸付規則に依れる現狀調書取扱方の件を達す○九月廳令第百五十一號を以て種畜場規程を定む十月廳令第百五十八號を以て種牡牛馬貸付料徵收規程を定む○三十四年度即ち四月より法律第三號北海道地方費法の施行に依り北海道廳種畜場の財產を擧て之を地方費の所屬と爲し爾來地方費の經濟に移す○是歲十二月雷火の爲め種畜場第一畜舍外二畜舍を燒失し牛六十四頭豚二十四頭を燒殺す

●明治三十五年　二月廳令第八號を以て種馬交尾施行規則を定め出張交尾及び交尾料徵收の方法と爲す○同月廳令第七十七號を以て民有牛馬籍規則を定む○十一月廳令第百四十六號を以て種牡牛交尾規則を設け交尾施行の方法及び交尾料徵收の事を定む○四月即ち明治三十五年度より北海道廳種畜場に特別會計を設く○種畜場費豫算に本年度及び三十六年度繼續の方法を以て種畜購買費を設け種牛購買の事を決し種畜場長事務取扱北海道廳技師池田音次郎外一名に命して海外に出張せしむ

●明治三十六年　三月廳令第三十九號を以て民有牛馬籍規則を定む訓令第二十三號を以て民有牛馬籍調製法を當局者に達す○種牡馬檢查法施行手續を改正す○五月廳令第七十號を以て牛馬使役取締規則を定む○告示第三百六十七號を以て馬匹健體檢查施行の件を告示し上川、根室、網走の三支廳下同月告示第三百六十八號を以て同上の地に獸類檢疫所を開始す○五月北海道廳種畜場所管ツロッター種第三初蕾號を閑院宮殿下に獻す○同月アラブ種土耳古號を閑院宮殿下より賜り之を種畜場に管理せしむ○同月池田技師外一名の米國に於て購買したる種畜馬ツロッター種牡一、サラブレッド牡二、牝二、鷄プリモースロック雄二、雌十輸着し七月英國に於て購入せし種畜牛エアシャイア種牡二、牝四、ショルトホルン種牡二、牝二、豚バークシャィア種牡二、牝二、綿羊

サウスダウン種牡二、牝二輸着せり○五月告諭第二號を以て牛馬取扱方の注意を諭す
○八月馬匹健體檢査地を指定し(釧路國同月告示第五百六十八號を以て獸類檢疫所(釧路支廳)を開始す○九月廳令第百二號を以てツベルクリン注射の許可を受けんとする者の出願方を定む○十月訓令第八十八號を以て畜牛結核病豫防法施行規則取扱手續を定む○十二月告示第七百七十五號を以て獸類檢疫所を廢止す

●明治三十七年　一月廳令第二號を以て種畜場所管種豚交尾規則を定む○四月道廳殖民部に畜産課を置く○六月廳令第八十八號を以て三十七年度に於ける馬匹去勢の方法を指定す○十一月告諭第十四號を以て牛馬飼育に關する件を諭す

●明治三十八年　一月獸醫竝蹄鐵工假免許試驗規則を定む○同月告示第八十四號を以て輸入牝牛購賞委託手續を示す○二月廳令第十四號を以て輸入牝牛補助規程廳令第十七號を以て產牛馬組合補助規程及ひ廳令第十八號を以て獸醫蹄鐵工竝に畜產講習生規程を定む○四月廳令第三十九號を以て三十八年度に於ける馬匹去勢方法を指定す○告示第二百十號を以て去勢場設備其他の要件を定む○訓令第三十七號を以て輸入牝牛檢查取扱方を函館小樽兩支廳に令す○告諭第六號を以て母牛の亂賣を戒む○訓令第四十四號を以て馬匹去勢技術員處務順序を令す○六月種畜場所管種馬種類の稱呼を定む○十月廳令第八十二號を以て種牡牛馬貸付規則を改定す○同月訓令第九十二號を以て種牡牛馬貸付規則に依る支廳區役所の取扱方を令す○同月告示第四百三十一號を以て貸付種牡牛馬飼養管理の標準を示す○是歲農商務省より濠洲產牡牛へレフオールド四頭無償付與せらる尋て認可を得て之を網走外三郡產牛馬組合、旭川町藤野牧場、根室町柳田豊、凋寒村新津繁松に各一頭を分付し蕃殖の基礎に供せしむ

●明治三十九年　一月農商務省より牝馬臨時貸下規程に依り濠洲產牝馬三百九十七頭の貸下あり之を管內產牛馬組合郡農會其の他擔當の資格ありと認むる牧畜家を選定して借受せしめ其の內三十頭を地方費に借受し之を種畜場に移して管理せしむ○又た特に農商務省より濠洲產牡馬クライデスデール、サラブレッド及ひ雜種合計十一頭を種馬として無償貸下あり之を產牛馬組合農會等に配當借受せしめ內クライデスデール及ひサラブレッド各一頭を地方費に借受し之れを種畜場に管理せしむ○二月三十五年二月制定の種畜場種馬交尾規則に附則を追加し臨時貸下の濠洲產牝馬に對する特別取扱の法を設け借受者の便に資す○三月廳令第十三號を以て牝馬臨時貸下規程施行手續を定む○同月廳令第二十一號を以て貸下種牡馬取扱手續を定む○同月告諭第二號を以て貸下牝馬飼養管理方等に關する件を告諭し告示第百號を以て貸下

牝馬及び種牡馬に關する取扱方を支廳區役所に達す○同月陸軍省より三十七八年戰役に於ける鹵獲牝馬十頭を配當せられしも一頭途中にて斃死し殘る九頭の內を根室、釧路、網走の各產牛馬組合及び日高產牛馬組合聯合會へ各二頭種畜場へ一頭を分付す五月再び鹵獲牝馬四頭の配當ありしを以て之れを十勝產牛馬組合へ二頭山越郡產牛馬組合及び種畜場へ各一頭を分付す

（備考）布達廳令達告示訓令告諭等に一々廢滅の事由を示さすと雖も明治三十一年以前のものは皆改廢其の他の事由に依り廢滅に屬し現今に存在するものなし

現況

本道の牧畜は近年著しく進步發達し將來益々發達せんとする趨勢あり而して民有家畜數は明治三十八年末に於て馬九萬九千三百七十九頭、牛一萬三百三十八頭、豚七千百七十六頭羊四百十五頭あり又同年六月末日調に於て鷄三十六萬六千二百三十一羽、鶩五千百六十三羽あり年々種畜として牛馬の各府縣に輸出せらるゝもの少からす此の他種畜場の畜養及び管理するもの馬三百八十五頭、牛百九十一頭、羊百九十三頭、豚十九頭鷄四十八羽にして內種牡馬百六十三頭、種牡牛七十一頭は種畜として民間に貸付せり尙ほ此の外に新冠御料牧場に於て駿良の馬匹二千餘頭を牧養す而して民有牧場として現に經營のものは總數二百六十七個所にして其の總地積七萬三千九百二十九町步とす

種畜場

本場は石狩國札幌郡豐平村大字平岸村字眞駒內に在り札幌區を距る南方二里東南小丘を負ひ西北豐平川に臨み眞駒內川其の中央を貫流す開拓使の創設に係り當初牧牛と稱せしも後に之を改めて眞駒內種畜場となし米國其の他より種牛馬羊豚を輸入して飼養蕃殖し或は之を民間に貸付し又は之を拂下け以て種畜を配布し來れり三十四年北海道廳種畜場と改め益々事業を擴張し種畜を配付するの外種畜の餘勢を以て民有牝畜の交尾を行へり就中民有牝馬の交尾は馬匹の改良上極めて効力多きを認め種馬設備と共に年々出張交尾の區域を擴張し既に本年は左の十六箇所に實施し之に使用する種牡馬三十三頭に達せり

北海道廳種畜場（石狩國）　千歲郡漁村（石狩國）　石狩郡當別村石狩（石狩國）　山越郡八雲村（膽振國）
龜田郡大野村（渡島國）　奥拂郡鵡川村（膽振國）　靜內郡下々方村（日高國）　浦河郡浦河町（日高國）

河西郡帶廣町（十勝國）　釧路郡釧路町（釧路國）　厚岸郡湖中村（釧路國）　白糠郡白糠村（釧路國）　網走郡網走町（北見國）　常呂郡野付手村（北見國）　紋別郡紋別村（北見國）　紋別郡沙別村（北見國）

三十五年より本場經濟を特別會計に變更したるより從前無償なりし種畜貸付及び種畜交尾を總て有償と爲し相當の貸付料及び交尾料を徴收することゝ爲せり三十六年度に於て新に米國より種馬としてツロッター種牡一頭、サラブレッド種牝牡各二頭竝に鷄ブリマウスロック雌雄十二羽、英國よりエアシャイヤ種牡牛二頭、牝牛四頭、ショルトホルン種牝牡各二頭、バークシャイア種豚牝牡各二頭、サウスダウン種羊牝牡各二頭を輸入し明治三十九年農商務省より無償貸下の濠洲産サラブレッド種牡馬一頭及びクライデスデール種牡馬一頭、有償貸付の同洲産牝馬三十頭及び陸軍省より配當の鹵獲露國産牝馬二頭の配付を受けたるを以て大に種畜の面目を改めたり又數年前より牛酪其の他の畜産製造品の試製を始め今や牛酪は毎年數千斤を販出するに至れり其の他コンデンスミルク、「ハム」等も試製中にして之か成功を見る亦遠きにあらさるへし蓋し當場は本道畜産の原動機關にして本道畜産の今日あるを致せるものは則ち多くは本場の活動に因ると云ふも可なり而して現在畜養する種畜の種類及び頭數は左の如し

一、馬　ツロッター種最も多く全數の約三分の二を占め之に次くはペルシュロン次はサラブレッド、アラブ、アングロアラブ、クライデスデール、半血種等にして是等の雜種を合せ在場二百二十二頭貸付百六十三頭、合計三百八十五頭とす

二、牛　ショルトホルン　エアシャイア、兩種にして在場百二十頭貸付七十一頭合計百九十一頭とす

三、羊　サウスダウンを主とし次はメリノー、コッツウオルド種にして百九十三頭とす

四、豚　單にバークシャイアにして十九頭とす

五、鷄　ブリマウスロックにして四十八羽とす

又種畜場に屬する土地は左の如し

總面積一萬二千八百二十三町六段九畝三歩五夕

內譯

三千百七十一町六段六畝四歩五夕	本場耕地放牧場及び建物敷地	
六十一反九畝	軟石山	
一萬七千五百六十二町九反三畝九歩	用材林	

二百五十四町七反四畝二十八歩
千五百四町一反五畝二十二歩

千歳郡漁村放牧地
厚岸郡太田村分場用地

種牡牛馬

農商務省貸下種牡馬　明治三十九年農商務省より貸下の種牡馬にして産牛馬組合及ひ農會に配當し畜養せしむるもの十一頭あり孰れも濠洲産クライデステール或はサラブレッド及ひ其の雜種なれは馬産改良上適當にして其の便益少からす

種畜場所管種牡牛馬　種畜場の項に記するか如く馬はサラブレッド、アラブ、アングロアラブ、ツロッター、ペルシュロン、クライデステール、半血種及ひ其の雜種にして在場のもの三十五頭貸付のもの百六十三頭、合せて百九十八頭、牛は在場四頭貸付七十一頭合せて七十五頭にして其の種類はエアシャイア、シヨルトホルンの二種なりとす

民有種牡牛馬　民有の種牡馬は明治卅年三月法律第十二號種牡馬檢査法に依り同三十一年四月以降第一回檢査を實施したるに當時合格馬僅に四十八頭なりしか次年は二百四頭に增加し又明治三十六年種牡馬檢査法施行細則を改正して證明書の有效年限を二箇年と爲せし結果三十七年に至り五百九十四頭三十八年には六百十頭に達し本年現在六百頭なり種牡牛は三十七年廳令第九十號に依り種牡牛檢査規則を發布し之に依り同年檢査の結果合格したるもの四十五頭なりしか漸次增加して現在五十頭となれり此の外農商務省より本道へ付與せられたる濠洲産ヘレフォールド四頭あり而して民有種牡馬は雜種最も多くして洋種最も少く種牡牛は洋種最も多く雜種最も少し

此等の種牡牛馬數を以て民有牝畜に對するに種牡馬にありては配合の割合相伴はす加之民有の種牡馬に至りては雜種以下多數を占め改良を抑壓すること少からす故に道廳は種牡馬を貸付するの外明治三十八年産牛馬組合補助規程を設け組合の購入する種牡馬に對し其の價格の五割までを地方費より補助し善良なる種牡馬の設備を奬勵し需用供給をして相伴はしめんことを期せり又種牡牛に在りては現今は牝牛の需用に對し不足なきか如しと雖も今や輸入牝牛補助規程を設け增殖の基礎たる母牛の增加を圖りつゝあれは遠からす之か不足を訴ふるに至るや論を竢たす

牧　馬

本道の牧馬は其の數既に十萬頭に垂んとし全道到る所馬匹を産せさるなし而して數の點より見れは石狩、渡島、日高、十勝、膽振、釧路の諸國最も多く生産の割合よりすれは日高最も多く釧路、十勝、膽振、渡島、北見等之に次けり殊に日高は本道の乘馬産地として古より有名の地なり是れ日高は地勢氣候風土の乘馬の産出に適する爲なるは論を俟たさるも明治初年より新冠牧馬場の設置せられたること亦其の産出に與つて力あるや疑を容れす

日高に次て良馬を産出するは根室とす其の他北見、石狩、膽振、十勝、釧路も亦駿良の馬匹を産出するに至れり種類は一定せさるも概して用途より言へは乘輓最も多く農用之に次き血液より言へは洋和雜種よりは却て內國種多く外國種一に對し洋和雜種三十七、內國種百七十の割合なり內國種は土産及び南部雜種なりとす

本道在來の馬匹は通常體尺四尺二三寸なるも胸廓の發育宜しく體幅稍々廣く肢蹄堅牢にして性質溫良、步幅短きも速力比較的大に且つ持久力に富むのみならす粗食放養に堪へ實役上輕すへからさる馬種なりと雖も體形小にして力量少く步尺短なるか故に結局の速力大ならす其の他乘馬として容姿擧らさる等何れの用途にも改良を要するを以て比年此の種の土產馬匹を基礎として洋和雜種を生產し大に改良の實を擧けんとし

其の駿逸なるものは種馬として年々府縣に輸出せられ今後益々良馬の產出を見るに至らんとす特に本年は改良の原資として多數の濠洲產牝馬を貸付せられ尙ほ中央政府か種馬機關を設置し良種馬を供給せらるゝの日も遠きにあらさるへけれは是等機關の完備と共に本道の牧馬は其の面目を一新して所謂驥北の名實を全ふするに至るへし

馬匹去勢

牡馬にして種牡馬たるの資質なきものに去勢を行ふことは啻に軍事上に必要なるのみならす特に飼養管理上亦頗る利便なり即ち馬產改良上最も緊要の件にして蓋し是等の馬匹に去勢を行ひ駑馬の交接を防くにあらされは種牡馬檢查法も其の實効を奏せさるの恐れあり故に種牡馬檢查法の效果を完からしめ以て馬產改良の實を擧けんと欲せは須く去勢を勵行せさるへからす是を以て道廳は明治三十七年以來每年農商務省令の規定に基つき大に勸誘に力め地方費を以て去勢術の實施に要する機械を設備し技術員を各地に派遣し施術を行はしめたり而して初年に於ては日高、釧路、根室、十勝、膽振の五箇國を限り施術せしに此の外北見國網走支廳下に於ては自ら是れか施行

をなせし實況なりしを以て明治三十八年度に於ては區域を擴張して後志及ひ天鹽の二國を除く外、他の九國に施行し本年度に於ては更に擴張して全管内に施行するの計劃を立たり而して連年去勢施行の成績は三十七年度千五百十一頭明治三十八年度二千三百二十七頭にして三十九年度に於ては三千九百頭を施行する豫定なり

馬匹去勢施行の結果如何を見るに斃死せしもの明治三十七年度は千五百十一頭中三頭、明治三十八年度は二千三百二十七頭中四頭に過きす而も此の災害は概ね馬主の取扱に慣れすして保定を誤りたるか若くは施術後の手當不充分なるに基因するものにして施術に直接の原因を有するものあることなし

牧　牛

牧牛は最も本道に好適し前途之を容有すへき數頗る多大なるへきも從來本道牧畜家は稍々馬匹を偏重したると農家か未た之を飼養するの利益を知らさりし等種々の關係よりして現在飼養の頭數極めて少數なれとも改良の程度は割合に進歩し種牛として年々各府縣に輸出するもの少なからす種類はエアシャイア、短角、ハイグレード、ゲルンジー、ホルスタイン等とす

本道には何れの牛種も適好すへきも就中今日迄最も好成績を示せるはエアシャイア、ショルトホルン及ひホルスタインにして内國種は至て少く其の一に對し外國種二、雜種九の割合なり

全道中頭數の多きは渡島、北見、石狩、根室、釧路等にして卅八年末全道現在總頭數一萬餘年々千六七百頭の生産あるも近年屠殺數亦多く三十七八年の如きは二千八百餘頭に及へり故に牧牛增殖の道を講する焦眉の急なるを認め牝牛補助規程を設け管外より輸入する牝牛に對し地方費を以て其の購買費を補助するの途を開けり而して輸入牝牛の補助は北海道に於て永住の設備あり現に田畑四町歩以上の耕作を爲し永く牛畜を飼養するの目的あるものに一戸に對し二頭を限り一頭十圓以内の範圍に於てするものにして其の結果として明治三十八年に補助せし頭數百六十八頭なり又明治三十九年度に於ては補助の許可を與へたるもの三百三十二頭あり尚ほ年を逐て擴張の見込なり

牧　羊

牧羊は種畜場を除くの外、全道に於て飼育者殆と絶無なり、但し種畜場に於ける成育の

狀況は頗る良好にして經濟の狀況亦佳良なり是を以て漸次蕃殖を圖り追て全道に頒布するの目的なり

養豚

養豚事業は近來益々盛況を呈せり純種としてはバークシャイアを主とす本種は强健にして能く寒氣に堪へ成育速に且つ多産にして最も本道に適す又近來ヨークシャイアの試養をなすものあるも其の數極めて少なく未た確定の成績を見るに至らす生産數增加するに拘はらす總數に於ては三十四五年頃より却て減少の傾向あるは畢竟屠殺數著しく增加するの結果に外ならす

産牛馬組合

産牛馬組合は牛馬産の改良增殖を圖る上に於て必要缺くへからさる唯一の機關なるを以て是か設置及び監督には最も注意をなせり而して産牛馬組合は明治三十三年六月根室國の中根室、花咲兩郡を地區と爲したる根室産馬組合の設置を嚆矢とし北見、日高、千島、十勝、釧路、膽振等の各國の一郡若くは數郡を地區とするもの漸次其の數を加へ明治三十七年に至り其の數産馬組合及び其の聯合會を合して十五個に至れり然れとも或は其の規模稍々大なるも實力之に伴はすして活動せさるもの少なからす是に於て道廳は模範的定款案を示し組合の地區は格別の事由あるもの、外、各支廳の管轄區域に依らしむるの方法となせしに漸次此の標準に從ひ改善又は新設を企畫する者あるに至れるは喜ふへき現象なりとす現存の組合を擧くれは左の如し

組合名稱	設立年月日及地區	事務所所在地
網走外三郡産牛馬組合	明治三十八年三月十四日　網走、常呂、斜里、紋別四郡	北見國網走郡網走町
根室千島産牛馬組合	明治三十九年四月四日　根室、千島兩國	根室國根室郡根室町
釧路國産牛馬組合	明治三十九年　釧路國	釧路國釧路郡釧路町
十勝國産牛馬組合	明治三十九年　十勝國	十勝國河西郡帶廣町
日高産牛馬組合聯合會	明治三十七年九月十六日　日高國六箇産牛馬組合	日高國浦河郡浦河町
浦河郡産牛馬組合	明治三十五年十一月　浦河郡	日高國浦河郡浦河町
幌泉郡産牛馬組合	明治三十六年二月　幌泉郡	日高國幌泉郡幌泉村
三石郡産牛馬組合	明治三十七年七月　三石郡	日高國三石郡鵡布村
様似郡産牛馬組合	明治三十八年十二月　様似郡	日高國様似郡様似村

沙流郡産牛馬組合	明治三十五年六月	日高國沙流郡門別村
靜內新冠産牛馬組合	明治三十五年六月	日高國靜內郡下々方村
勇松外三郡産牛馬組合	明治三十六年十月	膽振國勇松郡苫小牧村
有珠郡産牛馬組合	明治三十六年十二月	膽振國有珠郡伊達村
瀨棚外三郡産牛馬組合	明治三十九年六月	後志國瀨棚郡東瀨棚村
小樽區外三郡産牛馬組合	明治三十八年五月	後志國小樽區
宗谷郡産牛馬組合	明治三十九年四月	北見國宗谷郡稚內町
山越郡産牛馬組合	明治三十九年	膽振國山越郡入雲村

牧場

牧場は明治三十七年末調査に依れは大小總數二百六十七箇所にして其の地積七萬三千九百餘町歩とす而して其の地積の最も大なるものは九百萬坪に至る今三百萬坪以上の大地積を有するもの及び最も著名にして好く事業を經營するものを示せは左の如し

大地積を有するもの

牧場名稱	所在地	坪數
美瑛藤野牧場	上川郡美瑛村美瑛原野	四百七十四萬四千七百六十五坪
細野牧場	空知郡砂川村	三百四萬坪
北海道牧畜合資會社牧場	勇拂郡小牧村勇拂	四百九十九萬八千五百坪
白老牧場	白老郡社臺村	四百七十一萬九千二百五十坪
岩根牧場	沙流郡波恵村	九百四十六萬八十坪
野深姉妹牧場	浦河郡荻伏村	四百二十萬坪
八田牧場	沙流郡貫氣別村	三百十三萬三千二百八十二坪
山縣釧路牧場	釧路郡釧路町釧路村	四百八十八萬坪
關牧場	中川郡本別村字上利別トマム	三百三萬二千九百七十坪
柳田仙鳳趾牧場	釧路郡仙鳳趾村字ナタコバウシ	八百四十萬六千三百十一坪
高島牧場	中川郡信取村	四百五十萬坪
山形根室牧場	根室郡根室町大字根室村	九百六十三萬一千三百二十五坪
開效社共同北見牧場	斜里郡止別村字小清水	三百七萬千十五坪
田中牧場	網走郡網走村字ヨビト	七百九十萬六千九百六十六坪
市島牧場	宗谷郡宗谷村字マスポンイ	五百萬五千九百五十坪

著名なる牧場

牧場名	畜種	所在地
關田牧場	牛馬	渡島國亀田郡亀田村

沙流郡産牛馬組合	明治三十五年六月	日高國沙流郡門別村
靜內新冠産牛馬組合	明治三十五年六月	日高國靜內郡下々方村
勇松外三郡産牛馬組合	明治三十六年十月	膽振國勇松郡苫小牧村
有珠郡産牛馬組合	明治三十六年十二月	膽振國有珠郡伊達村
瀨棚外三郡産牛馬組合	明治三十九年六月	後志國瀨棚郡東瀨棚村
小樽區外三郡産牛馬組合	明治三十八年五月	後志國小樽區
宗谷郡産牛馬組合	明治三十九年四月	北見國宗谷郡稚內町
山越郡産牛馬組合	明治三十九年	膽振國山越郡八雲村

牧　場

牧場は明治三十七年末調査に依れは大小總數二百六十七箇所にして其の地積七萬三千九百餘町歩とす而して其の地積の最も大なるものは九百萬坪に至る今三百萬坪以上の大地積を有するもの及び最も著名にして好く事業を經營するものを示せは左の如し

大地積を有するもの

牧場名稱	所在地	坪數
美瑛蓬野牧場	上川郡美瑛村美瑛原野	四百七十四萬四千七百六十五坪
細野牧場	空知郡砂川村	三百四萬坪
北海道牧畜合資會社牧場	勇拂郡小牧村勇拂	四百九十九萬八千五百坪
白老牧場	白老郡社臺村	四百七十一萬九千二百五十坪
岩根牧場	沙流郡波恵村	九百四十六萬八十坪
野深姉妹牧場	浦河郡荻伏村	四百二十萬坪
八田牧場	沙流郡貫氣別村	三百十三萬三千二百八十二坪
山縣釧路牧場	釧路郡釧路町釧路村	四百八十八萬坪
關牧場	中川郡本別村字上利別トマム	三百三萬二千九百七十坪
柳田仙鳳趾牧場	釧路郡仙鳳趾村字ナタコバウシ	八百四十萬六千三百十一坪
高島牧場	中川郡信取村	四百五十萬坪
山形根室牧場	根室郡根室町大字根室村	九百六十三萬一千三百二十五坪
開效社共同北見牧場	斜里郡止別村字小清水	三百七萬千十五坪
田中牧場	網走郡網走村字ヨビト	七百九十萬六千九百六十六坪
市島牧場	宗谷郡宗谷村字マスポンイ	五百萬五千九百五十坪

著名なる牧場

牧場名	畜種	所在地
園田牧場	牛馬	渡島國龜田郡龜田村

山縣牧場	同	根室國根室郡根室町
藤野牧場	同	北見國網走郡網走町
赤心株式會社牧場	同	日高國浦河郡荻伏村
波惠牧場	同	日高國沙流郡波惠村
晩成社牧場	同	十勝國廣尾郡當緣村
嘉多山牧場	同	北見國網走郡網走町
前田農場	牛	石狩國札幌郡篠路村

家畜傳染病

家畜傳染病に就ては明治六年八月開拓使札幌本廳に於て馬の傳染病豫防法を達し病死の馬は人家並に牧馬場等を離れたる土地に於て成るへく燒捨つへきことゝ爲し獸畜總て病症ありと認むるときは速に屆出て病院の檢査を受けしめたる以來十一年八月牧馬喉頭炎症を發し感染するもの殆と千頭に達し藥品を施與治療せしむるの制を設けしか十四年膽振國勇拂郡以南各郡に馬病發生し日高、石狩、後志等の各國に流行せり而して傳染病の主なるものは皮疽病なるも其の病勢常に緩慢にして末た甚しきに至りたることなく其の他の諸病は之を見ること稀れなりぎ二十九年三月現行獸疫豫

防法公布せられしより明治三十三年北見國に皮疽病流行の兆ありしか馬匹健體檢査を行ひ明治三十五年復た同國及ひ根室、釧路、及ひ石狩の一部に假性皮疽病發生蔓延の兆ありしを以て同年十月より翌三十六年五月渉り馬匹の健體檢査を行ひ遂に流行の害を未然に防けり爾來各地に點々假性皮疽又は鼻疽の發生ありしも其の數僅少にして末た以て念と爲すに足るものあらす今明治三十八年に於ける獸疫の發生區別及ひ種類を示せは左表の如し

國別	（馬）假性皮疽 年齡別 一才	二才	三才	四才	五才	六才	九才	計	轉歸 撲殺	斃死	全治	未治	（豚）豚羅斯 年齡 二才	轉歸 撲殺	斃死	全治	未治
釧路	一	二	一	一	一	一	一	四	一	一	三	一	一	一	一	一	一
根室	一	一	一	二	一	二	一	六	一	二	三	一	一	一	一	一	一
十勝	一	一	一	一	一	一	一	二	二	一	一	一	三	一	三	一	一
石狩	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
北見	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	二	一	一	一	一	一
計	一	二	三	四	二	二	一	一五	三	二	六	四	三	一	三	一	一

而して明治三十九年も亦點々假性皮疽及ひ鼻疽の發生あり特に根室國に於て數頭の疑症を發し危險の兆候あるを以て馬匹健體檢査を行ふことに決し目下執行中に在り

畜牛結核病檢査は明治三十三年其の必要を認め農商務省より「ツベルクリン」液の下付を得て是を當事業者に配付し畜牛結核病豫防法實施後は力めて之を勵行せり三十六年以來檢査の成績を示せは左の如し

年次	檢査總數	牛					
		健	疑病		病牛		
			症輕	症重	症		
三十六年	七、七四四頭	七、〇五四頭	二七頭	五三頭	二頭		
三十七年	八、六六八	八、二六九	七〇	三一	八		
三十八年	九、九五八	九、七〇九	一五七	九一	一		

前表によれは病牛は年を逐ひ遞減す是れ明かに畜牛結核豫防法の効果を示すものにして今より數年の後は假令根滅を期し得さるも病牛數は極めて僅少なるに至るへきは蓋し疑を容れさる所なり

畜産並獸醫蹄鐵工講習

本道に於ては從來獸醫及ひ蹄鐵工の供給極めて少なく現に明治三十八年初の調査に於て民有牛馬の總數十萬二千二百二十七頭なるに本免狀を有する獸醫五十二人、蹄鐵工百八十二人にして之を牛馬の總數に配當すれは千九百六十五頭に對し一人に該當し又獸醫を以て土地の面積に配當すれは百十五方里に對し一人に該當し畜産就中牛馬産の振作を圖る上に於て頗る不足なるを認むる因て之を補充すると併せて畜産技術者を養成し焦眉の急需を補ふ目的を以て明治三十八年度の地方費勸業費に獸醫並に畜産講習費を設け種畜場構内の建物を充用して志願者二十六名に對し四月より九月まて六箇月間講習を施行し修業證書を交付せしか修業期間短かくして固より本免狀を得へき獸醫たるの技能を養ふに足らさるを以て三十九年度に於ては規模を擴張し修業期間を二箇年と爲し志願者三十名を募集するの設備を爲し目下之を講習しつゝあり

統計

牛馬羊豚數累年表

種別 / 年次	牛			馬			羊			豚		
	牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計
明治五年	二〇八頭	八七頭	二七五頭	五、二八一頭	四、〇一〇頭	九、二九一頭	六頭	三頭	九頭	二六頭	二九頭	五五頭
同六年	一六四	六九	二三三	一〇、〇七二	六、二六六	一六、三五七	八三	六	八九	八五	六九	一五四

明治七年	二一三	九七	三一〇	九、〇一七	六、〇六三	一五、〇八〇	一〇四	四〇	一四四	八七	八七	一七四
同　八年	二三四	一二三	三五七	一四、一七三	一〇、六一〇	二四、七八三	七九八	五四	八五二	一一六	九二	二〇八
同　九年	二一五	一五九	三七四	九、七五八	八、九九九	一八、七五七	四九〇	六六	五四六	一一六	八九	二〇五
同　十年	四三三	七四五	一、一六七	一七、二六四	一三、三一四	三〇、五七八	三七〇	七八	四四八	一二〇	一五一	二七一
同　十一年	五〇三	三二三	八二五	一七、四四六	一三、一八六	三〇、六三二	一五九	八五	二四四	一二一	一四四	二六五
同　十二年	五一五	三八三	八九八	一五、一七四	一二、九一〇	二八、〇八四	三三〇	八三	四一三	一一一	一三六	二四七
同　十三年	五六八	八五六	一、四二四	一六、八二一	一三、四三四	三〇、二四五	三六七	一一五	四八二	一七〇	一一〇	二八〇
同　十四年	五八二	五四一	一、一二三	一七、一二四	一三、五八八	三〇、七一二	四二三	一五五	五七七	一〇四	六六	一七〇
同　十五年	五四一	四五四	九九五	一八、三〇三	一四、九九八	三三、三〇一	四五二	一四八	六〇〇	一六三	一〇三	二六六
同　十六年	八七八	六六四	一、五四二	一八、九七七	一四、八四二	三三、八一九	四九二	一四九	六四一	一四二	一五七	二九九
同　十七年	八〇〇	四九四	一、二九四	二〇、〇二二	一五、八一三	三五、八三四	五一九	一五〇	六六九	一三七	一五三	二九〇
同　十八年	八五一	四八六	一、三三七	二一、五九〇	一七、九七〇	三九、五六〇	三三二	一〇七	四三九	二一四	一五二	三六六
同　十九年	五五九	三六二	九二一	二三、二六九	二〇、一四五	四二、四一四	一六五	二六	一九一	一七九	一〇四	二八三
同　二十年	七三三	三八六	一、一一八	二四、一七七	二〇、九四七	四五、一二四	一五九	四六	二〇五	三三二	二一三	五四五
同　二十一年	九三二	四二四	一、三五五	二四、二二一	二一、二八〇	四五、五〇一	九三	二七	一二〇	四四九	三〇五	七五四
同　二十二年	一、七七三	八五五	二、六二七	二五、九八三	二二、五一六	四八、四九八	四四	六	五〇	一、二〇五	八五九	二、〇六四
同　二十三年	二、一八四	一、一一四	三、二九八	二七、四八一	二三、四八七	五〇、九六八	四八	一八	六六	一、八二八	一、二六七	三、〇九五
同　二十四年	二、三三六	一、二九五	三、六三一	二七、三七七	二四、五四九	五一、七二六	五八	二三	八一	二、二九二	一、四四四	三、七三六
同　二十五年	二、六九五	一、四六九	四、一六四	二八、一八七	二五、六四六	五三、八三三	五九	四三	一〇二	二、三九八	一、五〇七	三、九〇五
同　二十六年	三、二七一	一、六二三	四、八九四	二八、八七一	二七、〇九八	五五、九六九	六一	三四	九五	二、八〇二	一、六一一	四、四一三
同　二十七年	三、四九〇	一、七〇七	五、一九七	二七、五二三	二三、九七一	五一、四九四	七五	五〇	一二五	二、一五〇	一、三二〇	三、四六〇
同　二十八年	四、〇〇九	一、九四二	五、九五一	二七、二六二	二五、九六一	五三、二二三	九〇	六〇	一五四	二、三三四	一、五二七	三、八六一
同　二十九年	四、四二四	二、二二七	六、三七六	二七、四四四	二七、二二三	五四、六六六	一四六	六三	二〇八	二、三八八	一、六二一	四、〇〇九

同　三十年	四、三六六	二、〇一〇	六、三七六	二七、一一三	二九、七四〇	五七、三三三	一九四	九〇	二八四	二、二七五	一、四二九	三、七〇四
同　三十一年	四、六〇五	二、一三五	六、七四〇	三一、二二〇	二九、七五一	六〇、九七一	二一七	一一四	三三一	二、〇八六	一、四三四	三、五二〇
同　三十二年	四、九九三	二、四三五	七、四二八	三三、四五三	三四、〇三九	六七、四九二	二一〇	八六	二九六	二、〇一九	一、一七〇	三、一八九
同　三十三年	四、六三一	一、九九三	六、六二四	三九、六八〇	三五、三三六	七五、〇一六	二三四	五三	二八七	三、一二七	一、七三五	四、八六二
同　三十四年	五、二三一	二、一三三	七、三六四	四三、四五七	三七、三〇〇	八〇、七五七	一五五	八六	二四一	五、〇〇三	三、二四二	八、二四五
同　三十五年	五、二四二	一、八二一	七、〇六三	四三、五四四	三六、二四四	七九、七八八	一一八	八〇	一九八	四、三三五	三、〇三三	七、三六八
同　三十六年	五、三九七	一、五六三	六、九六〇	四八、七五九	四三、〇〇八	九一、七六七	一五二	一〇〇	二五二	三、八七七	二、一八五	六、〇六二
同　三十七年	六、〇四四	一、七六六	七、八一〇	五〇、五八五	四三、八三二	九四、四一七	二四〇	一一五	三五五	三、一〇八	一、六五六	四、七六四
同　三十八年	七、八三六	二、五〇二	一〇、三三八	五四、四三三	四四、九四六	九九、三七九	二五九	一五六	四一五	四、六四九	二、五二七	七、一七六

備考　明治四年以前は材料を缺き明治五年より九年に至る五箇年は開拓使札幌本廳管内の民有牛馬調査を缺き又同十九年より二十一年に至る三箇年間は民有牛馬數の調査のみを掲く

牛馬生産及斃死數累年表

年次＼種別	生産 牛 牝	生産 牛 牡	生産 牛 計	生産 馬 牝	生産 馬 牡	生産 馬 計	斃死 牛 牝	斃死 牛 牡	斃死 牛 計	斃死 馬 牝	斃死 馬 牡	斃死 馬 計
明治二十七年	五二一頭	三七一頭	八九二頭	二、四八八頭	一、九七二頭	四、四六〇頭	九九頭	四五頭	一四四頭	七七三頭	七七九頭	一、五五二頭
同　二十八年	六八二	五五六	一、二三八	二、九五一	二、五八八	五、五三九	九九	八〇	一七九	七二三	六五三	一、三七六
同　二十九年	七一一	六〇四	一、三一五	二、七一三	二、三八六	五、〇九九	九九	六七	一六六	六〇六	五四五	一、一五一
同　三十年	七七六	六一二	一、三八八	二、九五七	二、九九四	五、九五一	一二三	九五	二一八	六八二	六一三	一、二九五

明治三十一年	六九四	五六八	一、二六二	三、八四五	三、四八五	七、三三〇	一三〇	九二	二二二	七七〇	六七四	一、四四四
同　三十二年	八〇二	七一一	一、五一三	四、五七二	四、六九二	九、二六四	一四九	九五	二四四	一、〇九〇	八七〇	一、九六〇
同　三十三年	八七五	七六三	一、六三八	四、九五三	四、五八〇	九、五三三	一三七	九七	二三四	一、〇〇六	八九〇	一、八九六
同　三十四年	八七三	六七一	一、五四四	五、七八一	四、七八三	一〇、五六四	一一六	九六	二一二	六九五	六七八	一、三七三
同　三十五年	九五七	六一九	一、五七六	五、四八八	四、三七一	九、八五九	一九〇	一四九	三三九	一、四一六	一、一九五	二、六一一
同　三十六年	九七〇	七二八	一、六九八	六、〇九八	五、一九五	一一、二九三	八八	八〇	一四八	七九四	七三六	一、五三〇
同　三十七年	一、〇二一	七二一	一、七四二	五、六四六	四、九九〇	一〇、六三六	八三	六八	一五一	一、五〇四	一、二九八	二、八〇二
同　三十八年	一、一九〇	九六〇	二、一五〇	六、九四九	五、一三四	一二、〇八三	一四四	七七	三二一	一、五五八	一、一八五	二、七四三

備考　明治三十六年以前のものは材料なくして調査し能はさるを以て之を缺く○羊豚の生産及ひ斃死數を缺くもの亦同し

牛馬羊豚屠殺數累年表

年次＼種別	牛 牝	牛 牡	牛 計	馬 牝	馬 牡	馬 計	羊 牝	羊 牡	羊 計	豚 牝	豚 牡	豚 計
明治十九年	四三二頭	四三四頭	八六五頭	?頭	?頭	?頭	?頭	?頭	?頭	?頭	?頭	?頭
同　二十年	三一七	五一四	八三一	?	?	?	?	?	?	?	?	?
同　二十一年	二〇二	三五八	五六〇	?	?	?	?	?	?	?	?	?
同　二十二年	三一九	四八二	八〇一	五二八	四三一	九六九	?	?	?	?	?	?
同　二十三年	三九五	四七二	八六七	六五六	五二五	一、一八一	?	?	?	?	?	?
同　二十四年	三二〇	六四一	九六一	三九四	三四二	七三六	?	?	?	?	?	?
同　二十五年	三六九	六六一	一、〇一〇	四六〇	六六一	一、一二一	?	?	?	?	?	?
同　二十六年	三〇二	一、〇〇四	一、三〇六	四八九	八三三	一、三二二	?	?	?	?	?	?
同　二十七年	五一八	七九八	一、三〇六	七三九	五〇九	一、二四八	?	?	六	?	?	八三〇
同　二十八年	四九四	一、〇一五	一、五〇九	六〇四	三八九	九九三	?	?	一四	?	?	五〇三
同　二十九年	七七三	一、一五八	一、九三一	九六四	七〇九	一、六七三	?	六	六	三四九	六二四	九七三
同　三十年	一、一九〇	九一一	二、一〇一	三七三	四八六	八五九	一八	三	二一	三六五	二七六	六四一
同　三十一年	五六九	一、三六四	一、九三三	一七一	二六九	四四〇	三	六	九	四八六	六四一	一、一二七
同　三十二年	八五一	一、九〇八	二、七五九	三七一	四三四	八〇五	五	一五	二〇	八六八	八一二	一、六八〇
同　三十三年	一、〇五九	一、六六七	二、七二六	四五一	六五五	一、一〇六	一三	一九	三二	七四一	一、一二六	一、八六七
同　三十四年	七三〇	一、三八六	二、一一六	三七四	四九四	八六八	六	三	九	一、三七一	一、二五五	二、六二六
同　三十五年	四二四	九五四	一、三七八	二三九	三六六	五九五	一	八	九	一、五四三	一、三〇六	二、八四九
同　三十六年	六五三	一、九八八	二、六四二	二八八	六一二	九〇〇	一八	二	二〇	三、三〇三	二、七七八	六、〇八一
同　三十七年	九五五	一、八六一	二、八一六	三八八	七一五	一、一〇三	二	七	九	二、三八三	二、二三四	四、六一七
同　三十八年	一、〇三八	一、八四〇	二、八七八	五八九	一、一三四	一、七二三	二	七	九	二、一一一	二、〇二八	四、一三九

備考　明治十八年は材料なくして調査し能はざるを以て之を缺く

種畜場種牛馬表

明治三十九年六月現在

種類	名號	生年	毛色	體尺	産地	血統
アラブ種	土耳其	二十七年	葦	四尺八寸	土國	父母不詳
サラブレッド種	ラピアス	三十四年	星栗	五尺三寸	米國	父サ、ラパロ 母サ、ローリアス
同	モルモン	三十四年	流星栗	五尺三寸	同	父サ、ザヨルジケスラー 母サ、タイラー

アングロアラブ種	第三アラデュ	三十四年	流星栗	四尺九寸五分	奥羽種馬牧場	父アングロ、デラデュ 母ア、デシレー
ツロツター種	第二マークダイアモンド	十八年	微星鹿	五尺三寸	米國	父ツ、マークダイアモンド 母不詳
同	ヂヨンアール	十六年	流星鹿	五尺二寸	同	父 母不詳
同	初蕾	二十二年	微星鹿	五尺二寸	種畜場	父ツ、ヂユービーフエルケーソン 母ツ、ワシントン
同	後志	二十一年	星鹿	五尺二寸	同	父ツ、第二マークダイアモンド 母ツ、アメリカ
同	奔星	二十五年	流星栗	五尺二寸五分	同	父ツ、ジヨンアール 母ツ、第二キングスリー
同	第二初蕾	三十一年	栗	五尺二寸五分	同	父ツ、初 母ツ、七重絲蕾
同	第八ポツプエークルス	三十一年	星鹿	五尺一寸五分	同	父ツ、ポツプエークルス 母ツ、岩見
同	ベーベル	三十一年	星鹿	五尺二寸五分	米國	父ツ、ボーベルス 母ツ、ハルダ
同	山村	三十二年	星栗	五尺一寸	種畜場	父ツ、瑞見 母ツ、アメリカ
同	初鷹	三十三年	星鹿	五尺一寸	同	父ツ、第五ポツプエークルス 母ツ、ワシントン
同	第九ポツプエークルス	三十三年	星栗	四尺八寸五分	同	父ツ、ポツプエークルス 母ツ、第二キングスリー
同	北晃	三十四年	微星鹿	五尺七分	同	父ツ、第五ポツプエークルス 母ツ、利別
同	第四初蕾	三十四年	星鹿	五尺一寸五分	同	父ツ、初蕾 母ツ、第二キングスリー
同	第九ダイアモンド	二十八年	鹿	五尺七分	同	父ツ、第二マークダイヤモンド 母ツ、ワシントン
同	第五初蕾	三十五年	黑鹿	五尺一寸三分	同	父ツ、初蕾 母ツ、第二デンマーク

同	第七ポツプエークルス	三十年	鹿	四尺九寸	同	父ツ、ポツプエークルス 母ツ、岩見
ベルシユロン種	第三シユベルブ	二十七年	星青	五尺三寸五分	同	父ベ、シユベルブ 母ベ、フレドンス
同	第五シユベルブ	二十九年	星青	五尺二寸九分	同	父ベ、シユベルブ 母ベ、第二號
同	春雨	二十五年	流星青	五尺四寸五分	同	父ベ、シユベルブ 母ベ、ヘランチン
同	第九シユベルブ	三十一年	星青	五尺二寸五分	同	父ベ、シユベルブ 母ベ、フレドンス
半血種	北勇	三十四年	星鹿	五尺五分	種畜場	父ツ、初 母ベ、第二墨染蕾
ツロツター種	隆英	三十六年	星栗	四尺七寸五分	同	父ツ、第三初蕾 母ツ、アメリカ
同	第二奔星	三十六年	流星栗	四尺九寸	同	父ツ、奔星 母ツ、ワシントン
同	第三奔星	三十六年	流星栗	四尺七寸五分	同	父ツ、奔星 母ツ、岩見
同	第二瑞障	三十六年	流星栗	四尺九寸	同	父ツ、瑞障 母ツ、シブリン
ツロツター五回雜種	隆帥	三十六年	星鹿	四尺九寸五分	同	父ツ、奔星 母ツ、四紅葉
五回雜種	隆雨	三十六年	星黑鹿	五尺一寸	同	父ツ、奔星 母ツ、四山時雨
◉サラブレツ種	オードンガー	三十四年	星栗	五尺五寸	濠洲	父 母不明
◉クライデステール種	ジヤツクモアー	三十五年	流星鹿	五尺五寸五分	同	父 母不明
ツロツター種	第五ポツプエークルス	二十九年	鹿	五尺三寸	種畜場	父ツ、ポツプエークルス 母ツ、第二キングスリー
ベルシユロン種	シユベルブ	十六年	星青	五尺三寸	佛國	父ベ、フヒクベル 母ベ、シカレツト

備考　◉印あるは無賃貸付のものなり

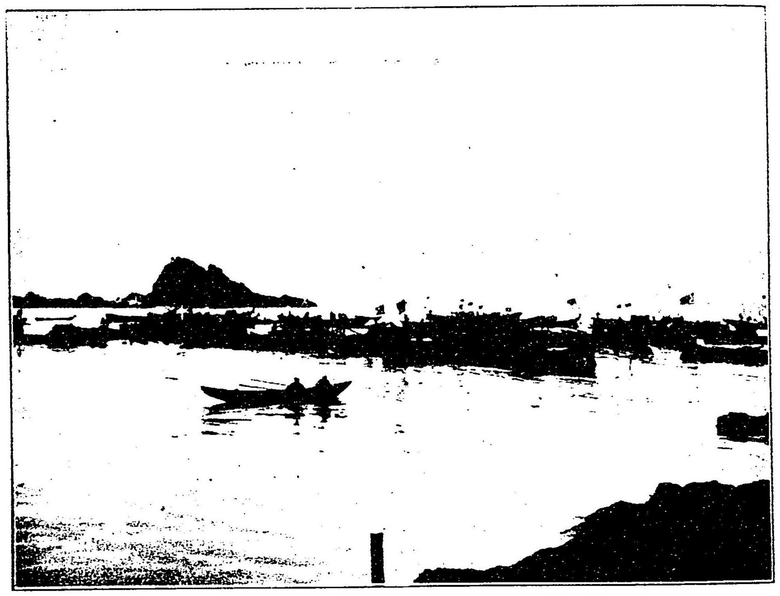

鰊粕船の群集（後志國祝津）

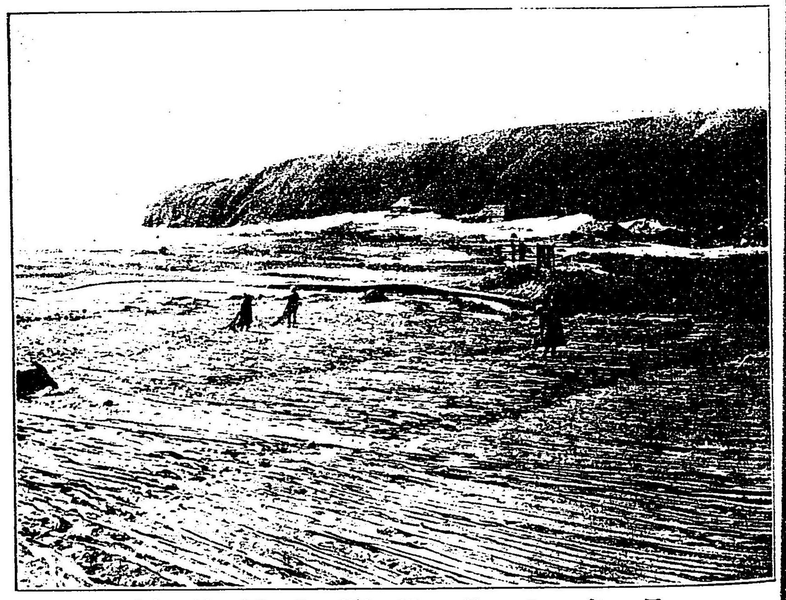

昆布の乾燥（釧路國濱中）

鰊枠船の群集

鰊建網には枠船と「起し船」とを附屬す
枠船の底に嚢あり「起し船」にて建網を
起すや網中の鰊を枠船の嚢に移し岸
に漕來りて鰊を汲み上くるなり
此の圖は後志國高島郡祝津に於て大
漁の際枠船の群集する景にして毎船
數百圓に價する鰊を携へり

昆布の乾燥

昆布を海中に刈取るや船に積みて漕
來り砂濱に並へて乾燥す故に昆布業
者には砂濱は最も重要にして昆布の
良否は多く乾場の良否に關係す
此の圖は釧路國厚岸郡濱中村に於け
る昆布乾燥の景にして廣き砂濱一面
に乾しつゝある所甚た奇觀なり

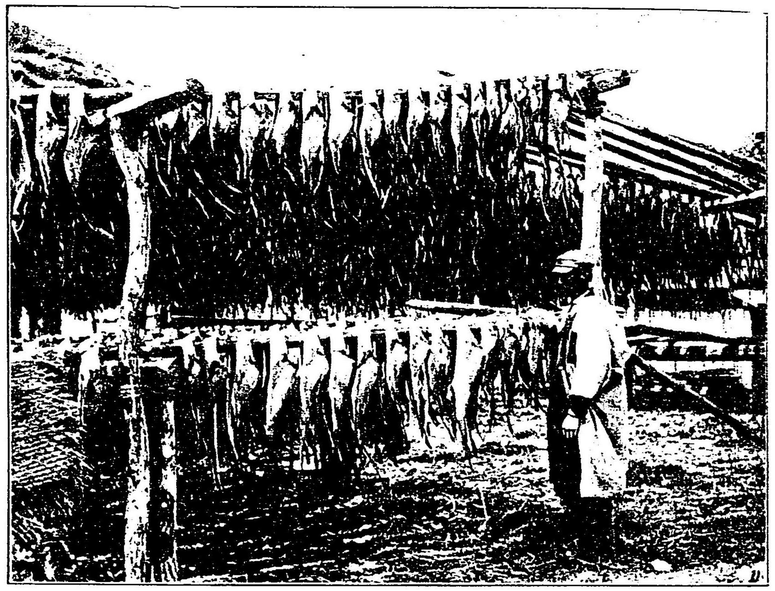

棒鱈の乾燥

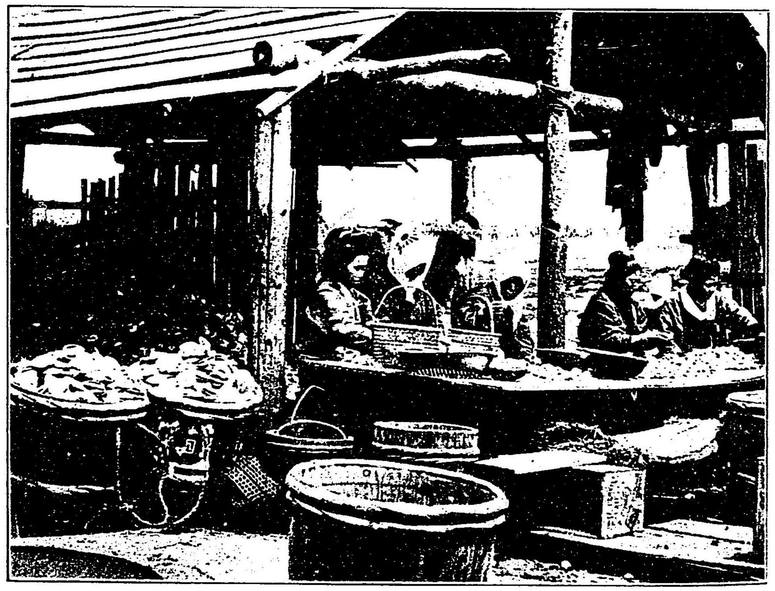

乾海扇の製造

棒鱈の乾燥

本圖は棒鱈乾燥の有樣を示すものなり鱈は十月より翌年五月迄を其の漁期とし製造の順序は尾端より刀を入れ三枚に割り骨を去り腮の下部を以て二枚の肉を緊かしめ竿に掛けて乾燥す今示す所は殆と乾燥の成りたるものなり棒鱈は重に清國に輸出す

乾海扇の製造

本圖も亦清國輸出品の一なる乾海扇製造の有樣を示すものなり製造の順序は多く介の儘釜にて煮熟し口を開くを度として肉を抜き取り又臓腑を去り大小を區別し簀又は莚に散布して乾燥す今示す所は之か臓腑を去り肉の大小を區分しつゝある所なり

第八章　漁業

本道は太平洋、日本海、オコツク海を以て圍繞し暖寒の二海流は南北より來りて其の沿岸を洗ひ沿岸線の延長本島六百六十四里餘、千島列島及ひ其の他の屬島を合すれは千三百五十餘里、鰊鱈等の豊富なる蓋し世界有數の漁場なりとす

本道漁業の起原は頗る古くして確知し難しと雖も四五百年以前既に之を行ひたるを認む然れとも德川幕府時代に在ては所謂運上屋又は漁場請負なるもの漁利を擅にし開發意の如くならさりしか開拓使は之を廢して隨意出願を許し漁場は各地に新設せられ且つ三縣時代に至るまて漁業資本の貸與其の他の方法を以て奬勵を加ふるあり北海道廳を置きて以來は制度の備はると共に時運は大に進捗し明治二十四五年來頓に長足の發達を爲し今や沿岸漁業は殆と其の頂點に達したる勢を示し鰊漁業の如きは近年寧ろ衰頽の傾あり又鮭、鱒の如きは內部拓殖の進歩に伴ひ產卵床の荒廢を招きて產額非常の減少を來せり然れとも一方に於ては鮪、鰯、鮫、鰹の如き新漁業勃興し鱈の如きは新漁場の發見ありて其の產額を增加する等沖合漁業の發展せるもの亦少なからす而して北海道水產試驗場は此等の新漁業の發展と製造改良に就て力を致し且つ

民間有志者の試驗事業に對しては補助金を交付する等之か奬勵指導を勉むるを以て本道水產の前途は尙ほ頗る發達すへき望あるものとす現時水產物中最多の產出あるは鰊にして毎年約千萬圓に達し之に次くは鮭、鱒、鰛、昆布、柔魚、鱈等にして何れも十萬圓を下らす其の他主要產物は鮑、海扇、海鼠、鰈、大鮃、鮫、鮪、鰤、石花菜等にして又多少の產出あるものは五十餘種あり

又河川湖沼の數亦少からさるも漁業として見るへきは鮭、鱒及ひ厚岸湖の牡蠣、渡島國大沼、小沼の鯉、鮒等の數種に過きす蓋し沿海の漁利大なるものありて未た之を顧みるに至らさるか爲めならん然れとも內部住民增殖して魚類の需用加はるに從ひ淡水漁業の發達を促すに至るへし

沿革

●明治二年　九月從來の本道漁場受負を廢す十一月舊受負者の內從前の如く漁業をなす者は當分漁場持と唱へしむ又漁場坪數の制を定む○是歲擇捉島に出張所を設け外國船臘虎密獵の取締を爲さしむ

●同三年　一月漁場受負を廢せしを以て假に漁稅五分一を現品にて徵收す

●同四年　三月根室支廳鮭魚の蕃殖を圖り西別川上流三町餘の間に於て鮭を漁するを禁す

●同五年　九月漁業の改良を圖り漁夫百餘名を鹿兒島、長崎二縣より募り之を函館、室蘭及ひ余市に移す○是歲本道物產の直輸出を圖り資金を貸して會社を淸國上海に設け物產を委託販賣せしむ之を開通社と稱す時運未た至らすして遂に閉鎖す

●同六年　四月札幌本廳鰊粕製造竈具を製造し年賦賣下け燃料の薪は石炭を代用せしむ○九月十勝國廣尾郡の鯤を日高國浦河郡西舍川に放育す

●同七年　五月北海道沿海漁獵取締心得三條を定む○十二月自費を以て新に漁場昆布場を開く者は五年間現品稅及ひ地租を免除す（二年若くは三年）（十一年五月に至り新開の難易採捕の多寡を檢し更に免稅期限を延ふるこ

●同八年　三月昆布營業者に令し意を加へて本品を精製せしむ○是歲製網場を札幌に設く

●同九年　五月蛤蜊及ひ鯉、鮒、鰻、其の他の魚兒を各海湖に放育す○八月「テス」網を用ひ川流を橫斷して鮭魚を捕獲するを禁す○九月漁場持の稱を廢す又札幌本廳函館支廳

漁場昆布場地租創定順序を定む○十月內務大藏二省と協議し昆布採製人に資本金を貸與し現品償還稅金受渡等の方法及ひ現品委託販賣の方法を立て廣業商會を設けて販路を淸國上海、漢口等に開く

●同十年　四月札幌本廳海產物檢查收稅の例を定む○六月昆布煎海鼠乾鮑鯣の四品を勸商局に買上らるゝを以て其の採製者に營業資本金を貸與す

●同十一年　三月漁業資本貸與規則を定め本道漁條者の資本乏しき者をして永遠の基礎を立てしむ○六月札幌本廳鮭鱒人工孵化場を設く○九月魚粕の量目（一俵十五貫目內外を度とすを定め苞裝を改良せしむ（十三年四月量目を改め二十貫目を度とす）○十月河川の鮭鱒漁業に使用する漁網は曳網の外之を許さゝる事となす而して支川に於ては一切の漁業を禁し仍ほ曳網の使用時間を日出より日沒迄と制限す○十二月札幌本廳假に札幌郡內諸川に於て鮭鱒を漁するを禁し魚苗蕃殖を圖れり

膽振國室蘭郡民小杉久兵衛室蘭近海に撈する所の「のな」「がぜ」を用ひて海膽を製す因て製造費金を貸して勸奬す○是歲後志國高島郡白島喜四郎鱈肝油を試製す

●同十二年　二月北海道地所規則發布以前に借用せし海產干場は本籍寄留を問はず總て其の地價を納めすして私有に歸せしむ○七月札幌本廳鱈醃藏場を高島郡祝津村に設け米國製法に倣ひ鑵詰、酢漬及ひ製油を試み尋て石狩鑵詰製造場に於て鮭鑵詰を製す○八月函館支廳函館港內外二里半以內に於て泥引網、細目網を用ひて漁業するを禁す

●十三年　四月魚粕の量目を改め二十貫目を度とす其の荷造法を申輸す○九月雜草及ひ方言「こも」と稱するもの、昆布生長を妨くること甚しきを以て採取者に申諭して之を芟除せしむ

●同十四年　五月札幌本廳海水十五尋以內に於て潛水器を用ひて海鼠及ひ鮑を撈獲するを禁す○六月火力を用ひて魚粕を乾燥するの方法を試驗す

●同十五年　二月廢使置縣○五月根室縣海產物粗製の弊を矯正す○七月札幌縣魚粕の苞裝を精密にし遺漏の弊なからしむ

●同十六年　三月函館縣遊樂部川（ゆうらつぷ）、茂邊地川（もへぢ）及部川（べつぷ）に建網、引網を使用するを禁し漁業の季節及ひ冲出間數を定む○又舊支廳市達の水產物檢查並に收稅例則を改正し物產稅檢查徵收例則を定む根室縣も亦海產物檢查收稅順序を定む（十七年之を廢す）○四月根室縣昆布採取々締規則海產營業雇主並に被雇人取締規則（昆布採取取締規則を改定す）昆布改良通信規則を定む（十八年十月に至り○五月札幌縣大津川（十勝國十勝郡川口より同國中川郡安骨村チヤシュチヤマを除く）に於て鮭を漁する

を禁す○十月札幌縣漁業採藻營業及ひ海產拂下願取扱順序を定む

●同十七年　一月根室縣昆布採取資本貸與規則を定む○五月函館縣漁業組合條例を定む○八月根室縣鮭漁業組合規則を定む

●十八年　一月函館縣商業組合例則を定め六類商業中第一類を魚介、苔藻類を販賣する物產商と爲し組合を設けしむ○二月函館縣水產物收獲及ひ製造願手續を定む○三月札幌縣、四月函館縣諭達して魚粕荷造粗略の弊を矯正す○四月根室縣魚粕俵造取締規則を定め尋て原岸湖內牝蠣採取規則海鼠海扇漁業規則を定む

●同十九年　三月魚粕荷造法を定め開拓使及ひ三縣布達の區々なるものを一定せり○六月閣令第十六號を以て開拓使漁場昆布場自費新開免稅に係る布達を發せらる○十一月農商務省令を以て漁業組合準則を定められ之を管內に布達し及ひ根室縣布達の海鼠海扇漁業規則を廢す

●同二十年　是歲伊藤一隆を米國に遣り漁業に關する要項を調査せしむ翌年十月歸廳復命後其の復命書を印行す之を米國漁業調查復命書と云ふ○九月廳屬赤壁二郎、函館共同商會頭取遠藤吉平、厚岸郡漁業者鹿島萬兵衛を淸國に派し海產販路等に係る要項を調查せしむ翌年歸廳復命す是に於て昆布諮問會を札幌に開く

●同二十一年　從來本道漁業製造の取締に關する規則は舊開拓使本、支廳函館、札幌、根室縣及ひ當廳並に元支廳布達等を以て之を定めたりしか其の發する處多かりしと共に矛便錯雜又避くへからさるものあり施行上不便尠からさりしを以て各地の事情を斟酌し是等從來の諸規則を廢止し廳令を以て北海道水產物取締規則を設けたり○四月北海道水產物取締規則の發布と共に其の處分權を所轄郡區長に委任したりしを以て之か處分の統一を圖る爲め訓令を發して漁業製造願屆號分濟報告を徵し其の監督を爲すこととせり○是歲石狩川の支川千歲川の上流に鮭鱒人工孵化場を官設す（後水產試驗場と改稱す）又全道水產の狀況を知悉せんか爲め本年度より水產調查を開始し二十七年度に終れり

●同二十二年　之より先き明治十九年橫須賀造船所に於て帆船改良丸を造り二十年中鰮漁業に試用せしに暴風激浪に堪ゆるの點遺憾なきも形體の大なる爲め平時の操縱に便ならさる所あり依て二十一年「ドーリー」船一隻を造り改良丸を母船として漁業を試みしも船體動搖し是れ亦使用に便ならす旁々急激の進步は却て一般に普及し難く寧ろ在來の川崎船を改良するの時勢に適せるを認め本年各種の川崎船と西洋帆船

の長所とを斟酌し甲板を設け落し梶を付せる三艘の改良川崎船を造り實地に運用したり爾來數回の改良を加へ各地之に模倣して新造するもの多し○是歳米國式手動水壓器を以て魚粕製造を試驗す○本道水族の種類及ひ効用を調査するは漁業上緊要の用務なり故に全道を四區に別ち向五箇年を期し豫察調査に着手す

●同二十三年　十二月廳令を以て鮭魚蕃殖保護の爲め其の卵産期節中千歳川に於ける木材川流を禁止す

●同二十四年　五月本道水産物の製造並に俵裝の良否は水産業の盛衰消長に關すること大なるを以て粗製濫造苟も需用地の信用を失ひ物産の聲價を損する如きことなき樣努むへき旨告諭を發す

●同二十五年　三月明治二十二年より着手せる水産豫察調査を了へ復命書を纏めて水産豫察調査報告を發刊す○六月昆布の蕃殖を圖る爲め廳令を以て昆布採取新規出願を制限し渡島國上磯郡膽振國室蘭、幌別の二郡日高國一圓十勝國廣尾、十勝の二郡釧路國白糠釧路厚岸の三郡根室國花咲郡、千島國國後郡に於ては當分之れか採取を許可せす○九月廳令を以て漁業組合に於て魚介、藻蕃殖保護の爲め監守人を設置せんとするときは之か取締の爲め監守人證の下付を申請すへきことを定めたり

●同二十六年　五月明治十九年十二月廳令を以て定めたる北海道臘虎、膃肭獸獵業取締手續を改正せり○八月渡島國上磯郡膽振國室蘭、幌別の二郡日高國一圓、十勝國廣尾十勝の二郡釧路國の白糠、釧路、厚岸の三郡、根室國花咲郡、千島國國後郡に於ける長切昆布、水昆布棹前昆布、拾昆布の粗製濫造を防止せんか爲め廳令を以て昆布製造取締規則を定め以上の製品輸出若くは販賣せんとするときは必す其の生産地組合（昆布製造法の規則ある組合を指す）を取締人の檢査を受くへきことを命す○十月釧路國阿寒湖に産する「カバチエツポ」魚卵子を千歳川の水源なる支笏湖に移殖すへき爾來三年間引續き移殖し大に蕃殖の効を擧けたり

●同二十七年　四月明治二十六年五月廳令を以て發布せる北海道臘虎並に膃肭獸獵樣取締手續を改正す○六月北海道鮭鱒人工孵化事業報告を發刊す○八月北海道水産調査報告第一卷（鱒漁業）を發刊す○十二月鮭鱒蕃殖保護の爲め鮭鱒の溯上する河川湖沼の漁業並に鮭鱒冲網漁業等の制限に關する廳令を發す

●同二十八年　一月鮑、海鼠、海扇、北寄貝、並に石花菜蕃殖保護の爲め廳令を以て之か採拾期節及ひ稚介採捕に關する制限を定む○二月廳令を以て漁業報告例を定め漁業組合準則に依りて組織したる組合より水産物産額、價格、漁夫、漁船、漁網數等の報告を爲さ

しむ○三年官許を得て設立したる鮭、鱒人工孵化場事業監督の爲め毎年之か報告を爲すへき旨廳令を發す○四月、鰊、鮭、鱒の漁場濫設を防き之を保護せんか爲め該建網（行成網角網）漁業願制限に關する廳令を發す○十二月農商務省訓令第十五號を以て同省令第十二綵臘虎、膃肭獸獵免許規則第二條但書（地先沿岸に於て獵銃を使用せす臘虎若くは膃肭獸の獵獲を爲すもの）に該當する出願免許の件を委任せらる○本年度より本道漁場連絡測量に着手す

●同二十九年三月　北海道水産調査報告書第二卷（鰮漁業）を發刊す○七月明治二十八年十二月農商務訓令第十五號を以て委任せられ當廳處分に屬する臘虎膃肭獸獵免許出願手續を廳令を以て定む○八月廳令を以て釧路國厚岸郡厚岸湖漁業取締規則を制定し同時に明治十八年根室縣甲第二十一號同湖牡蠣漁業に關する達を廢止す○是歳千歳鮭鱒人工孵化場に於て放流の鮭兒數萬尾の鰓蓋骨又は脂鰭を切斷し標識を附す後ち數年を經て回歸するものを捕獲せり又本年度より鮭、鱒人工孵化の民業に對し補助金を交付し之を奬勵す又水産品評會に對しても補助金を交付することとせり

●同三十年　十月後志國高島郡高島村海面辨天島に水産試驗所設置の廳令を發し之を高島水産試驗所と名く（後調査所と改稱す）○十一月廳令を以て北海道漁業取締規則並に北海道鮭鱒保護規則及ひ鰊建網入會漁業取締規則を制定し同時に明治十九年十月潜水器械使用禁止に關する布達、同二十年三月廳令北海道水産物取締規則、同二十七年十二月廳令鮭鱒の泝上する河川湖沼の漁業並に鮭、鱒冲網漁業の制限、同二十八年四月廳令鰊、鮭、鱒建網並に角網漁業の制限は自今鰊漁業のみに適用することとなす○十二月鰊鮭鱒、鰮、鮪、漁業保護の爲め廳令を以て是等漁業願の制限を設け同時に明治二十八年四月廳令を以て定めたる鰊建網並に角網、漁業の制限を廢止す又本年度より留萌郡、美國郡石狩郡に吏員を派し搾粕及ひ魚油の製法、保存、食用製品に關する試驗を爲さしむ

●同三十一年　二月鮭、鱒人工孵化及ひ天然蕃殖事業の繼續年限に關する廳令を發す○五月北海道漁業取締規則第十六條の休業期間計算方に關する廳令を發す○十二月北海道漁業取締規則發布前許可を得たる漁業の屆出方に關する廳令を發す

●同三十二年　二月流失鰊魚報告に關する訓令を發す○是歳魚粕壓搾器の改良試驗をなし螺旋を用ひたるに其の成績大に見るへきものあり

●同三十四年　一月廳令を以て鰊保護規則を定め新規出願を制限す○十二月明治三十二年法律第九十七號肥料取締法及ひ本年農商務省令第五號肥料取締法施行規則に基き廳令を以て之か施行手續を定む○本年三、月法律三號北海道地方費法の發布ありしを以て地方費支辨に屬する北海道水産試驗場を設置し本場を後志國高島郡高島村

に分場を膽振國千歳郡烏柵舞村に置き本場に於ては魚撈製造等の試驗、分場に於ては專ら鮭、鱒族の人工孵化に關する試驗を爲す

●同三十五年　海月北海道水產調查報告書第三卷昆布採收業を發刊す○五月北海道地方費支辨を以て明治三十四年十二月設置せし北海道水產試驗場管理の監督を農商務省令第十號を以て農商務大臣に移さる○六月本年四月法律第三十四號漁業法五月省令第七號漁業法施行規則同第八號漁業組合規則同第九號を水產組合規則發布せられ明治十九年省令第七號漁業組合準則は水產組合規則の發布と共に廢止せられたり而して當廳は廳令を以て水產組合規則施行手續及び漁業法施行細則並に免許漁業漁場圖謄本抄本下付手數料、漁業免許處分權を支廳長に委任のこと等を定め又北海道漁業取締規則を改正して明治三十年十一月廳令鰊建網入會漁業取締規則並に北海道漁業取締規則を廢止せり○北海道地方費支辨の水產巡回教師を設置し巡回講話に從事せしむ○明治二十八年着手の本道漁場連絡測量は漸く一段落を告くるを得たり而して其の測定進捗に伴ひ連絡圖を調製し以て漁場の位置と各漁場間の關係を明にし原圖を當廳に備へ寫を支廳に交付し異動の都度之を更正して常に整頓するを期し明年度以降は漁場測量費を支廳に配付し新規又は變更出願等あるに際し之を實測せしめ其の免許の場合には實測報告を爲さしめ當廳備付原圖の加除變換を整理し免許圖並に支廳備付の連絡圖寫と當廳備付原圖は常に齊一ならしめ毎年測量監督員を派して實地測定の適否を監査せしむることゝなす明治二十八年以降本年に至る測定場所年次並に里數等を左に表示す

自明治二十八年度
至明治三十五年度　漁場測定表

年次	測定方面	測定漁場數	測定里數	備考
二十八年	増毛外五郡役所	四三統	三七・〇〇里丁	測量員二名派遣、一名は苫前郡苫前村より天鹽郡の一部、一名は留萌郡一部及び焼尻、天賣二島を測定す
同	宗谷外三郡役所	九六一	四四・〇〇	一名は枝幸郡、一名は宗谷郡を測定す
二十九年	増毛外五郡役所	四三一	三一・〇〇	一名にて留萌郡一部及び増毛郡全部を測定す
同	宗谷外三郡役所	七三一	三一・〇〇	一名は禮文島、一名は利尻島を測定す
同	釧路外九郡役所	一〇九	一五・〇〇	一名にて厚岸郡全部測定す
三十年	河西支廳	一五三	一五・〇〇	一名にて全部測定す
同	根室支廳	六〇〇	七〇・〇〇	一名にて目梨、標津、野付、根室、花咲各郡測定す
同	浦河支廳	二六六	三六・〇〇	一名にて全部測定す
同	檜山支廳	二一三	一七・〇〇	一名にて檜山、久遠二郡測定す
同	札幌支廳	一〇一	九・〇〇	一名にて濱益郡全部測定す
同	釧路支廳	一六六	一五・〇〇	一名にて厚岸郡一部及び釧路、白糠二郡を測定す
三十一年	札幌支廳	六九	七・〇〇	一名にて厚田、濱益二郡の一部を測定す

三十一年	檜山支廳	一八二	一五・一八	一名にて太櫓、瀬棚全郡測定す
同	松前支廳	二四四	一六・〇〇	一名にて松前郡全部測定す
同	龜田支廳	五〇五	四〇・〇〇	一名にて茅部、龜田兩郡を測定す
同	網走支廳	七〇九	三七・〇〇	一名にて紋別、常呂、網走三郡を測定す
三十二年	檜山支廳	二三〇	一〇・〇〇	一名にて爾志郡を測定す
同	札幌支廳	八八	四・〇〇	一名にて厚岸郡一部を測定す
同	根室支廳	六六七	九八・〇〇	二名にて國後全島を測定す
同	宗谷支廳	二一八	一一・一八	一名にて枝幸、宗谷、兩郡一部測定す
三十三年	函館支廳	二二九	三一・二三	山越郡全部上磯郡全部及ひ函館區に屬する部分を二名にて測定す
同	小樽支廳	六七五	二三・二三	一名にて全部を測定す但高島、小樽二郡を除く
同	岩内支廳	三三六	一七・〇〇	一名にて全部を測定す
三十四年	小樽區	一二	一八	一名にて全部を測定す
同	室蘭支廳	四〇一	四四・二四	一名にて全部を測定す
同	小樽支廳	一四七	六・一四	一名にて高島郡、小樽郡全部測定す
同	壽都支廳	五九三	一九・一三	一名にて全部測定す
同	札幌支廳	一一四	?	一名にて厚田濱益二郡の一部を測定す
同	松前支廳	二六	?	一名にて管内一部を測定す
三十五年	浦河支廳	一六	?	一名にて各郡の一部を測定す
同	紗那支廳	三八四	三八・〇〇	一名にて紗那、蘂取の二郡を測定す
同	根室支廳	一六九	三四・〇〇	一名にて色丹、多樂勇留各島を測定す
同	釧路支廳	一三三	?	一名にて厚岸、釧路、白糠三郡の一部を測定す

●同三十六年　一月北海道地方費を以て本道水産業の改良發達奬勵の爲め將來地方の産業又は模範となるへき新規或は試驗事業及ひ鮭鱒孵化事業等に補助金交付の制を建て廳令を以て水産業補助規程を定む○三月廳令を以て北海道漁業取締規則を改正し同時に明治二十八年一月廳令鮑、海鼠、海扇、北寄貝及ひ石花菜採取の制限、同年三月廳令民設鮭、鱒、孵化場事業報告の件、同三十年十一月廳令北海道鮭、鱒保護規則、同年十二月鰊、鰮、鮭、鱒、鮪建網漁業願の制限、同三十四年一月廳令鰊保護規則、同三十五年六月廳令漁業法施行細則、同月廳令北海道漁業取締規則を廢止し總て之を本則に網羅せしむ○四月後志國小樽區及ひ小樽、高島二郡沿海に亘る漁業願届處分のことを小樽支廳長に又石狩國濱益郡濱益、黄金の兩村及ひ天鹽國增毛郡字雄冬（をゆ）トゞ島沿海に亘る漁業願届處分のことを札幌支廳長に廳令を以て委任す○十二月廳令を以て釧路國厚岸郡厚岸湖漁業取締規則を改正し明治二十九年八月廳令同湖漁業取締規則を廢止す

●三十七年　三月北海道水産試驗場事業報告第一卷を發刊す

●三十八年　八月陸軍省告示第十五號樺太島漁業假規則に依る營業及ひ身元證明書下付願手續を廳令を以て定む

●同三十九年　五月釧路國厚岸湖漁業取締規則を改正し從來同湖牡蠣、蜊の漁業は許

可漁業と爲しありしも本則を以て之を區畫漁業權として免許することとなす而して明治三十六年十二月廳令同湖漁業取締規則は本年七月十六日より消滅となる

現況

漁撈

本道所產の魚類は約二百五十種にして其の採捕せらるゝもの五十種に上る今最も重要なる水產物に付左に其の概況を敘せん

鰊　一年の產額百萬石內外、全道海產物中の第一位を占むるものにして眞に本道天賦の特產なり其の產地は渡島國津輕海峽より西海岸宗谷海峽を經て北見國網走郡まての沿岸及び根室國、千島國の一部なる國後郡とす漁獲の期節は各地遲速ありて概ね暖氣の地方は早く寒冷の地方に至るに隨ひ遲きを例とす其の最も早き地方は一月より五月下旬に至る迄の間に漁獲あり即ち一月、二月の頃に漁獵あるは內浦灣沿岸にして三月下旬頃迄は福山より以北宗谷に至る西北岸を主とし北海岸は稍々後るゝを常とす之を產卵鰊と云ふ之に用ふる漁具は臺網類、落網類及び刺網にして臺網類は行成網及び角網の二種ありて最も多く漁獲するときは一統千石に達し其の價格壹萬圓以上なり而して其の漁夫は地方に依り差異あるも普通二三十人にして後鰊漁場方面の如きは四十人位を使役するものあり漁期中鰊の群來するは凡そ三回にして之を走中（はしりなか）後鰊（のち）と稱す其の群集產卵するや海水爲めに白濁し海上靜隱なるとさは留游數日に及ぶ此の時に當ては數時間內一網の漁獲高數百石に達し群鱗累々納屋（なや）に滿ち沿岸一帶俄に盛況を呈す又本道南海岸即ち釧路、十勝、日高、膽振諸國の沿岸に於て小鰊と稱するものを漁獲す之を鰊に比すれは其の群集頗る薄し小鰊の漁具は重に地曳網、臺網及び旋網を用ふ其の期節は六月下旬より八月に至る間とす

鮭　鮭時は十萬石以上の收獲ありしか內部開發、移民增加するに伴ひ漸く酷漁濫獲に陷り爲めに著しき減耗を來し近年三四萬石の漁獲に過きす而して全道到る處多少の產出なきにあらさるも主產地と稱するは石狩、根室、日高及び北見諸國の沿岸に於ける如く產卵に適する河流の多く注く處なりとす漁獲の季節は地方に依りて大に差異あり即ち北東海岸及び千島國の如きは最も早くして九、十兩月に於て漁獲あり十月下旬より十一月上旬迄は十勝國、十一月中旬より十二月下旬迄は石狩國の盛漁期なり漁具は臺網及び地曳網を用ふ

鰒　本魚も亦鮭と同樣近年減耗を免かれす盛時は全道を通し六萬石以上收獲ありたるに反し近年少なきは一萬七千石多きも四萬石に達せす產地は全道到る處の沿岸河口に產せさるはなしと雖も河海共に漁業の盛なる場所極めて少なく其の收獲年々一千石以上にして產額最も多き場所は千島國紗那藥取の二郡とし之に次くは擇捉、國後の二郡とす其の他石狩、天鹽、紋別、斜里、目梨、野付、標津、根室等稍々著名の產地なるも一箇年の收獲三四百石に過きす漁期は西海岸五月下旬より六月まて十勝方面五月下旬より七月まて東海岸、六月下旬より八月中旬まてにして主產地たる千島國は七八兩月を以て盛漁期となす而して渡島國の西南海岸に於ては櫻鱒と稱し十二月下旬より翌年四五月まて漁獲あり其の他本道には紅鱒、口黑鱒、鯨等の數種あり漁具は臺網類及ひ地曳網とす

鰛　本道に於て鰛と稱するは鰛、鯷の二種を含み膽振國に於ては「バカ」鰛と稱して小鰊を漁獲せり年に依り豊凶の差殊に著しく少なきは二萬石以下多きは十萬石以上に達することあり主なる產地は膽振日高、十勝の三國及ひ渡島國の津輕海峽に面せる部分にして近年最も產額の多きは膽振國山越、勇拂、白老の三郡、日高國樣似、浦河、靜內、沙流の四郡、渡島國函館區及ひ龜田、茅部の兩郡とす漁期は六七兩月は、膽振國、八月九月は渡島國の內浦灣に面せる地方、十月より十二月は津輕海峽に面せる地方の盛漁期なり漁具は主として地曳網を用ひ函館松前、地方は臺網類を用ふるものあり

鱈　鱈漁業は近年著しく發達し時に減收なきにあらさるも逐年好況を呈せり是れ漁場區域の擴張せられたるに起因す今三十七年の收獲高を見るに五萬六千六百餘石にして最近五ヶ年を平均したるものに比し一萬七千石以上を增加せり產地は本道沿岸到る處產せさるなきも渡島、後志、天鹽、根室、千島、釧路の諸國を主產地となす漁期は場所により多少の差異あるも大概九月より翌年五六月迄の間とす而して其の漁期の長短遲速あるは魚群の如何のみならす業務の繁閑に因り差異あるものゝ如し西海岸地方に在りては四月より六月頃まて一帶鰊漁期中なるを以て同漁に從事するもの極て少なし

柔魚　**其他釣漁業**　本道に於て最も發達せさるは釣漁業にして其の中稍々見るへきものは柔魚とす產地は渡島國を第一とし後志國之れに次く而して最も漁獲の多きは函館近海即ち津輕海峽に面し汐首岬より矢越岬に至る數里の間にして日沒點燈の頃は近郡の漁民先を爭ふて出漁し數百の漁船齊しく舷燈を點す其の壯觀實に言ふへからす漁期は七月より十一月に至る五ヶ月間にして漁具は擬餌釣なり其の他釣漁業に

して漸次發達の傾向あるものは大鮃、鮪、鰯、鮫、鰹等とす就中鮪は近年著しく好況を呈し龜田郡戸井村（汐首近海）沖合に出漁する漁船のみにても盛期は千餘艘の多きに達することあり

軟體類　芒刺類　支那への輸出品たる鮑、海扇、海鼠の如き磯附の種族は濫獲の結果近年減少せるを以て禁漁期を定め且つ輪採法を設けて之か蕃殖を圖れり而して浮游性のものは豊凶常なきも其の漁場の區域益々擴張せられ近年產額著しく增加するに至れり

昆布　其の產額の饒多なる鰊の次位にありて多きは一ヶ年二十萬石に達し少なきも十萬石を下らす而して清國輸出向の昆布を產するは根室、釧路、十勝、日高の四國、渡島國茅部郡、北見國利尻、禮文の二郡及ひ千島國國後郡にして就中釧路、根室は最も盛なり又本邦內の需用に供する品は全道多少產せさるなきも南部に於ては渡島國茅部、龜田の二郡及ひ函館附近、北部に於ては北見國利尻、禮文の二郡及ひ天鹽國を主とす採取期は七月より十一月までにして漁具は地方により多少異なるも多くは普通鍵、鎌、捻棹等を用ふ

製造

本道水產物の製造は極めて幼稚にして鰊は大半搾粕として肥料用となすの外、身欠、鯑を主としたる簡略なる乾製品となすに過きす製造業として獨立せるは刻昆布、雲丹、牡蠣、海扇の製造鮭、鱒等の罐詰數種に過きさりしか水產試驗場設置以來種々の新製法を試驗し且つ巡回敎師をして各地方を巡回せしめ直接指導誘掖に從事し或は補助の法を設て製造改良を奬勵せる結果近年民間に於ても漸次製造に注意するに至り販路亦開けたるを以て各種の新製品を見るに至れり即ち鰊利用の方法としては鹽藏及ひ燻製の製造に從事するもの多きを加へ且つ近年罐詰事業漸く發達して小鰊、大鮃、北寄貝鮑、淡菜、鮪其の他各種の魚類を原料とするに至り又膽振、日高地方に於ては鰹節、鮫節の試製を創むるものありて昨今市場に日高節の名稱を聞くに至れり然れとも製造業か漁業に伴はさる事實あるは爭ふへからさる所にして將來其の改良發達を圖るは本道漁業經濟上最も注意を要する事項に屬し前途頗る多望なりと云ふへし前述の如く近年稍々新規の製造を爲すものあるも猶ほ微々たるものにして其の十中の八九は簡易なる乾製に屬し而して其の製法は總て戸外天日に曝すを以て製品の優劣は乾燥場の

便否、地質の如何等に由ると多し是れ本道漁業海産乾場か重要の地位を占むる所以にして、昆布の如きは乾場なければ採取に從事することを得す又鰊の如きは一時に數百石を漁獲するのみならず其の漁期漸次暖氣に向はんとする時に在りて漁獲物腐敗の虞あれは最も乾場の撰擇を要す然るに鰊の漁場たる沿岸多くは突兀として斷崖海に聳ゆるを以て餘地を存する處甚だ尠なく偶々最好の漁場あるも船を寄せ漁舍を設くるに容易ならす然かも漁民は漁利多きを以て或は數千金を投して岩石を碎き丘陵を平け或は沿岸を埋立て以て若干の乾場を修築せり鰛漁場は多く沿岸平沙の處にあるを以て此の困難少なし此等の漁業に要する漁場は建網一統又は地曳網一統に付少なくも五百坪以上一千坪以内とす然れとも近時各種の乾燥器發明せられ之を本道漁業に應用せんとし既に試驗に着手せしものあるを以て之か經濟上の利害明確なるに至らば其の發達蓋し期すへきものあらん

養殖

人工孵化　鮭、鱒は古來本道に饒産し供膳魚類として殊に珍重せらる然も拓殖の進歩は産卵河床の荒廢濫獲の弊を招き産額漸次減少せり開拓使以來或は漁具の使用を制限し或は天然蕃殖の保護を講したりと雖も其の結果の見るへきは特り人工孵化あるのみ

人工孵化は沿革の項に於て述へたる如く明治十年に始りしも本事業隆興の期は實に明治二十一年に在り此の年石狩川の支川なる千歳川の上流に一大孵化場（現今の北海道水産試驗場千歳分場）を設け爾來幾多の進歩改善を加へ以て本業の模範を示し補助金を下付して孵化場の民設を奬勵せる結果氣運一時に勃興し現今千歳分場を合せ其の數拾八ヶ所の多きに達せり左に現在せるものゝ名稱位置及ひ最近の孵化卵數を表記す

孵化場一覽表

場名	位置	建設年月	孵化設備	明治三十八年孵化卵數
茂邊地	渡島國上磯郡茂邊地村字御前水	明治十三年	一,〇〇〇,〇〇〇粒	二,二三七,七六〇
及部	渡島國松前郡福山町大字及部町小字中通	同	一,〇〇〇,〇〇〇	休業
堀株	後志國岩内郡幌似村シノナイ川上	明治三十二年	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇四二,一〇〇
濟益	石狩國濱益郡黄金村	明治三十四年改築	二,〇〇〇,〇〇〇	五五〇,四〇〇
石狩	石狩國上川郡神樂村御料地内	明治三十五年	四,〇〇〇,〇〇〇	一,〇三三,六〇〇
斜里	北見國斜里郡サラバ川上	明治三十二年	四,〇〇〇,〇〇〇	休業
羅臼	根室國目梨郡植別村字羅臼	明治二十五年	二,〇〇〇,〇〇〇	一,八四六,〇〇〇
伊茶似	根室國標津郡伊茶似村	明治三十三年	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇一六,〇〇〇
標津	根室國標津郡標津村字ポニル、	明治二十五年	三,〇〇〇,〇〇〇	一,五八〇,〇〇〇

西別	釧路國川上郡虹別村字シュンクシベツ	明治三十三年	九、〇〇〇・〇〇〇	五、一九五・一七三
帶廣	十勝國河西郡下帶廣村	明治三十二年	四、〇〇〇・〇〇〇	二、八五〇・二四〇
千歳	膽振國千歳郡烏柵舞村字ルエン	明治二十一年	一五、〇〇〇・〇〇〇	一七、二〇二・五〇〇
錦多峰	膽振國勇拂郡錦多峯村	明治二十一年	一、〇〇〇・〇〇〇	休業
壯瞥	膽振國有珠郡西紋別村字ソーベツ	明治二十一年	一、〇〇〇・〇〇〇	二、〇九九・五〇〇
八雲	膽振國山越郡八雲村	明治三十四年	五、〇〇〇・〇〇〇	三、九三一・二〇八
東沸	千島國國後郡東沸村字アンノロ	明治三十三年	四、〇〇〇・〇〇〇	二、六八〇・五六〇
オン子ベツ	千島國國後郡	明治三十八年	四、〇〇〇・〇〇〇	一、二七五・〇〇〇
トーロ	千島國蘂取郡乙今牛村トーヒ	明治二十三年	五、〇〇〇・〇〇〇	一、八六五・六四八
計	拾八ヶ所	明治三十五年增築	七一、〇〇〇・〇〇〇	四五、三九五・六八九

牡蠣養殖　釧路國厚岸湖は有名なる牡蠣の産地なるも其の牡蠣床は近年荒廢に屬し産額大に減少したるを以て之か蕃殖を圖る爲め去る三十八年度に於て稚介約八拾萬粒を分配散布せるに其の結果良好なるを認めたるを以て本年は更に其の區域を擴め凡そ四百萬粒を移殖せしめたり

鯉、鮒其他養殖　從來本道に於て鯉鮒等の養殖に從事するもの極めて少なく其の成績亦見るへきものなかりしか近年漸く各種の養殖事業を見るに至り益々發達の傾きあり左に其の種類及ひ所在地等を表記す

種類	所在國名	場所數	水面の面積	收獲高 數量	收獲高 價格
鯉	石狩國	三箇所	三、〇〇〇坪	一二三貫	五七五圓
同	後志國	一箇所	二、五〇〇	一三七	五〇〇

種類	所在國名	場所數	水面の面積	收獲高 數量	收獲高 價格
鯉及鰌	北見國	一箇所	一八一、六〇六坪	—	—
鯉	膽振國	六箇所	四三、〇八六	—	—

調査

高島水産調査所　明治三十年後志國高島郡高島村辨天島に地を相し水産調査所を設け室内には水族放養槽を設け海中には約百三十坪の養魚池を劃する等諸種の設備をなし爾來專ら生物學的調査に從事せり即ち水族の蕃殖保護に就ては其の分布、多寡習性、生殖の狀況等を審にするを要するを以て高島村近海に産する魚介各種に對し解見を行ひ且つ介類の産卵期は棲息地の水溫に依り差異あるを以て主要産地より標品を蒐集し或は直接産地に吏員を派し食餌、産卵期等を調査せり又本道の鰊魚は年々産卵期即ち三月下旬より五月に至る間に於て突然外洋より來集するものと信せられ其の棲息所に就ては之を審にすること能はさりしか近年冬期に於て往々其の來游を見、且つ漁獲するものあるを以て一昨年來高島村漁業者に囑托し冬期之か調査に從事し本年に於ても之を繼續施行せり其の他海水の溫度と浮游生物の種類及ひ多少は回游

魚類の遷移集散に一大關係を有するを以て水温は高島調査所に於て觀測をなすの外各地燈臺に囑托して比較調査を行ひ尚ほ重要漁類に對しては人工孵化を行ひ以て其の發生順序の調査に從事しつゝあり以上は高島水産調査所事業の概要にして其要に應し各地に吏員を派し調査せしむる事項亦尠からず今前年來施行せる事業にして本年繼續從事せる主なるものを掲くれは左の如し

(一)根室沿海鰊刺網漁業調査　從來根室地方に於ては鰊刺網を許可せさる方針なりしか其の許可の可否は一の疑問として存在する所にして同地方沿海の狀況、風潮の關係等大に西海岸と異なる所あり漁業發達の順序亦同一ならさるを以て親しく之か調査を施行せる上解決せんと欲し前年來同地方漁業者に囑托し且つ吏員を派遣し漁網の配置と收獲の多寡、網目の多少に及ぼす影響、各種網絲の收獲上の優劣、水深と漁獲の關係、鰊の體長、體量等に就き調査をなせり

(二)海扇生育調査　海扇は既に著しき減耗を來し時に或は新漁場を發見することあるも一二年を出すして忽ち漁し盡して復た痕跡を留めす又北見國網走地方は近年の發達に係り將來頗る有望の漁場と稱せられしか一昨年來收獲せるもの丶内約二分の一の死貝あり是れ寄生蟲の害に因るへきや或は他に之か原因を爲すものありや不明なるを以て本年度に於て之か調査に從事せり

試驗

明治三十四年十二月北海道水産試驗場を設置し本場を後志國高島郡高島村に置き膽振國千歳郡島松舞村なる千歳人工孵化場を分場と改む本場は主として漁撈製造に關する各種の試驗を爲し分場は鮭、鱒の人工孵化を主とし其の他淡水魚の試養を爲せり今本場並に分場に於ける現今の事業概況を左に記述すへし

水産試驗場高島本場　本場の製造試驗は本道重要産物たる鰊の利用を主眼とし其の他各種魚類の製造試驗を行へり鰊は鹽藏、燻製及ひ罐詰の三種にして鹽藏鰊は之を海外に輸出せは頗る望を囑するに足る即ち三十八年に於て製造せるもの丶一部を濠州、上海天津、芝罘等に輸送し一部は東京商人の手を介し牛莊、奉天、遼陽、大連地方に輸送試賣し燻製は一部を濠州へ送付し、一部を札幌小樽、東京の各地にて試賣したるに結果良好にして需用益々增加の傾向あり又た鰊魚粕の製造は之れを製造の項に於て述へたる如く凡て戸外天日に乾すを以て多分の日數と廣大の地積を要し且つ天候の如何に依りて到底善良なる製品を得ることを期すへからす殊に貯藏、乾燥の間委棄損亡す

るの量少なきも百分の三四を下らす多きは殆んと十分の二三に上るものあり漁業經濟上不利の點尠からさるを以て人工乾燥の必要を認め三十六年に於て米國「カンメル」會社より乾燥器一臺を購入し翌三十七年度より該試驗をなし今尚ほ繼續施行中に屬す其の他雲丹味付同水煮鱈肝油の製造に從事し尚ほ高島に於いて材料の得難きものあるを以て根室厚岸函館增毛石狩其の外各產地に場員を派し大鮮燻製同鹽藏小鰊油漬同酢漬同「トマトソース」漬同「カレーソース」漬牡蠣水煮鮪油漬鰛水煮等の罐詰並に鮭燻製同荒巻煎海鼠灰鮑等各種の製造試驗を行ひ三十八年度に於ては磯谷及ひ歌棄水產組合の請求に應し直接同地へ場員を派遣し魚油精製及ひ海苔製造法に就き實地指導をなせり

漁撈試驗は去る三十六年度に於て改良川崎船を新造し之を探檢丸と命名し同年は渡島國惠山岬より松前郡小島沖に至る間に於て漁具漁法の試驗を行ひ三十七年は渡島國江良町村を根據とし小島以北より奥尻近海瀨棚沖合を探檢し三十八年に於ては渡島國戸井沖合より室蘭近海の試驗に從事し本年は室蘭より日高國幌泉沖合に就き試驗を行ひしゝあり尚ほ本年度に於て川崎船一艘を增置し之を第二探檢丸と稱し西海岸即ち岩內より天鹽國增毛に至る沖合の漁撈試驗に從事せり

水產試驗場千歲分場　本場は明治二十一年の創始にして爾來孵化事業に從事せり三十八年度の孵化數は千七百二十萬二千餘粒にして實に創設以來無比の盛況とす此の內石狩孵化場へ移殖の爲め二百五十萬粒を分付し又東京水產講習所の需に應し五千粒を送付せり支笏湖に於けるカバチエッポは前年に比し回游甚た少なく捕魚數三千二百九十九尾此の採卵數二十一萬九千粒にして內東京水產講習所へ三千粒を分與せり尚ほ同年は鮭魚兒の試藥に對する生活狀態鱒池中養殖試驗同池中產卵試驗鮎移殖試驗支笏湖產浮游生物調查養魚池に發生する疾病調查鮭稚魚育養餌料等に就き試驗を施せり

補助

明治三十六年一月廳令第八號を以て水產補助規程を定め鮭鱒孵化事業及ひ水產品評會に對しては勿論將來地方の模範となるへき漁具漁船製造器具又は漁獲物沖揚運搬に關する試驗を爲す者其の他水產業を指導する目的を以て敎師を雇ひ入るる者に對し各一定の率に依り補助金を交付することとせり而して昨三十八年度に於て交付せる補助額は左の如し

種類	個所數	補助金額
新設孵化場	一箇所	一、一〇〇圓
養魚池開鑿	二箇所	六三八
鮭、鱒孵化事業	十箇所	二、七一〇
水產品評會	一箇所	四〇
牡蠣養殖	一箇所	三五〇
各種製造試驗	六箇所	四、〇八〇圓
各種漁撈試驗	六箇所	四、八〇〇
新造漁船	四箇所	四、七三五
計	三十一箇所	一四、六三三

講話講習

明治三十五年九月始めて水產巡回敎師を置き三十七年五月一人を增す其の他兼任者三名ありて時々補助をなせり各地を巡回し漁民を集めて講話をなし夜間は幻燈を用ひて歐米各國及ひ府縣地方の水產業の實況を指示せし爲め漁具漁法製造の改善を來し新規漁業製の發展を資する所少なからす然れとも一場の講話は深く腦裡に徹底するを得さる憾あるを以て三十七年末に至り岩內及ひ壽都に於て講習會を開設し巡回敎師を派遣して一定の講習生に對し約二週間繼續して漁撈製造の二科に就き簡易に敎授せしに其の成績大に見るへきものありき三十八年に至りては日高國樣似、北見國紋別、渡島國江差、後志國岩內及ひ壽都、天鹽國留萌、根室國根室の八箇所に於て講習會を開きたり其の日數は十三日乃至十九日間にして講習生合計二百五十四名に及へり敎授の方法は漁撈、製造の二科を學說と實科に分ち學說は土地の情況に適切なるものを撰ひ實科は學說中緊急なる事項に就き之か技能を練達せしむることを目的としたり而して講習生は當業者又は其の子弟にして講習の結果は着々實地に應用せられ新規漁業製造の開發、漁具漁船、及ひ製造の改良等斯業發展の氣運に向へるもの少なからす而して講習會の外巡回講話をなすこと舊の如し三十九年に入りては各地益々講習會の有効を認め開催を企畫するもの十七箇所に達したり

水產組合

漁業法第二十二條に基き成立したる水產組合は現今六十三箇所あり其の事業としては製品檢查を主とし其の他漁撈製造の改良試驗、水產に關する講話、講習、品評會開設、販路調查、鮭鱒人工孵化等に從事し成績見るへきもの少なからす今支廳別に其の數を揭くれは左の如し

支廳	現在數	記事	支廳	記事
札幌	三		河西	二

小樽	六	聯合會設立の計畫中なり
岩內	一	古宇郡は未設目下二箇組設立の計畫中なり
壽都	四	聯合會を設置したり
檜山	六	一組合分離新設の手續中なり
函館	五	聯合會設立の手續中なり
室蘭	四	
浦河	六	聯合會設立の手續中なり
釧路	四	
根室	七	色丹島に於て一組設立の手續中なり
網走	三	聯合會設立の手續中なり
宗谷	五	聯合會設立の計畫あり
增毛		
函館區		

漁業組合

漁業法第十八條に基く漁業組合にして現時成立したるもの岩內及ひ利尻郡仙法志の二箇所にして此の他設立の手續中に屬するもの數箇所あり岩內漁業組合は鰊定置漁業權を享有し仙法志漁業組合は地先水面專用漁業の免許出願中に屬す本道に於ては漁民團結して漁業を經營せし慣習なく且つ制度の上に於て或る種の漁業は沿岸居住の漁民に限るとせし事あるを以て漁業組合設立の必要を感すること少なかりしか時勢の變化に伴ひ沿海の漁利を其の地元住民の占有とし以て漁村の發達を期し蕃殖保護を加へて漁利の永續を圖らんには漁業組合を設立し專用漁業權を獲得するを適當なりとするを以て漸次設立の運に至るならん

統計

重要水產物累年表

年別／種類	鰊	鮭	鱒	鰮	鱈	海鼠	鮑	柔魚	昆布	其他	價額計
三年	三、九三四石 / 一一六、七六六圓	一八、九○三石 / 二一、七四九圓	一、八六四石 / 七、四三五圓	三九四石 / 一、三三三圓	?石 / ?圓	?石 / ?圓	?石 / ?圓	?石 / ?圓	三四、六二一石 / 一四三、六九五圓	?石 / 八、六四一圓	三八九、六一六圓
四年	二七七、五八四 / 一、一○七、五九八	二九、八二七 / 一三三、九一二	七八五 / 二、六九九	九五九 / 二、五二八	一、○三四 / 七、八二七	一二 / 八○三	一七 / 二、五九四	二二 / 二六六	二八、一一七 / 一三○、三一九	? / 四、九八○	一、三七四、○四二
九年	三九二、○五四 / 一、一五八、一五九	六一、三三八 / 二六二、五三四	? / ?	一九、○八七 / 五四、一二七	一、五五一 / 一一、九四○	一六七 / 一○、六五五	一一三 / 一五、七○八	一六七 / 二、二六二	八九、五八五 / 一二、○三○	? / 一五、○八一	一、八九二、四八六
六年	三七四、四九○ / 一、四七一、二二○	五一、五六八 / 三○八、六四一	七、三四四 / 二五、四二六	一一、四九四 / 四六、九九二	一、九八六 / 一二、二八七	一四一 / 三、一七一	五七 / 一○、二八三	三、二五九 / 五七、六五七	八八、六六三 / 三四四、○一九	? / 一八、六五三	二、三○七、三四九
七年	五二六、○四二 / 二、四七一、八三四	三六、五○七 / 二六三、三九九	一三、一三九 / 四八、三三一	六、五六三 / 三九、三五八	一、七八○ / 一七、八二八	一九四 / 一九、○三九	一三○ / 三三、○八六	三一八 / 八、四九五	七二、七三六 / 二一三、三二八	? / 一六、四一四	三、一三一、○九八
八年	四九二、九九七 / 一、九四二、六六五	五○、二一七 / 三八一、八三五	八、二六九 / 三三、五○五	一七、七五四 / 七六、七三三	三、三○一 / 二六、九六四	一○五 / 八、五五七	一四六 / 二三、五一六	五二八 / 二一、八一七	六八、三○四 / 二一三、六○五	? / 四五、六四三	二、七六二、八四○
九年	七六○、八六六 / 三、二一五、六八九	五九、一一○ / 三○六、○九八	一一、○三九 / 四○、二七五	一五、七五九 / 五二、三七○	二、七三七 / 一六、○八二	一五○ / 一三、五二五	四○四 / 一六、八八七	五四七 / 七、七九四	九七、二○○ / 二八八、九六六	? / 三八、四○○	三、○○五、○八六
十年	七一九、九五七 / 三、二三三、四四九	六二、六○○ / 三四五、二○九	一五、四二三 / 七○、六六五	八、八六五 / 二五、六六六	五、八五八 / 二三、三七六	二六○ / 二一、一七六	一九二 / 三○、七九四	一、○六五 / 二八、五四三	八八、七○三 / 二八九、○五一	? / 六四、五二九	三、一三三、四五八
十一年	六一○、八一一 / 二、五三三、三九○	六九、五一一 / 四九八、二二七	一三、九二三 / 一○○、九八六	一九、一八七 / 一○四、○四一	二五、五六九 / 八六、五二○	七○四 / 五四、四一八	六○三 / 六六、五九一	一、七○八 / 三五、一三八	一四三、五七一 / 四五八、九六一	? / 八○、○八一	四、○一八、三五四
十二年	七六四、二四四 / 四、六二七、九七四	一○七、九○○ / 八九三、九七三	一八、五九五 / 八○、一九九	一四、一一三 / 一二五、二六八	一七、八六○ / 一三一、九二九	四三三 / 三八、三三二	六八六 / 六七、七四四	二、二九七 / 六九、二二九	一九一、六二四 / 八六○、七八二	? / 七七、六八九	六、九六六、一一八

十三年	九一一、八四一 七、三〇四、二六五	一三三、三三七 一、二九四、四九四	一七、七三七 九九、一八〇	四三、一五〇 四二一、三二三	二四、八九六 一三四、〇二六	六、八〇七 七六、〇二〇	六一六 七三、二五四	四、三三五 一七四、七七一	一六九、九九三 七〇、〇〇三	三八、〇六 ?	一〇、四〇四、三九七
十四年	八七三、〇六七 五、一三七、〇〇一	九〇、六五八 八四六、一三三	一六、一七九 七七、六〇五	一九、二八九 一一一、一五〇	一〇、六〇〇 八四、三七六	六一九 八二、八八八	四六四 六七、一三五	一、一二九 四九、九六五	一三三、二四六 五七〇、三七六	八九、八三六 ?	七、二一六、四六五
十五年	九八三、四八六 五、〇八七、五六〇	一〇六、八四四 八一三、三九八	二、〇〇六 八、八九三	二四、九四九 九〇、六八八	九、四五六 八七、六五七	八五〇 九八、一二三	一、四三三 五四、八一四	一、九四七 六三、二〇六	一六五、五九八 八九六、九九〇	三四、一一五 ?	七、三三五、四四三
十六年	七三四、六七七 三、二九〇、四三四	一〇六、一六六 六〇九、六五三	一六、八二七 五七、〇七	四三、八一〇 一九八、七三四	八、八〇七 八五、三〇二	一、五九二 一四九、三三六	一、〇二二 五四、三一八	二、八〇一 一二五、一二四	八八、三八二 四〇二、四二〇	三七、八九〇 ?	五、一〇〇、二七〇
十七年	九五一、七二七 三、五四二、二六三	八四、五五八 四八三、〇七一	二四、六三五 八五、七六八	三三、四三〇 一三五、二四二	三八、八七〇 九三、三七九	六、六七五 二八、〇七七	二、二八一 一二三、六九二	一、五四一 三七、〇〇九	一三三、二五六 三七二、四三九	一〇六、九七三 ?	四、九九六、九一三
十八年	八八六、二七二 二、八四八、八二〇	九九、三一八 五〇〇、六〇四	一二、九八〇 四三、六五七	二四、三六五 九七、五二七	一六、三〇四 九八、四三五	七、一六〇 三九、九七一	二、七〇八 九七、六〇六	二、二〇一 四九、八五〇	一三一、三三六 四九六、八三八	一〇五、〇九五 ?	四、三七八、〇〇三
十九年	九〇〇、〇二八 三、〇四〇、四五五	一一七、〇五〇 五五二、三八四	五、〇九〇 一五、八四六	三三、八六九 九七、五一九	一三、一八〇 六七、〇五〇	一、〇二六 四〇、三三〇	一、一五三 五七、三九七	四、七五三 七三、八〇三	一八七、九二四 四七九、二〇七	一一三、九四四 ?	四、五三九、八二五
二十年	六六六、〇七〇 三、六〇二、二五二	一二三、九九四 七一三、八八五	三、八六一 八五、五二一	三七、九五〇 二三九、三三九	九、三三〇 六三、三一九	九、〇八六 五一、七四八	五七四 二五、八六一	一、七〇〇 四二、五五一	一四九、六七三 三七九、七三二	四九、七二五 ?	五、二六三、八一三
廿一年	九〇、八〇九 四、二一三、〇三六	一一六、八八四 七六三、〇〇九	四八、一三八 二五七、四四六	二七、七三八 一〇六、四六三	一〇、四九三 六五、四一七	九、〇〇八 四一、七四八	一、〇六七 四五、六五六	一、一二二 二七、七六一	一三九、八七一 三三〇、六〇八	一三八、九一六 ?	五、九七三、五三〇
廿二年	八四二、九八三 四、五六四、三五三	一七三、一六四 一、一五九、九四四	一五、六一八 四八、九七一	四二、四九五 二五七、〇二七	一五、九六二 八八、一二九	九、六二八 三八、七六二	七四七 三七、九五四	三、二七〇 九二、二六九	一四三、九五六 三九九、五二〇	一三三、〇二三 ?	六、八〇四、九六〇
廿三年	九四七、六三八 五、七七一、一八五	九四、七九七 九四四、四〇八	六一、二三九 二〇一、七〇〇	三七、三八〇 二三九、八四六	一五、一〇二 八四、四七一	一、二六四 七五、一六八	七九七 四〇、三九五	五、六〇四 一三四、四三八	一七〇、〇八五 五五三、四三三	二八九、四二四 ?	七、九六四、六六八
廿四年	一、〇七六、一一四 六、〇六六、九二三	八三、六四二 六七八、〇四〇	一三、三〇〇 四四、九八〇	五八、六四七 三〇九、七〇八	一三、五一六 七八、三九一	九三八 四七、四四八	二四七 二二、九二	三、三一二 五六、四四二	一一九、五一九 四一二、五九三	一七三、二七 ?	七、八九二、三九五
廿五年	七九四、八三五 四、九二三、三七七	一〇七、九九〇 八〇八、一七七	五七、七二四 一五、一〇五	三九、九九九 二四六、一九五	一四、三七二 二一、六九〇	六〇一 三八、四九五	三三八 三、七八八	三、〇〇七 七二、五六三	一九六、八七三 六七〇、七六八	一四七、七四八 ?	七、一七二、八五八
廿六年	九二七、二三八 五、五八五、四四八	一二八、一〇六 八四九、三五五	一五、三三三 五三、三四五	一四、五七一 六九二、六三八	一八、二九三 三八、三一六	五八七 三八、六三六	四六二 三三、九六四	六、七七九 一四四、二六五	二七五、四二七 一、〇〇二、五二九	二〇四、九一一 ?	八、七六三、一七八

廿七年	一、〇四六、四七九 六、五一二、八九五	五九、〇六三 四七五、五〇八	六〇、〇三九 三五〇、二一六	五六、五五九 三九〇、三六四	一九、二二六 二三六、三一六	五、五七八 二〇、五五五	八、四六九 二五、八二六	一、四〇八 二八、七三八	一五二、四〇九 三六八、〇四八	三二一、〇九〇 ?	八、四二九、三六一
廿八年	九九四、四二六 六、四九九、六三八	五九、六九〇 七一七、四一四	二七、〇〇一 一二五、二九三	三七、五一七 二七八、八五七	一七、四一八 二二一、六〇八	六、九九六 七六、六九九	五二一 四、七三一	三、〇四三 九一、七七二	一三〇、六〇六 三一六、二四四	二六二、七二〇 ?	八、五一九、八一六
廿九年	九七六、五五八 八、二四一、一八四	五二、七〇八 六九一、七四一	六五、七二一 二五八、六三六	六三、五二四 五二九、九五八	一八、四〇一 一六六、七〇一	三、八六五 七〇、三二六	[illegible]	六、二一一 二四〇、三三〇	一四三、八七三 四七二、一六〇	五五二、〇四三 ?	一一、二四一、四七三
三十年	一、二五四、〇七六 一〇、五三六、一〇八	七〇、二六二 一、〇五一、四一六	二九、八三〇 二六九、三六八	三七、四四七 三三八、七一七	三八、一五九 三五〇、〇二一	一、一〇五 五九、四八二	六六八 三七、六三八	四、四七五 一二八、二五三	二〇三、九五〇 五七七、六一七	六八四、〇三五 ?	一三、九九七、七〇二
卅一年	八五七、二六二 七、二三五、六一七	六四、四四四 一、〇二〇、三一七	三、七二四 二七、七四六	一七、〇六〇 一七四、三〇六	三四、六七五 二八八、三七七	二、五四五 四六、二二三	六、五一二 四三、五五二	六、九九七 三〇八、四九七	一一七、九一〇 三八七、八〇七	六四五、四一四 ?	一〇、二六七、七五五
卅二年	九三〇、五六〇 八、九三九、四三四	三九、一九五 七五三、四六〇	一七、二九七 二三五、四〇四	五三、七五七 五七七、九七六	二八、九六七 六八一、〇六三	九、五九一 五二、七六一	六一六 四五、〇一九	三、八六一 一七三、一一五	一六八、九五九 六六六、九二五	九〇六、六九三 ?	一二、六三一、〇六五
卅三年	七八九、一七八 七、九七三、一三五	四七、〇五八 八七七、〇九三	一六、五〇六 一九四、三〇九	九四、三三九 八四二、五二六	四六、二二七 三三五、八九	五三九 四三、三九一	二、九三 七三、〇八九	五、一六六 一四八、四九一	一七三、〇七九 七三七、三五五	一、〇六八、八〇六 ?	一二、三九〇、九〇三
卅四年	八六九、八七七 八、三〇六、八五五	三四、六三一 七五〇、〇四八	一七、九六三 二六七、七〇七	五八、五一二 四四五、四七五	四三、九九二 三七七、二一三	一、六〇四 六二、一〇六	六、五八五 七三、八八五	一八、一八五 七四〇、九四四	二三三、八二三 八九八、三一八	九四四、八五一 ?	一三、八六五、九一二
卅五年	八六六、八三八 八、七四五、八六九	二九、一三八 五九〇、一二三	一五、九〇三 二〇一、一〇六	二八、九〇五 二三七、二三六	四六、九五四 三五〇、八四四	一、〇七七 一二三、九九五	一、六七四 六四、一九六	一二、四一九 二五〇、三四一	二二九、五三三 三八六、一六九	七三六、四六七 ?	一一、六五六、三八五
卅六年	一、〇三二、九四五 九、二七二、三〇〇	四一、四三五 七五九、二五一	二八、七九九 三八六、一三四	六一、四八五 六一五、七四四	四一、七九一 三六六、九八五	二、九九八 九六、二七八	八四八 四三、八三九	一〇、六五九 三五〇、八八一	一六九、六八一 五八七、一八二	九六〇、四〇八 ?	一三、四〇七、九五一
卅七年	七五五、一五六 八、三八六、三一六	三二、九六〇 八〇六、六三〇	二六、二〇〇 三一、九一九	四六、三五七 五三八、五三三	五六、四七三 五三三、三七七	八六三 八四、三六二	五二〇 四四、一二八	一六、八一九 六〇一、三五五	一六六、八九五 五〇二、八六九	一、一〇七、三五八 ?	一三、九一五、七二三
卅八年	六六四、二九五 八、二一〇、九四四	三九、二六八 八五〇、一一一	三三、七六二 三二一、〇二八	四二、六六六 四七九、二三一	四五、四〇二 四四六、八三五	二四、三五一 五九、四五七	九七五 二〇、七二一	四三〇、六四三 三五五、一七三	一三五、三一二 六七四、〇四七	九九四、九三八 ?	一三、三〇二、八三五

備考　其の他の欄に產額を記入せざるは起算單位の標準一定せざるに因る

最近五箇年水產製品別調表

品目		明治三十三年	同三十四年	同三十五年	同三十六年	同三十七年
鰊 身欠鰊	数量	63,669石	66,219石	73,549石	80,008石	60,343石
	価格	860,958圓	858,786圓	955,933圓	742,186圓	739,389圓
二ツ割鰊又は外割	同	11,056	4,296	1,392	330	237
	同	21,019	45,979	2,773	2,633	2,475
背割鰊	同	1,233	74	82	169	67
	同	1,873	8,394	1,342	1,749	871
鹽鰊	同	1,207	509	91	4,072	1,009
	同	9,712	4,320	9,270	30,082	10,677
燻製鰊	同	204	249	17	129	133
	同	1,898	669	675	1,079	703
鰊鯑	同	30,693	25,243	21,867	29,355	17,201
	同	293,165	356,357	385,240	375,729	237,767
鹽鰊鯑	同	9	—	569	669	50
	同	26	—	10,242	2,726	240
鰊〆粕	同	506,368	560,394	533,719	621,794	471,980
	同	5,184,203	5,380,768	5,393,440	5,894,171	5,562,166
鰊、鯑粕	同	5,324	30,008	10,213	30,068	4,202
	同	37,229	20,484	99,852	19,910	29,328
胴鰊	同	230,670	235,898	243,001	167,667	122,158
	同	1,039,343	1,030,739	2,371,972	2,385,332	1,226,803
二ツ割鰊	同	2,688	1,026	648	9,023	—
	同	33,338	8,218	5,872	65,042	—
鰊笹目	同	33,473	24,093	23,607	29,559	19,892
	同	258,042	260,707	252,689	182,672	151,095
鰊白子	同	14,859	17,538	16,003	19,576	14,885
	同	175,262	197,522	185,008	202,535	179,506
鰊鱗	同	1,324	2,606	2,914	3,258	1,664
	同	5,736	5,478	3,430	93,621	6,183
鰊油	同	34,367	17,753	19,733	27,600	17,815
	同	108,638	144,071	190,845	132,785	152,331
其他鰊製品	同	3	20	445	—	1,849
	同	88	258	3,560	—	6,949
生鰊	同	15,762	25,372	19,690	36,758	24,531
	同	623,691	91,832	954,760	1,032,321	89,835
計	同	789,778	869,887	866,318	920,395	755,195
	同	7,973,125	8,306,855	8,745,869	9,273,300	8,386,316
鮭 鹽鮭	同	36,149	26,369	26,659	33,278	25,357
	同	629,043	522,298	403,665	522,937	564,609
燻製鮭	同	74	53	74	47	403
	同	1,107	2,925	1,750	1,582	1,404
鮭罐詰	同	1,580	1,456	597	3,506	1,091
	同	87,054	74,391	30,359	32,170	76,101
鮭筋子	同	2,066	1,788	1,567	1,641	1,239
	同	38,780	37,538	35,364	38,379	35,050
其他鮭製品	同	—	—	1	—	—
	同	—	—	272	—	—
生鮭	同	5,246	5,065	5,362	7,973	5,414
	同	231,099	233,901	287,802	176,193	229,466
計	同	47,055	34,063	29,238	41,355	32,896
	同	877,093	750,048	590,233	759,251	806,630
鱒 鹽鱒	同	14,323	14,271	12,760	13,572	17,535
	同	126,146	124,574	130,131	176,659	179,477
燻製鱒	同	12	15	5	—	—
	同	360	300	310	—	9

鱒	鱒鑵詰	同	九六三	二、四五四	六五九	三、三〇八	一、八五八
		同	四八、八〇三	三四、一〇一	〇〇、〇七〇	一七〇、六四五	一〇三、〇八五
	鱒〆粕	同	―	一四	二七〇	四七	―
		同	―	一四八	二、一六〇	三九七	―
	生鱒	同	一、三一三	一、二〇九	二、二〇九	二、九一九	二、三二七
		同	一八、九七二	一八、五五四	三五、五三五	三八、五三二	三〇、三四八
	計	同	一六、五〇八	一七、九六三	一五、九〇三	二八、七九九	二〇、六二〇
		同	一九四、三〇九	二六七、七〇七	二〇一、一〇六	三八六、一三四	三二一、九一九
鰮	乾鰮	同	九四八	五六三	四三六	七五七	八九五
		同	一九、四九一	四、九八三	六、五三五	三、二七九	一七、七二〇
	鹽鰮	同	六一八	一五〇	二四四	二〇四	七五
		同	二、三八五	一、四〇〇	八四〇	一、八三〇	一、六一五
	鰮〆粕	同	七一、九五七	四三、九九八	二三、三一二	五〇、〇六四	三七、九五四
		同	六六四、九七七	三六五、七五七	一八三、七八四	五三三、六六九	四六七、三三〇
	干鰮（ホシカ）	同	二五二	一一二	三五	五〇	一四六
		同	三、三四〇	一、三三二	五一五	五四五	二、〇七四
	鰮油	同	一九、三〇三	八、七三八	三、五〇五	八、六一四	五、〇一三
		同	一四三、〇四三	五七、五一六	二七、七二〇	七一、九七一	三七、三〇四
	生鰮	同	一、二六一	四、九五一	二、三一三	一、七九六	二、二九〇
		同	九、二九〇	一四、四八五	八、八五二	六、四五〇	一二、四九二
	計	同	九四、三三九	五八、五一二	二八、九〇五	六一、四八五	四六、三七三
		同	八四二、五二六	四四九、四七五	三三七、二三六	六一五、七四四	五六八、五三五
	棒鱈	同	二一、六八七	二〇、六六九	一七、五五四	一五、五〇三	一九、八四二
		同	二六六、五一三	二五五、七三六	一八七、八九〇	一八六、六二七	二七五、六六三
	開鱈	同	六六七	一、五三四	一、八三三	一、六四六	二、六二七
		同	九、一九八	一九、四五八	三五、三二二	一八、三六四	三五、四七八
	丸乾鱈	同	一六二	八五	二九	―	二一六
		同	二、七六四	五八九	二九一	―	二、三三五

	鹽鱈	同	七、三八二	八、五五三	一五、七五一	六、六〇〇	二三、二四六
		同	四三、五四二	三三、五一五	六六、二八一	三一、二〇六	六八、九一一
	鱈骨粕	同	八、〇〇三	八、八四七	四、二一〇	六、六六〇	一〇、四二〇
		同	五一、〇六六	五六、五五二	二八、〇〇九	四五、二三〇	八六、四一六
	鱈油	同	九一八	六五七	八五三	一、三六八	一、五九五
		同	一〇、一二二	六、五一七	九、七九六	一四、二五九	一四、九八七
	藥用鱈肝油	同	二〇	七一	六四	四六	三三
		同	一、〇五三	一、九七七	一、六五二	二、五〇五	四、六九二
	其他鱈製品	同	―	二七	二一	五九	三四〇
		同	―	八六	九五	八四五	三、四五八
	生鱈	同	七、二八九	三、五八一	六、七三九	九、一〇九	九、三三四
		同	四九、三三三	一三、二九三	二、五四八	三七、二〇六	四〇、五四七
	計	同	四六、一二八	四三、九九二	四六、九五四	四一、七九一	七六、六四三
		同	四三三、五八九	三七七、七三二	三五〇、八八四	三三六、九八五	五三三、三七七
鮫	鱶鰭	同	一四	一四	六九	七〇	二〇六
		同	九四八	五、八六一	三、五二八	三、九八六	九、二六〇
	生鮫	同	三、二〇四	二、八三四	六、二〇〇	六、五四七	六、五〇八
		同	三三、〇三三	二〇、五八〇	三三、一五三	三四、六七五	三六、二八三
	計	同	三、三一二	二、八四八	六、二六九	六、六一七	六、七二四
		同	三三、九七〇	二六、四四一	三六、六八一	三八、六六一	四五、五四三
鮪	鹽鮪	同	八七一	一、七〇〇	五七〇	七〇四	四七二
		同	三、一四三	一八、〇一七	七、八三三	一〇、〇二四	五、二四三
	鮪鑵詰	同	―	―	―	一五	七〇〇
		同	―	―	―	一、二五〇	五一、四〇四
	鮪骨粕	同	二六八	四二六	二九	―	二七
		同	二五三	三、六三九	二三五	―	二七〇
	生鮪	同	三、〇八八	二、九五三	四、三七三	九、六三三	七、四八四
		同	四七、一六九	三六、三七一	五一、六六六	八二、八七二	一二三、二三三

計	鰤 鹽鰤	鰤 鰤鑵詰	鰤 生鰤	鰤 計	鰹 鰹節	鰹 生鰹	鰹 計	鰈 乾鰈	鰈 鰈鑵詰	鰈 鰈搾粕	鰈 生鰈	鰈 計	乾大鰕
同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

大鰕 大鰕搾粕	大鰕 生大鰕	大鰕 計	柔魚 鯣	柔魚 鹽柔魚	柔魚 柔魚鹽辛	柔魚 生柔魚	柔魚 計	海鼠 煎海鼠	海鼠 海鼠	海鼠 計	鮑 乾鮑	鮑 生鮑	鮑 計
同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

海扇	乾海扇	同	一、六三四	一、五七三	八八六	二、四四八
		同	二四、七〇五	一八三、三五一	九八、七九三	一四三、八三六
	海扇罐詰	同	—	—	—	二九
		同	—	—	—	一、八一四
	海扇貝殼	同	六三五	—	—	—
		同	二三五	—	—	—
	生海扇	同	一二四	五九	三三	一五〇
		同	九九九	六五一	四一六	一、三七四
	計	同	二、三八三	一、六三三	九一八	二、六二七
		同	二五、八二九	一八四、〇〇二	九九、二〇八	一四七、〇二四
北寄	乾北寄	同	五七三	六八一	四〇八	三三五
		同	三、六九四	三、〇三三	一七、四九〇	一五、六二四
	北寄罐詰	同	—	一二二	七六	—
		同	—	四、八二九	三、五三三	—
	生北	同	二、四三九	八八七	九二九	一五九
		同	三三、七六四	八、二六三	四、八九七	七、四三六
	計	同	三、〇一二	一、三七九	一、四二三	九三二
		同	三七、四五八	二五、二三三	二五、九一九	七、五六九
牡蠣	乾牡蠣	同	二九四	二〇七	五六九	一、四二五
		同	一四、七〇五	一五、八五六	三、二二一	三〇、六一九
	牡蠣罐詰	同	—	一五	七	三八九
		同	—	六八九	二七	一八、八五七
	牡蠣醤油	同	五六	四六	六〇	一三八
		同	五六五	四六〇	六〇〇	一、二八〇
	生牡蠣	同	?	?	五〇	四九
		同	?	?	五五〇	三六七
	計	同	三五〇	二六七	六八六	五六六
		同	一五、二七〇	一七、〇〇五	三、四七八	二〇、五〇四

海扇	乾海扇	同	六六三
		同	七三、一〇一
	海扇罐詰	同	一五
		同	一、〇〇〇
	海扇貝殼	同	—
		同	—
	生海扇	同	一、〇〇九
		同	三、八二六
	計	同	一、六八七
		同	七六、九二七
北寄	乾北寄	同	三三五
		同	一〇、五六〇
	北寄罐詰	同	—
		同	—
	生北	同	一、六二七
		同	八、八五一
	計	同	一、八四二
		同	一九、四二一
牡蠣	乾牡蠣	同	一、四五〇
		同	八、一〇〇
	牡蠣罐詰	同	—
		同	—
	牡蠣醤油	同	四六
		同	四一四
	生牡蠣	同	五六五
		同	五八〇
	計	同	二、〇六一
		同	九、〇九四

昆布	長切昆布	同	一三、二九一	一七二、六六七	九一、三二四	一四四、〇三八
		同	五七四、四七七	五四九、八六四	二六三、二四八	四五九、二四五
	元揃昆布	同	六、〇一〇	一九、一三二	三、七三六	五、七七一
		同	六五、三二一	二四五、〇二〇	三七、三七九	五九、四六六
	折昆布	同	八、三五二	六、〇六七	一三、四四三	四、五八四
		同	三五、二六八	三〇、九五九	二七、〇五三	三七、〇五五
	細昆布	同	七、一四九	四、七九〇	八、一二五	一、四五〇
		同	一〇、三〇〇	六、三七七	一〇、〇七六	二、六八一
	刻昆布	同	一二七	一、八〇二	四、三〇〇	四六三
		同	一、四八四	一六、二七七	三六、二二〇	三、七九五
	其他昆布	同	二〇、二五〇	一九、三〇五	八、六一五	一三、三七五
		同	五〇、六〇五	四九、八二一	二三、二九三	二四、九四〇
	計	同	一七三、〇七九	[illegible]	一二九、五三三	一六九、六八一
		同	七三九、三五五	八九八、三一八	三九六、一六九	五八七、一八二
石花菜	石花菜	同	一、九四四	一、三三九	五六七	九九八
		同	三八、六五〇	二四、二六一	七、一四五	一〇、三八一
	計	同	一、九四四	一、三三九	五六七	九九八
		同	三八、六五〇	二四、二六一	七、一四五	一〇、三八一
其他	食用	同	?	?	?	?
		同	五四、四九三	九〇、一〇四	六〇、九一八	六九、七四七
	肥料用	同	?	?	?	?
		同	四二、三三一	三二、八四四	二六、八八五	四六、八〇〇
	雑寶	同	?	?	?	?
		同	一四八、一九八	一〇一、六三三	四二、三九二	一六三、五一九
	生	同	?	?	?	?
		同	一四二、四七七	一三六、三三六	一二五、二二八	一二四、七二四
	計	同	?	?	?	?
		同	三八六、四九九	三五四、八一七	二五七、四三三	四〇四、七九〇

昆布	長切昆布	同	一〇〇、〇四六
		同	三七一、七五七
	元揃昆布	同	二、九六三
		同	三三、五三四
	折昆布	同	四、四五一
		同	三七、八六九
	細昆布	同	四、四五五
		同	六、八七四
	刻昆布	同	一、九二二
		同	一七、六二三
	其他昆布	同	二三、三四八
		同	三六、三三三
	計	同	一二六、一八五
		同	五〇三、八六九
石花菜	石花菜	同	八七一
		同	二、七二一
	計	同	八七一
		同	二、七二一
其他	食用	同	?
		同	七四、一〇五
	肥料用	同	?
		同	八二、九一三
	雑寶	同	?
		同	一二六、〇〇三
	生	同	?
		同	一二〇、五六二
	計	同	?
		同	三九三、五八三

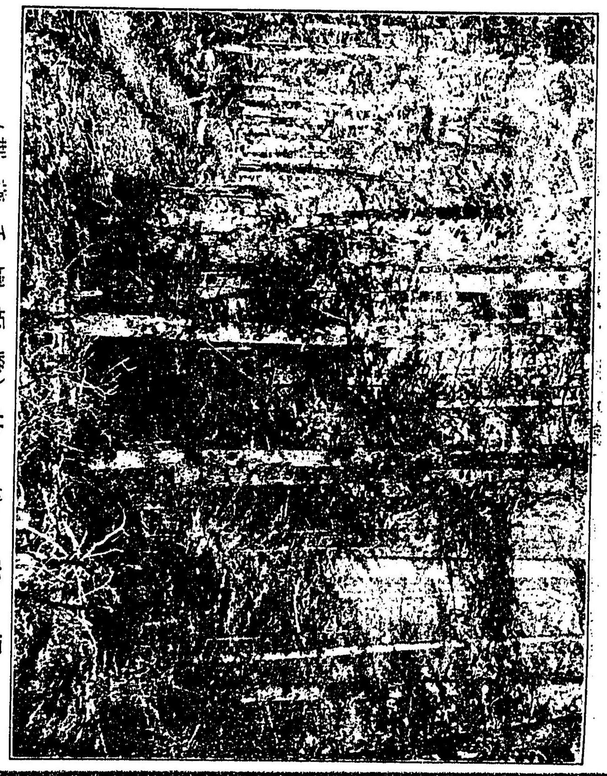

（郡崚千國振贈）林　松　夷　蝦

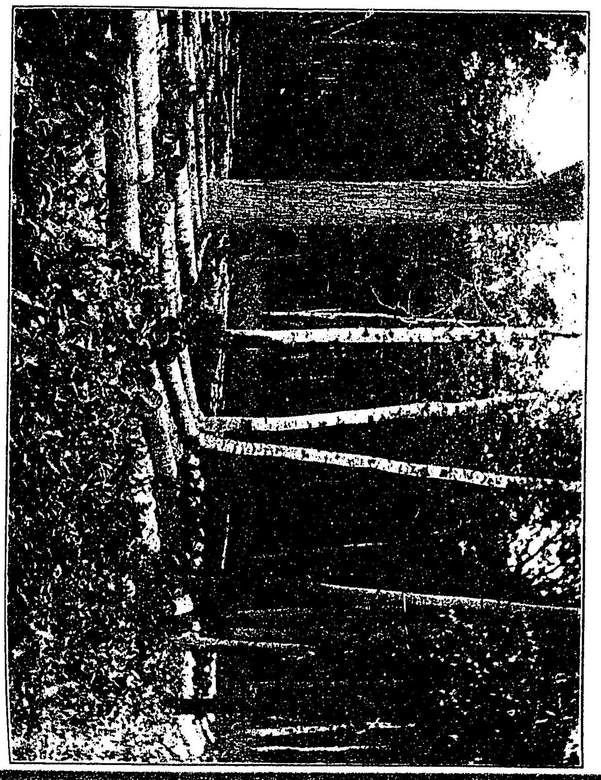

（郡走網國見北）林　樹　楊　白

蝦夷松林

蝦夷松は本道の特産にして處々に繁茂し幹の全長十五間、直徑五尺に達するものあり材質緻密能く水濕に耐え諸種の建築、造船、帆檣等に用ふへし此の圖は膽振國千歳郡の御料林にして其の美なる林相の一例たり

白楊樹林

白楊樹は山地の稍々濕潤なる地を好み又火山灰地に生ず材質白色輕軟にして光輝あり最も燐寸軸木に適し又箱類其の他種々の用に供せらる本道中諸處に產すと雖も今は北見國の東部に最も多し

北海道廳小樽苗圃

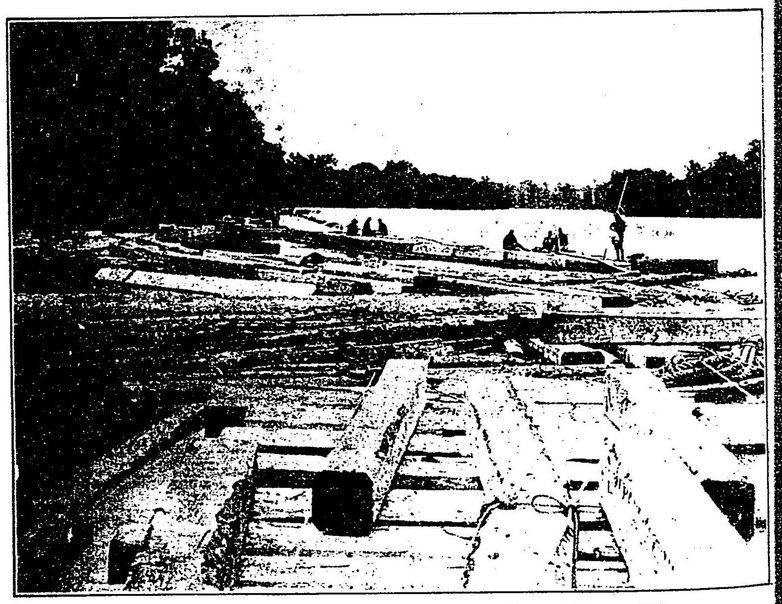

石狩川筏流しの景

北海道廳小樽苗圃

明治二十五年札幌に苗圃を開設し後ち之を小樽市街附近に移し小樽苗圃と稱す本廳の經營するところにして面積約六十二町歩を有す

圖中左方及び前面の樹林は栽植せる樹齡十年の落葉松、右方の苗圃は三年生の獨逸赤松なり

石狩川の筏流し

木材を搬出するには汽車に依るものと川流に依るものとあり

此の圖は石狩川筏流しの景にして椴松、蝦夷松の角材及び丸太材を組合せたるものなり流下の期節は毎年五月より七月迄とし年々の高二三十萬石に達す大抵砂川及び江別に陸揚をなす

第九章　山林

本道の往古蝦夷島と稱へし時代にありては廣袤六千餘里、悉く森林にして翁鬱天日を見ざるの狀態なりしか其の後和人移住し開拓の業進歩するに從ひ漸次森林の區域を減せしも今尚ほ五百五十九萬餘町歩、之を本道全面積に對比すれは五割八分六厘強を占め其の蓄積材量實に十六億七千七百二十一萬餘尺締、利用さるへき樹種五十餘種にして本道財源中の一大寶庫たるや決して絶對的無限のものにあらすして其の經營方法の如何に依りては財源滾々として無限に盡きすと雖も一度其の施設の方法を誤らんか忽ちにして山骨を現はし氣候の變調を來し風雨寒暑其の度を失ひ水害旱害竝ひ到り其の害の及ふ所蓋し計るへからさるものあり斯く重要なる本道の森林は既往如何なる機關制度に依り支配されたるか又現在に於ける林況及ひ制度利用の程度、造林の方法は如何、是れ世人の等しく知らんと欲する所にして將來此の天賦の寶源を安全に且つ保續的に利用啓發し國家長久の財源を確立するは最も緊要なることに屬すへし

沿革

●明治三年　九月開拓使札幌本廳木材税則を定む

●同四年　一月札幌本廳琪楠樹、刺楸樹、槐、櫻、桂、椴、桑の七種の伐採を禁す○是歳杉、松、檜桐の苗木を移植し遞年之を郡村に頒つ

●同五年　四月札幌本廳石狩國濱出便利の林樹禁伐部分を調査す○七月函館支廳令達、從前各村用材薪炭及ひ村木商等許可を經す伐採し或は人の囑託を受け手付金を請取り後官に請ふ者あり自今伐木を請ふものは其の地名を詳記し願出しめ許可の後に非されは手付金を請取るを許さす○是歳根室支廳山野放火を禁す

●同六年　三月札幌本廳札幌市民伐木場を同郡手稻村に定む○同月函館支廳山林假規則條款を定め村吏に令し野火消防及ひ其の他取締を嚴にし毎戸苗木二十五株を栽植せしめ低價を以て土地を賣下或は貸與す但し楢は造船材たるを以て薪炭に用うるを禁す○六月札幌本廳官道兩側の樹木は家屋、電線支障の外伐採を禁す○七月函館支廳函館近近官林樹木生長に妨けあるものは斫伐賣下の制を定む○十一月札幌本廳札幌郡厚別、發寒、圓山、八垂別、眞駒內、簾舞、野津幌の七箇所を官林と定め民事局管理とす

●同七年　札幌本廳に於て伐木規則を定む○同年根室支廳に於て七重試驗場より松杉、檜、苗千株を移し穗香園及ひ支廳、境內に植栽す

●同八年　六月根室支廳林木伐採は自今其の區域を定め用材數量を記載して請願せしむ但し薪炭材伐採は其の居住地附近に限るの制を定む○七月函館支廳、內務省達に依り官林濫伐を制し栽植方法及ひ費用を調査申稟せしむ又伐木税、炭竈税を廢す追て官林賣下規則、炭燒營業規則發令まて當分伐木願は投票を以て賣下くることゝなす○八月札幌本廳石狩川は其の他の大川兩岸一里內に於て伐木を禁す○九月根室支廳、伐木區域の許否を定め禁制區畫外は住民自用の薪炭伐採に限り其の地方係官吏にて許可せしむ○十一月札幌本廳、伐木規則發行以後猶ほ濫伐あるを以て更に諭達す又客歳委員を派し札幌近傍の官林を調査し、林木及ひ地質の優劣に依り一二三等の三種に區別す

●同九年　二月札幌本廳、山林取締を民事局地理課に囑す○四月伐木税を廢し伐木炭竈課税は伐木規則施行まて木材拂下の名義を以て從來の納額を收めしむ○八月根室支廳、擇捉島、山林取締の爲め船舶碇泊所及ひ漁場、昆布場に制札を掲け樹木濫伐山野放火を禁す

●同十年　二月札幌本廳、山林保護方法を札幌農學校教授クラークに質問す○同月山林事務を地理課に屬す同時に檞松、落葉松、五葉松、蝦夷松、棋楠樹、玉桂、厚朴、胡桃、刺楸、栗、常盤楓、柁、山櫻、山桑、谷月桂の十六種は家屋船車等必要材たるを以て伐採を禁す○三月根室支廳、自今官林內伐木剝皮を禁す○五月函館支廳、人民山林愛護の道を知らず濫伐するを以て苗木栽の方法を設け漸次管內一般に普及せんとし未た着手せさる地方の森林濫伐を禁す且つ從來山野に放火するの弊あるにより山野取締規則及ひ牛馬取締規則を設け官林牛馬放牧を禁す○同月札幌本道に並木を栽る函館海岸町より始む○同月同廳官林賣下及ひ炭燒營業規則を定む○同月根室支廳、北見國土人等網繩及ひ衣料として剝皮の樹は其の根元より斫伐し萠蘖を生せしむへき旨を達す○十二月同廳、山林取締假規則を設け分署なき地方は姑く總代に於て山木取締を兼ねしむ

●同十一年　十月札幌本廳、部分木仕付條例及ひ森林監護假條例竝に山林原野調查假條例を定む○同月函館支廳部分木仕付條例を設け山林監護法を定む道路左右五町以內の官林伐採するを禁す

●同十二年　三月函館支廳炭燒營業規則及林木賣下規則を更正す○同月根室支廳、森林監護條例に依り林木拂下規則を改正す○六月札幌本廳、長野縣木曾山林夫七名を雇ひ札幌郡月寒山に於て伐木せしめ後ち受負人に賜し厚別山林に遣し伐木及ひ山出の術を傳授せしむ○九月同廳山林係員及ひ監守に銃獵を許す○十一月根室支廳山林中白楊伐採を禁す

●同十三年　一月函館支廳、林木苗木賣下順序を改正し山林監吏配置の位置を定む○二月札幌本廳、山林監守人帽制を定む○六月同廳、山林監守人の伐木檢查を止む○同月根室支廳、廣業商會厚岸官林の木材を伐採し淸國及ひ米國へ輸出せんと請ふ之を許す○八月札幌本廳、山林事務管理のため各郡に地理課山林係派出所を置く

●同十四年　一月札幌本廳、後志國余市郡外四箇所に山林係派出所を設く○二月函館支廳委員を各郡に派し山林を巡視せしめ每郡禁伐林を定む○六月札幌本廳、野桑保護假規則及ひ炭燒營業規則を廢し林木拂下規則を更正す又北海道產腊葉材鑑を內國勸業博覽會に出品し三等協賛狀を得○七月函館支廳、山林監吏の服制を定む○十月札幌本廳、林木賣下の許可を得たるもの山元に於て板柾木舞等を製造するを禁す

●同十五年　函館支廳、炭燒規則を改正す○二月廢使置縣、本道山林事務悉く農商務省の主管に移る尋て之を三縣に委任す○四月函館市街の東方にある字高大森砂丘は砂土飛散土地を害すること甚たしきを以て杉苗四萬四千五百本を植ゆ其の內枯死せし

ものあれとも尚ほ一萬六千八百餘本は生長せり○五月農商務省三縣下官林調査のため吏員を派遣す○七月農商務省三縣に令し山林原野に屬する事務管理區分規程改正に至るまて開拓使施行の規則に據り處分せしめらる○九月札幌縣山林派出所々轄區域を改正す○十月農商務省三縣に令達して官林調査結了まて山野原野に於て樹木伐採せんとするに當り稟議を要する件を定めらる

●同十六年　前年九月農商務省達に對し札幌縣令及ひ函館縣令連署の上用材三百石薪材三百敷は本縣限り適宜處分し度旨を上申し同時に認可せらる○同月函館縣官林木の拂下を請ふ者の保證人及ひ伐採檢查願差出の件を定む當時管內各所に在勤し伐木檢查に從事するもの二十三人あり又從來樹木植付のため官林貸渡を許したるも爾後明治十三年開拓使布達部分木仕付條例に依るの外一切許可を禁す○二月三縣の稟請に由り山林監吏に徽章を付したる被服を支給するとを認可せらる○五月札幌縣部分木仕付條例中を改正す○七月同縣山林看守人規則を廢し山林看守人心得を定む○同月根室縣山林監吏を置き山林立本拂上願人引渡竝に伐了檢查に關する事務を取扱はしむ同時に林木拂下竝に炭燒營業假規則を改正す○十月函館縣官林木拂下規則を改正す○十一月同縣斧鉞を携へ官林に入る者に入林鑑札を付與す又山林取締の必要上各所に派出する山林係員の制服を定む又山林取締のため各所に配置する山林係員在勤位置及ひ受持區域を定む

●同十七年　二月材幌縣官林產物入札拂下規則を定む○三月同縣山林係派出所々轄區域を廢し更に林區竝に事務所名稱所轄區域を定む同時に山林係處務內規及ひ林區事務所例規竝に處務心得を制定す又天鹽國苫前郡天賣燒尻の兩島は樹木に乏しきにより該地戶長役場をして保護上篤く注意を加へしむ○同月根室縣林木を濫伐し又は山野に放火もの多きを患ひ嚴に取締方を郡役所戶長役場に訓令し注意諭達せしむ又盜伐木其の他規則違犯等にて官收に係る木材は渾て切口に官印を打捺する旨を告示す○六月札幌縣天鹽國の內天鹽中川上川の三郡北見國の內宗谷枝幸利尻禮文の四郡の山林事務を增毛外五郡長宗谷外三林長に委任し其の稟議條項を定む○同月同縣官林區域假心得を定め官林と開墾地との境界を定む同時に官林名は山名又は著名なる字を採り又官林種別及ひ樹木種類を調查す而して官林は之を種別して營工材林薪炭林禁伐林の三種とし更に運輸の便否及ひ樹木の良否に依りて甲乙丙の三種に區別せり又同時拂下立木貸下地引渡並に檢印手續を定む○同月函館縣讃岐國金比羅崇敬會函館分敎會開設取締業少敎正菊地重賢より寄進せし杉苗九千百六十本、松苗七十本、五

葉松十本、公孫樹十本を函館官林に植ゆ又函館區民近江勇藏か同月より五箇月間毎年杉二千本宛を同官林に献植することを聽許す○十月札幌縣林木拂下は當分の內一等二等木は三百本三等木は目通二尺廻以上五百本同二尺廻未滿五寸廻以上千本同五寸廻未滿五百束を超過するものに限り稟議を要し炭竈用地貸渡は適宜處分すへき旨林區事務所及ひ增毛郡役所に達す

●同十八年　一月根室縣內務省布達郡分木仕付條例の通施行す○四月札幌縣私有地に於て伐採したる造材を他方に運搬するときは伐採地及ひ運搬先きの地名を詳記し戶長役場若くは郡役所を經由し所在林區事務所に屆出しむ之と同時に人民私有伐木を他に運搬する時の檢查願書式を廢す○五月同縣林區竝に事務所名稱所轄區域を改定す○同月函館縣官林有害鳥獸獲殺心得を發す○六月札幌縣札幌郡圓山村養樹園內に炭竈を築き樹木三十三種を黑炭白炭の兩種に製し炭量及ひ炭火力の試驗を行ふ○同月根室釧路國各郡山林等位を定め該區域表を建設す○同月管內各山林中一等山林は造船材二等は營工材三等は薪炭材の外拂下を停止す○九月同縣山林養殖に關し各郡長に訓令す

●十九年　二月廢縣置廳、三月從來農商務省に屬せる森林事務を擧て道廳の主管に歸し道廳は土木課內に山林係を置き同時に又禁伐林及ひ森林地官民の區別變更に關する權を函館、根室兩支廳長に委任す此の際痛く經濟を縮少せられたるを以て從來の監守人を廢す○四月森林監護及ひ賣貸處分權の一部を郡區長に委任し同時に從來の林區事務所を廢して郡役所に取扱はしむ

●同二十年　三月函館縣時代の官林木拂下規則を改正す願書は戶長役場を經て郡役所に出願せしむ○四月私有地內伐木造材運搬屆出を廢す又函館縣時代山林係在勤位置及ひ受持區域を廢す同時に郡區長に森林原野の土石採堀處分權を委任す

●同二十一年　三月道廳第二部內に林務課を新設し森林の取締及ひ經濟に關すること並に民林の監督に關する事務を取扱ふ尋て全道樞要なる個所十八箇所を撰定して林務課員派出所を設置し從來郡區長に對する分任を解き之を派出所に移す○五月官林木特賣規則を定め官廳の都合に依るものを除くの外拂受人自己の用途に消費するとき炭燒營業用に供するときに限り特に賣拂ふことゝなす同時に林木拂下價格は豫め當廳に於て之を定め該定價表は當廳第二部林務課員派出所及ひ郡區役所戶長役場に備置く○同月官林雜產物特賣規則を定む（雜產物とは木木、樹根、小柴、枯枝、落葉、若竹、樹草、實樹、樹脂、樹液、蘚、蔓木、雜草等なり）同時に官林產物公賣規則を發す○是歲始めて官林境界查定調查に着手せり

●同二十二年　一月官有地土石掘取規則を廢し更に土石拂下手續を施行す○十月林務課員派出所を增設して二十六箇所となす○是歳渡島、後志、石狩の各所に植樹し又札幌郡月寒山に於を篠竹を芟除し天然下種に便ならしむ○又山火豫防の目的にて山火の期節特に林務課派出所員を要所に配置し且つ人夫を傭ひ警戒せるの結果甚しき損害を免るゝことを得たり

●二十三年　官林二百萬町歩の森林を割き之を御料局に移す同時に御料局支廳を札幌に設け出張所は林務課員派出所内に置きて兼務せしむ○九月茅部壽都の兩派出所の區域を變更す○十一月石狩派出所を厚田郡厚田に移し厚田派出所と稱す

●同二十四年　二月林務課員松前派出所を松前郡福島に移す○七月林務課員派出所を札幌外十四ヶ所に改む○八月從來の林務課を廢し森林事務を擧て再ひ地理學に屬す地理課は當時設置せられたる函館外八箇所地理課派出所をして森林の保護監督及ひ經濟に關する事項及ひ官有山野の生産物に關する事項を取扱はしむ且つ函館、根室增毛派出所部内に五箇所の分遣を置き其の所屬地方森林に關する事務を取扱はしむ此の外全道四十四箇所に駐所在を置き森林に關する諸願届を取扱はしむ林務課員派出所内に設けたる御料局札幌支廳出張所を分離獨立す

●二十五年　五月取締に關する訓令を發す○十一月地理課に屬せる林務に關する事項を擧て之を郡區長に分任す○同月再ひ林務課を設け森林保護監督及ひ經濟に關すること官有山野生産物に關すること、土石拂下に關することを取扱ふ○是歳又官林境界調査を起し境線は凡て實測をなす以後引續き調査の計畫を立つ○同月森林處務手續及ひ産物拂下檢查手續を發す

●同二十六年　九月羅漢柏の拂下を停止す○十一月本道森林の樹木中、トヾマツ、エゾマツ、カラマツ、ヒメマツ、オンコ、アスナロ、エンジユ、カツラ、クルミ、ハリキリ、キハダ、クワ、シヲジ、ブナ、イタヤ、ニレに限り目通直徑三寸以下のものは拂下を停止す

●同二十七年　九月官有森林原野産物公賣規程、同特賣規程、官林地貸渡規程、同上手續を施行す同時に郡區長分任條件を改正す又極印使用規則を定め尋て公賣及ひ特賣規程を改正す○十二月二十三年御料林として引渡したる二百萬町歩の內六十餘萬町歩を除き他は道廳に還付せらる

●同二十八年　二月石狩國野幌官林の伐木を停止す○六月官林境界標を制定す○十月山野火入取締規則を改正す○是歳始めて保安林の調査に着手す

●同二十九年　斫伐案調査手續を定む保安林以外の森林に對し斫伐案を編成し伐採

材積を定め森林保續收額を計らんとするにあり現今行ふ處の假施業案、即ち是れなり

●同三十年　二月奥澤官林主副產物の拂下を停止す○同月公益事業に要する森林の主副產物の賣拂は隨意契約に依ることゝなす○四月官林地侵墾罰命を發布す○同月森林法施行と共に保安林に關しては特に之を本道に適用せらる○同月森林監守を置き併せて森林監守規則及び執務細則を施行す尋て全道五十三箇所に駐在所を置き森林監守を配置し郡區長盡督の元に森林監護の事務に從事せしむ○十一月道廳官制改革に依り郡區長を廢し更に全道に十八支廳を置くに及び從來郡區長に委任せる森林に關する權限は擧て支廳長に分任す○十二有北月道保安林編入解除手續を發布す

●同三十一年　四月燐寸軸木原料白楊樹の拂下は施業案に依らさることゝなす○五月森林檢查施行順序及び森林檢查員執務細則を發布す

●同三十二年　四月北海道官林種別調查規程及び同細則を發し各支廳に實地調查せしむ種別を四種に分ち第一種林は將來國有林として保存すへきもの、第二種林は將來町村林として町村の經營に任すへきもの、第三種林は將來私有林として私人の所有に歸するもの、第四種林は將來農牧用地として官林籍を解除すへきものとす○六月北海道廳森林監守給與品及び貸與品規則を發す○同月同監守服制及び監守服裝帶劒並に

禮式規程を發す

●同三十三年　三月北海道廳森林監守夏服着用期限を定む○四月昨年來各支廳に於て調查せる林種別調查は更に道廳に於て直接調查をなす○是歳第一種林即ち將來國有林として國の經營に任すへき森林は豫め地形林相及び木材需給の關係を參酌し二百萬町歩の地積を地圖上に依りて選定し實地境界の調查は三十九年度を以て全部結了の計畫を樹つ○十月造林奬勵のため苗木無代下付の規則を定む

●同三十四年　四月森林技術者養成の目的を以て札幌農學校林學科に給費生を置き森林學を研究せしむ（現に卒業其の職にあるもの十四名今尚ほ在學研究中のもの多數あり）○八月有害鳥獸驅除及び捕獲の件に對する規則を制定す

●同三十五年　八月勅令第二百七號を以て本道に於ける製紙業、燐寸軸木製造業、單寧製造業者は其の原料及び用地を隨意契約に依り賣渡又は貸渡すことを得ると定む○十一月北海道廳殖民部林務課派出所を全道に三十箇所を設け森林監護に關すること、官林地貸渡に關すること、森林調查に關すること、官有林野產物賣拂に關すること、森林監護區員駐在所を設け之に森林監守百三十一名を配置し森林監護に從事せしむ又三十年以來支廳長に分任せる森林に關する凡ての事

項を削除す

●三十六年　九月林務課派出所を札幌外十四箇所となし他は分所と改む同時に林務課派出所處務規程を改正す又林務に關する賣貸處分は再ひ支廳長に委任し林務課派出所は森林監護に關する事項及ひ森林調査に關する事項を取扱ふ

●同三十七年　五月造林事業施行心得を發し竝に造林事業に關する諸報告の件を定む

●同三十八年　四月北海道廳官制改革に伴ひ林務に關する事務は第五部に屬し同時に從來の林務課を擴張して林政、林務の二課となす○是歲全官林內より十八萬五千町歩を選定し北海道廳地方費有模範林を設置す

●同三十九年　三月全道林務派出所長及ひ分所長を道廳に召集し諮問會を開く○四月北海道地方費有模範林經營の目的を以て道廳第五部內に地方林業課を新設す

現況

森林の狀況

地積　本道は其の面積六千百三十五方里を有し明治二年開拓使設置以來專ら意を開拓に注きしと雖も今尙ほ開拓時代にあるを以て森林面積は年と共に異動しつゝあるも現在に於ける地積を掲くるときは國有林面積四百九十五萬九千百四十六町歩、御料林面積六十一萬五千町歩、公私有林面積一萬六千五百六拾一町歩、總計五百五十九萬七百七町歩にして之を本道全面積に對比すれば五割八分六厘強に相當せり

森林植物帶　本道森林の大半は古來斧鉞の入らさる所謂原生林にして人爲の障害を被むること稀なりしを以て植物分布の狀態及ひ林相に於て自ら一定の分界を有し之を本州植物帶に比すれは其の調査容易なるか如しと雖も本事業たるや獨り植物分布の狀態及ひ寒溫度の關係のみを知りて之を區別し得るものにあらすして國土の成立潮流の關係風向の關係、土地の高低等種々の事情に應し復雜なる關係を有するを以て從來之か所論を發表せし學者二三あるに過きすして而も其の區域一定せす確然たる界線を明示する能はさるは頗る遺憾とする所なり

ドクトル、マイルは本道の植物帶は第三帶(落葉濶葉樹の溫帶林)に起り南は渡島國南端北緯四十二度)より北は擇捉島(北緯四十六度)に達するものとせり田中壤は第三帶(山毛

欅帶)第四帶(白檜帶)第五帶(偃松帶)に跨るものとして第三帶は本道內部及ひ國後島、利尻島の南部平地之に屬し第四帶は國後島の南部北緯四十四度より擇捉島四十度餘に至るの平地又北見國宗谷郡の北半部及ひ利尻島の北部之に屬し第五帶(極帶)は擇捉島北諱四十五度半より以北之に屬するものとせり本多林學博士は第三帶溫帶林(又は掬帶又は落葉濶葉樹帶)は本道過半の西南部即ち同溫線六度以上十三度以下の地を領する者とし第四帶寒帶林(又は白檜搬松帶)は本道の北東部同溫線六度以下の地を領するものとせり又農學士川上瀧彌は大體に於て田中の區分を是認し第四帶の北界を擇捉島と得撫島との間に置き其の南界を釧路、北見の沿岸に達せしめ利尻島の如きは全然之を第四帶に置くを至當とせり而て諸氏論する所第三第四兩帶の分界相一致せす

以上は主として水平的植物帶の狀況に就て陳述せしものにして垂直的植物帶即ち高山に於ける植物分布の狀態は獨り本多博士之を論したるのみ同氏は第三帶即ち本道の西南部に於ては海拔一千五百尺以上に至れは第四帶となり三千五百尺以上に至れは偃松を生し第四帶に於ては參千尺以上の高山に至れは偃松を生し更に進んで擇捉島に至れは平地より盛んに偃松を生し植物帶の終を告くるものとせり

●樹種●　本道各地に生する喬木及ひ亞喬木の種類は左の如し

樹名	漢字	方言	樹名	漢字	方言	樹	漢字	方言
カツラ	桂	—	ミツバカヘデ	—	—	ヤチタモ	梯	—
ホホノキ	厚朴	ホウ	フシノキ	鹽麩子	—	アオタモ	—	—
コブシ	辛夷	ヒキザクラ	イヌエンジユ	榱槐	エンジユ	ニレ	楡	アカダモ
シナノキ	菩提樹	シナ	ヤマサクラ	山櫻	サクラ	オヒヨウ	—	—
ナホバボタイジユ	—	アオシナ	ミヤマザクラ	—	シロサクラ	ヤマクワ	桑	クワ
キハダ	黃蘗	シコロ	シウリザクラ	—	シウリ	オニグルミ	山胡桃	クルミ
ニガキ	黃楝樹	—	ウワミヅザクラ	—	—	サワグルミ	壽香	ヤシ
アオハダ	—	コサブナ	エゾウワミヅザクラ	—	カバザクラ	シラカンバ	樺木	カンヒ
トチノキ	七葉樹	トチ	アヅキナシ	—	カタスギ	サイハダカンバ	—	マカバ
イタヤカヘデ	槭	イタヤ	ナナカマド	花楸樹	—	ダチカンバ	—	ドスカンバ
クロビイタヤ	—	—	ハリキリ	刺楸樹	センノキ	ハンノキ	赤楊	ヤチバ
メイゲツカヘデ	—	オホバハナイタヤ	コシアブラ	—	アブラコ	ヤマハンノキ	—	ハンノキ
ヤマモミヂ	—	モミヂ	ミヅキ	俗女眞	—	ミヤマハンノキ	—	ダケバ
オガラバナ	—	ホザキカイデ	ハクウンボク	玉鈴花	ハビロ	サハシデ	—	クチガロ
カラコギカヘデ	—	ヤチイタヤ	ハシドイ	—	ドスナラ	アカシデ	—	ソネ
アサダ	—	—	バツコヤナギ	—	バツコ	ゴエフマツ	—	—
カシハ	槲	—	オホバヤナキ	—	—	ハヒマツ	俗偃松	シモフリマツ
オホナラ	俗楢	コナラ	ドロノキ	白楊	ドロ	エゾマツ	俗蝦夷松	—
ミヅナラ	—	ナラ	ヤマナラシ	—	ハコヤナギ	アカエゾマツ	—	シンコマツ
コナラ	枹	イシナラ	アスナロ	羅漢柏	ヒノキ	トヾマツ	俗椴松	トヾ
クリ	栗	—	イチヰ	琪楠樹	ナンコ	シコタンマツ	落葉松	グイマツ

ブナノキ	山毛欅	ア	ナ	ヒメコマツ	五鬚松	ゴホウマツ		

備考　方言は本道に普通のものを掲く

●分布●　前に掲くる處の六十五種の樹木は本道の各地に分布して森林を組成するものなりと雖も各種の林木は到る處一樣に繁茂するものにあらずして渡島地方にありては數種を除くの外殆と皆之を生ずるも後志、日高、石狩に至れは其の幾種を減し北見根室に至れは大に其の數を減し更に進んて擇捉島に達すれは其の半數をも生せざるに至るダケカンバ、ミヤマハンノキの如き本道の北端に於ては平地に生すれとも南部に於ては平地に之を生せす殊にハヒマツの平地にあるは千島に於て之を見るみの』本道内部に生する樹種にして擇捉島に存在するものはトドマツ、エゾマツ、イチヰ、シラカンバ、ナヽカマド、キハダ、イタヤカヘデ、シウリ、ヤマザクラ、ミヤマザクラ、ハリギリ、ミヅナラ、ナカバヤナギ、ハコヤナギ、ミヤマハンノキ等に過きすサワクルミは渡島に限りブナノキは渡島、後志、膽振に限りトチノキは石狩以南にアカシデは十勝以南に產しシコタンマツは千島國擇捉色丹兩島に限りゴエウマツは日高、渡島ヒメコマツは後志以南クロビイタヤは日高、膽振、十勝、石狩の中央山脈に限る此等は分布の區域狹隘なる樹種とす

本道の地たる奥羽と一葦帶水を隔てゝ相對するか故に其の生する所の樹種及び林相は稍々相似たるも唯其の異なる點は濶葉樹の上部に於て奥羽の地に見るへからさるトドマツ、エゾマツの混生を見一千尺乃至二千尺の高地に達すれは純然たる寒帶林を見、三四千尺に至れは既にハヒマツを生ずる事なりとす其の他濶葉樹種大に其の數を減し奥羽の地に於ては其の種類百三四十種を算するも本道にありては殆と其の半數に過きす是れ蓋し本州に於ては海岸地方尚ほ暖地に生する樹種幾分を存すると本道は氣候寒冷にして且つ津輕海峽に遮斷せられて樹種北進の道を失ひたるとに因るならん

本道に生する樹種は概ね皆本洲奥羽地方に生する者なるもトドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、シコタンマツの如きは津輕海峽以南產せさるものとす察するに此等は西北利亞地方より樺太を經て移り來りしものならんか而して本道に特有なる樹種としては只一種のクロビイタヤあるのみ

●林況●　林況は針葉樹林、濶葉樹林、針濶混淆林の三種に大別すへく其の分布の狀頗る錯雜せり

針葉樹林は西南部に少なくして東北に進むに從ひ漸次增加す是れ從來屢々人爲の障害(亂伐火災)を蒙れるに基因せるものなるへしと雖も主として植物帶の然らしむる所なり針葉樹林の廣大なるもの及ひ混淆林なるも針葉樹多くして有名なるものは膽振國樽前山麓御料林、石狩國札幌郡定山溪(御料林)、石狩國雨龍川上流沿岸(御料林)日高國樣似郡冬島、天鹽國天鹽川沿岸、北見國利尻島(現時亂伐林相荒廢)、宗谷郡猿拂川附近、斜里郡斜里山道、網走郡飜木禽、根室釧路國界山脈、根室國音根塘及ひ北見釧路國界山脈(就中屈斜呂湖畔の御料林、釧路國阿寒湖の周圍)及ひ千島の國後等なりとす就中天鹽雨龍、猿拂の三川及ひ阿寒、國後は面積大にして美林の名あり北海道本島に於て良林の最も少きは十勝國なりとす

以上針葉樹はトドマツを最多としエゾマツ、アカエゾマツ之に次き三種共に純林若くは混淆林をなすイチヰは釧路、北見國界の斜里山脈に、アスナロは渡島國檜山及ひ上磯郡に、ゴエフマツは日高に、ヒメコマツは渡島、後志に、シコタンマツは千島國色丹、擇捉兩島に稍々純林の形をなして存し何れも材質堅緻にして家屋、橋梁、船舶、匣箱、器具、器械其の他裝飾材として貴重の樹種たるも分布狹く產出多からす

濶葉樹林は本道森林全面積の大半を占領し到る處に繁生するも同一樹種を以て成立する所の森林即ち單純林極めて稀なり其の稍々純林の形をなすものは陽樹に屬する種類にしてヲホナラ、ハンノキ、ヤマハンノキ、カシハ、シラカンバ、カツラ、ハコヤナギ、ドロ、イタヤカヘデ等とす

針濶混淆林は陰陽兩樹の針葉樹と濶葉樹を不規則に混淆せる林にして此の森林に在りては老大なる濶葉樹の下に針葉樹の稚樹點生若くは群生して天然更新するを見る而して其の混淆の狀態は千差萬別にして本道森林面積の大部を占領すトドマツ、アスナロ、イチヰは何れも陰樹に屬するを以て濶葉樹の下に能く生育し自然の陶汰によりて未來の純林を形成せんとする狀あり一般に本道產の樹木は其の林況の如何を問はす概ね其の樹幹眞直に伸ひ幹形圓柱狀をなし幹材部多く用材として最も價値を有す殊に濶葉樹の直幹の如きは府縣森林內に於て多く見さる所なり是れ蓋し各種林木は古來天然の更新に因り閉鎖其の宜きを得、毫も人爲の障害を蒙ることなきに基因するものなるや論を待たさるなり然りと雖も山火又は亂伐を極めたる西南部地方にありては諸種の灌木又は態笹密生し天然及ひ人工の造林をして困難ならしむ

蓄積　全道各地に生する所の森林一町步當り立木材積は平均に於て大畧五級に區別することを得へし則ち一等は材積千五百尺締、乃至千二百尺締、二等は千二百尺締乃

至八百尺締、三等は八百尺締乃至六百尺締、四等は六百尺締乃至三百尺締、五等は三百尺締乃至百尺締とす

今假りに全道を通して平均一町歩の蓄積を三百尺締とするときは全道森林の蓄積する材積は十六億七千七百二十一萬二千百尺締にして之を平均百年の輪伐期とし皆伐作業を行ふものと假定するときは其の年伐材積六百七十七萬二千百二十一尺締にして若し一尺平均八錢に賣拂ふときは其の一箇年の收入百三十四萬千七百六十九圓六十八錢なり亦實に豊富の財源なりと謂ふへし

林政

國有林　本道國有林に於ける行政機關として北海道廳第五部内に林政、林務の二課を設置す林政課は保安林に關すること、營林監督に關すること、林野の保護取締及ひ司法事務に關すること、林業奬勵に關すること、施業按及ひ豫算編製に關すること、林野の調査及ひ測量に關すること、林野統計に關すること、林務課は林野の土地處分に關すること、林務課は林野の土地處分に關すること、森林監守進退に關することを掌れり地方的行政は明治三十五年以前にありては十八支廳長に分任せしも三十五年十一月に至り全道樞要の個所三十箇所に林務課派出所を設置し之に所長及ひ所員若干名を置き支廳長の分任を解き之をか出所に取扱はしむ又九十九箇所に保護區員駐在所を設け之に監守百三十一名を配置し森林監護に從事せしむ而して三十六年九月森林賣貸に關する事務は再ひ支廳長に分任したる結果三十箇所の派出所を十八箇所に減し他は悉く分所と改めたり其の後事務の繁簡、交通の便否、管轄區域の廣狹を參酌し、廢合したる結果、現在は派出所十六、分所十三、之に所長以下所員四十八名を配置し又保護區員駐在所百六、之に森林監守百三十九名を置き主として森林賣貸事務及ひ監護事務に從事せしむ而して林政課に於て現今實行しつゝある調査事業の主なるものは林種調査及ひ施業按調査是れなり

林種調査　本調査は森林經營の必要上官林の種類を撰定區別するものにして明治三十二年以來吏員を派し實地調査を行ひ四十年度を以て全部結了すへき見込なり其の林種は左の如し

（第一）國有林　國土保安に關係ある森林及ひ共用林にして政府の經營に適する森林及ひ深山高岳にして第二種以下に編入すへからさる森林は之を第一種官林と云ひ將來永く國有林として保存經營すへきものとす

（第二）公有林　區町村に接し植伐運材に便利にして其の地方の需要に供給するに適

する森林及ひ公有地若くは私有地に介在し又は接續する區町村の管理に適する森林を第二種官林とし將來公有林として經營すへきものとす

(第三)私有林　第一種第二種官林以外の個所にして森林として保續を要するものは之を第三種林とし將來私有林として經營すへきものとす

(第四)農牧地　森林とてし經營するの必要なき個所にして農耕牧畜に適する所を第四種林とす

施業案調査　明治二十九年斫伐案調査手續を發布し保安林以外の森林に對し施業案を編成し森林の保續收額を計り以て其の基礎を確定せんとせり現今の假施業案即ち是れなり而して三十二年該手續を改正し專ら固定林に對し施業案を偏成することゝなし今尚ほ調査中なり該施業案は編に擇伐作業に依り天然下種を以て森林の更新をなさんと欲するものなり

道有模範林　模範林は明治三十八年國有林の一部を割き設けたるものにして其の面積十八萬五千町歩なり其の目的は本道林業界に對し一般の模範を示し併せて其の收入を以て地方費財源の一部に充てんとするものにして之か規畫經營の爲め本年四月北海道廳第五部内に地方林業課を設置し多數の事務員及ひ技術員を任用し賣貸監護其の他百般に對する規則を編すると共に技術員を派し境界調査及ひ施業案調査に從事せしむ又全模範林に對し十九の監護員駐在所を設け之に監護員十九名を配置し以て實地監護の責に當らしむ

造林

本道昔時は森林面積廣大にして良樹美木翁鬱山野を蔽ひ造林の如きは敢て注意を拂ふものなく唯意に任せ斬伐を恣にせしや明かなり然るに函館方面の如き往古より人煙繁く漁業盛なる箇所に於ては漸く森林の荒廢を來し資料を他地方に仰くにあらされは其の需要を充たすこと能はさるに至り當局者は之を憂へ文化年間奥羽地方より苗木を輸入して造林を企て安政年間に至り七重村に苗圃を設け苗木を育生し開拓使亦其の業を繼き苗木を造り各地に造林せしも形跡ありと雖も見るへき遺跡の存せさるは甚た遺憾なりとす而して一方に於ては年一年に移民增加し開墾事業に急なるの結果徒らに貴重の樹木を伐倒し或は燒拂ひ甚たしきは延燒十數里、一朝にして山相赭禿に變し萬目蕭條を嘆する敢て珍からす然れとも當時未た林政備はらす移民は目前の小利に營々として國家百年の長計を顧みるの暇なく單に亂伐暴斫を逞せり茲に於て

益々造林の急を訴ふるに至り本廳は札幌及び小樽に苗圃を設け先つ其の最も急を要せる後志國高島、小樽兩郡の國有保安林に對し造林の計畫を立て其の他各地樞要の地を撰定して造林の試驗を行ひ又全道各所に奬勵苗圃を設け林業篤志のものに無代苗木を下付して專ら造林奬勵に勉めたり尚ほ民間に於ても漸く造林の必要を曉り近來各所に戰時紀念林を植栽するもの又は町村の基本林を造るもの增加するに至れるは誠に喜ぶへき事なりとす次に造林事業及び苗圃事業の概梗を掲けん

官設苗圃及び造林　本廳は森林荒廢を救濟すると共に其の改良を計らんかため明治二十五年札幌に苗圃を開設し同二十九年之を小樽港附近に移し小樽苗圃と稱し其の面積三十一町九反四畝十九歩なり其の養苗事業の成績は繁に渉るを以て之を省き養苗を以て國有林内に造林せし成績を左に掲けん

年度	面積	樹種	本數	經費概算	一町歩新植費
明治二十七年度	町 六・六二六	落葉松 赤松	六七、三〇〇本 六一、三〇〇本	圓 一九二・八九	圓 二八・九一八
同 二十八年度	二六・三〇三	落葉松 赤松 杉 檜	三四・七八〇 三二・八〇〇 九・一〇〇	三七〇・一八	一四・七三四
同 二十九年度	一六・三一〇九	落葉松 赤松	五五、〇〇〇本 六一、三〇〇本	一七七・六三八	一一・三五四
同 三十年度	四〇・三三四	落葉松 赤松 ヨーロッパ落葉松 ヨーロッパ赤松 ヨーロッパ落葉松 ヨーロッパ赤松 ヨーロッパ落葉松	一三四、五〇〇 三三、七五〇 四五、〇〇〇 四五、〇〇〇 一三四、五〇〇	二六二・四八〇	九・〇〇九
同 三十一年度	五六・三〇九	落葉松 赤松 ヨーロッパ落葉松 ヨーロッパ赤松 ヨーロッパ落葉松 ヨーロッパ赤松 ヨーロッパ落葉松	一三四、五〇〇 三三、七五〇 四五、〇〇〇 四五、〇〇〇 一三四、五〇〇	三六二・四八〇	九・〇〇九
同 三十二年度	二六・二〇〇	落葉松	一八〇、〇〇〇本	二四二・三〇〇	九・二八一
同 三十三年度	五四・四二二	落葉松	二四二、〇〇〇本	七二四・二六八	一三・八四〇
同 三十四年度	一〇七・一四九	落葉松 杉	二八二、五〇〇本 五二、八〇〇本	一、九四九・五四四	一八・一九四
同 三十五年度	一三五・六一三	落葉松	四六五、三七四本	一、三〇七・三四	九・六八一
同 三十六年度	六三・七四一〇	落葉松 落葉松百楊樹種	二四八、〇一〇本 五三、九五〇本	七〇〇・〇五	一一・一四
同 三十七年度	一九・四九三	落葉松 落葉松百楊樹種	五三、九五〇本 一一、三〇〇本	一、三二九・四五〇	一四・〇〇〇
同 三十八年度	六一・九二六	落葉松 落葉松百楊樹種	二一〇、四一五本 一一、三〇〇本	六三二・四〇九	一〇・五一六

造林奬勵事業　本道各地に於ける造林奬勵の目的を以て去る明治三十一年以來札幌外十五箇所に試驗苗圃を設け各地に適する樹種生育の狀況を試驗すると同時に一般私人に養苗事業の業況を實地目擊せしめ而して之を指導誘掖し且つ其の造成苗木は無代下付をなし以て造林事業の有利なるを理解せしめ漸を追て愛林の觀念を養生

せしめんと欲す今左に三十八年度に於て養成せる苗木數及ひ下付したる樹種員數を掲けん

奬勵苗圃成績表

苗圃名	播種種子種類	同上數量	播種反別	生産苗木數	苗木現在數	下付人員	下付本數
札幌苗圃	落葉松　外三種	升 九・五	町 ・〇一〇〇	一、五七七、三〇〇本	三五七、七三〇本	人 一九	四〇、〇〇〇本
空知苗圃	落葉松	二・〇	・〇〇〇一	二八、〇〇〇	四三、一〇〇	二	二七、九六九
上川苗圃	同	五・〇	・〇〇二五	五九、九五〇	六二、二五五	一	三、五〇〇
岩内苗圃	同　外七種	一三・五	・〇二〇四	五〇六、九二八	八九八、九八二	—	—
壽都苗圃	同　外七種	一三・五	・〇一一一	一九五、二四五	三五二、七九四	七	四一、〇三九
檜山苗圃	同　外七種	一一・五	・〇一二四	一五二、〇〇〇	二七五、七五七	二	七八、四七八
松前苗圃	落葉松　外二種	五・五	・〇一〇六	二六、〇〇〇	三三九、一三一	三	六二、三一二
室蘭苗圃	同　外二種	六・五	・〇一〇九	—	—	一六	二、六五〇
浦河苗圃	落葉松	四・〇	・〇〇二〇	六八、〇〇〇	一七二、一七二	一九	一〇、八三〇
河西苗圃	同	四・〇	・〇〇二〇	一〇〇、〇〇〇	一四〇、九五〇	八	二一、五一〇
釧路苗圃	同	三・〇	・〇〇一五	七五、〇〇〇	九三、一五〇	六	五〇、〇七四
根室苗圃	同	五・〇	・〇〇二五	八、二五六	五〇、四四二	二〇	六四、〇九二
網走苗圃	同	六・〇	・〇一〇〇	一一七、〇〇〇	一五五、九〇一	二	二、九〇〇
宗谷苗圃	同	六・〇	・〇一〇〇	三七〇、八〇〇	四二七、六六六		
禮文苗圃	同	三・〇	・〇〇一五	?	三一、五〇〇	八	八二、六二五
増毛苗圃	同	四・〇	・〇〇二〇	二〇、〇〇〇	七五、五四三	九	三〇、二七九五
計	—	一、〇四四	・一五二四	三、四九四、七七	三、四七七、〇七三	一四二	五一八、二五八

民間の造林　民間の造林は近來に至り漸く盛況を呈したるは誠に喜ふへき事なりとす是れ道廳に於て直接に又は間接に奬勵したるのこと與て力あるへしと雖も亦造林事業の有利なるを自覺し奮て植樹事業を營むもの多きを加へしによる就中日露戰役の結果として町村又は小學校又は私人にして戰時紀念林を栽植するもの多きを加へたり而して又一方本道木伐消費の狀態を見るに其の消費先きは國の内外に亘り年々輸出せる所少からすと雖も日露戰爭の結果淸韓兩國への輸出非常に增加し林業の有望なるは事實上益々明了となるに至り人をして造林事業に心を傾けしむるに至れり故に日露戰役は本道林業界に一大革新の期を與へたるものと云ふへし

本道民間造林事業の最も盛なるは渡島國龜田郡なりとす其の樹種は杉落葉松を主とし又赤松及ひ種々の濶葉樹を植栽するものあり其の他石狩、後志、膽振等の諸國に於ては個人又は町村團體若くは會社組織にて植樹するもの漸く增加せり其の樹種は主として落葉松とす就中其の主なるものは北海道造林合資會社、炭鑛鐵道株式會社とす

北海道造林合資會社　本會社は去る明治三十一年の創立にして石狩國札幌郡手稻村にあり其の經營面積二千三百六十餘町歩、資本金十五萬圓なり而して三十二年より實地造林に着手せり其の樹種は主として落葉松にして白楊樹之に次き造林方法は重に

人工植栽なりと雖も之に依り難き處は天然更新の方法に依り從來生育せる椴松、蝦夷松其の他濶葉樹に對して手入保護を加へ天然下種に便ならしむるものとす本社は創立日尚ほ淺きも其の成績良好にして將來大に望を屬するに足れり今事業の大要を左に掲けん

北海道造林合資會社造林表

年度	造林面積	樹種	數量	概算經費	一町歩經費	苗木總代金
三十二年度	四四・四四〇〇町	落葉松	一三〇、三四〇本	一、二八五・六〇〇圓	二九・〇〇〇圓	五二一・三六〇圓
三十三年度	八九・七一〇六	落葉松 白楊	三三〇、一三六 一九、六〇〇	一、八九一・六五〇	二一・〇〇〇	九五九・七四〇
三十四年度	五七・五八〇五	落葉松 白楊	一五七、七四五 一五、〇二九	一、一五二・六〇〇	二〇・〇〇〇	六六一・〇三八
三十五年度	天然手入面積 四六・三三三	補充木タモ 在來天然木	一一、六八〇 八九、〇〇〇	五一三・一四〇	一一・〇〇〇	
三十六年度	三八・〇九〇〇 五〇・〇〇〇〇	落葉松 白楊	一〇八、二九〇 一四四、四三〇	一、七八三・三五〇	一九・八〇〇	七二二・〇二四
三十七年度	五六・六〇一七 五七・七五一三	落葉松 白楊樹	一一二、七七四 一七三、四二九	三、二二四・三三八	二八・六〇〇	一、一七八・六四四
三十八年度	六五・二三一〇 六五・一〇〇〇	落葉松 白楊樹	一七三、〇五〇 一六二、七〇五	三、五九四・六九三	二七・七〇〇	一、五五七・六四〇
	四五・九一二〇 一四四・一四二五	落葉松 白楊樹	一五一、九四八 三二八、八六〇	三、五八一・六九一	一八・九〇〇	二、三〇六・二七六

北海道炭礦鐵道株式會社　本會社は鐵道枕木鑛坑支柱材、其の他建築用材として年々所要の材積實に莫大なり是等多くの用材は從來官林内より拂下を受くるか又は國有未開地内より伐採使用せしも將來益々多額を需要すへきにより其の多くを自家經營の森林より供給せんと欲し明治三十四年度より雨龍及ひ夕張兩郡に於ける大地積の林地に造林し人工植栽及ひ天然更新に依りて經營しつゝあり左に其の成績の一般を掲けん

三十八年度末現在雨龍造林地調（創業より累計）

種類	面積	一町歩經費	總經費	
人工植栽	六七八・七九二六町	四一・一九五町	二七、九六三・〇六三円	樹種は葉葉松とす苗木代は加算とす
天然更新	五、三四三・三〇〇〇	二・七〇七	一四、四六二・八〇五	樹種は概、蝦夷松、楓、楢、梯、セン、シコロとす
計	六、〇二二・〇五二六	七・〇四五	四二、四二五・八六八	

備考　人工植栽は苗圃にて滿三箇年養生の苗木を山地（荊棘雜草を刈拂ひ地拵したる土地）に移植し尚ほ以後二箇年以上雜草の刈拂手入をなし補植は新植の翌年之を存す

天然更新は稚樹の發生せる所及ひ稚樹發生の見込ある所を撰定し篠竹雜草等を刈拂ひ天然下種の發生を促し尚ほ母樹のなき處は他より種子採取して下種す

三十八年度末現在夕張造林地調（創業より累計）

種類	面積	一町歩經費	總經費	
人工植栽	町 一〇二・一三〇〇	圓 四一・一〇〇	円 四・一九七・五三四	樹種は落葉松、赤松せす
天然更新	二六二・〇〇一〇	二・七〇〇	七〇七・四一八	樹種は椴松、楓、楢、柳、セン、シコロとす
計	三六四・一三二〇		四、九〇四・九六二	

備考　人工植栽は苗圃にて三箇年間養生したる後ち之を山地に移植し以後二箇年以上雜草を刈拂ひ手入を施し補植は移植の翌年若くは三年目に之を爲す
天然更新は稚樹發生しある箇所及ひ發生せしむへき適當の箇所を撰定し篠、笹、蔓草類を刈拂天然下種の作業を施し而して二年以上毎年一回の手入を爲す

林産

利用樹種　本道に於て利用せらるへき樹種は大凡五十種なるも就中現今最も多く利用せらるゝものは針葉樹にありてはトヾマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、濶葉樹にありてはブナ、ハリギリ、ヤチダモ、ハコヤナギ、ドロヤナギ、カツラ、キハダ、オホナラ、ヲニグルミ、イヌエンジユ、カシハ等にして他は多く薪炭材として使用せらる

輸出木材　以上の種類中枕木として海外に輸出する重なるものはナラ、セン、エゾマツ、トヾマツ等にして其の輸出港は主として小樽、室蘭の二港なり去る三十八年上半期即ち一月より六月の期間に於て輸出せられたる鐵道枕木は概量二十五萬石價格四十五萬圓以上に達せり其の輸出先きの主なる個所は上海、仁川、漢口、太沽秦皇島、牛家屯、牛莊大連、釜山等なり又以上小樽、室蘭、函館三港より內國諸港に輸出せる枕木は同期間に於て約三千石以上なり其の他建築材、諸器具及ひ板材として同期間內に輸出せられたるものは約十五萬石其の價格三十二萬圓に達し其の輸出先きは以上掲けたるものゝ外元山津、露領諸港、桑港、タコマ等なり此の外內外諸港に輸出せらるゝ量も決して僅少にあらさるへく就中センノキ、ホホノキの下駄材として、白楊樹及ひシナノキの燐寸軸木用として、エゾマツ、トヾマツの板材として、輸出せらるゝもの莫大なり此等多くの輸出材は本道の所謂天然材にして官林內より拂下を受くるもの及ひ未開地內より伐採するもの相半はす

本道內需用　本道に於て直接使用する木材は建築材としてはエゾマツ、トヾマツ、を主とし之に次くはセンノキ、カツラ、ヤチダモ、アカダモ、エンジユ、キハダ等

とす下駄材及ひ諸器具材としてはセンノキ、カツラ、エンジユ、ホホノキ、イチヰ等鐵道枕木電柱用材はエゾマツ、トヾマツ、センノキ、ナラ、アカダモ、ヤチダモ、カシハ等なり又カシハは單寧製造の原料として最も有要の樹種にして東京櫻組株式會社は明治三十六年膽振國勇拂郡早來驛に製澁所を設け千歳郡マヽナ國有未開地内及ひ同馬追官林内よりカシハ樹の年期拂下を受け年々製澁して鞣皮用原料として本社に輸送せるか本年よりは又染網用として普く本道漁業家の需に應せりトヾマツ、エゾマツの兩樹は本道森林中最も貴重の樹種にして隨て其の用途も亦廣し此の兩種は薪に用材として利用せらるゝのみならす製紙原料及ひ燐寸箱原料として本道唯一の樹種に算せらる現在の製紙工場は釧路富士製紙會社にして其の原料はトヾマツを用ひ重に御料林より供給を受く其の他札幌郡江別村及ひ空知郡富良野村字金山に新工場を設置し製紙事業の計畫中なり又燐寸小箱はエゾマツを用ひ膽振國勇拂郡苫小牧村及ひ有珠郡伊達村に其の工場あり又白楊樹は燐寸軸木として極めて貴重なる樹種にして往時は渡島、後志、石狩、膽振等の諸國に多大の蓄積を有せしか一度本道燐寸軸木の聲價現はるゝや各地に其の製造所勃興し需要供給の度を失し忽ちにして原料の欠乏を來たし事業者亦漸次減少して僅に石狩國上川地方に尚ほ多少の材料を有し該事業に從事するものあるのみ現今に於ける材料供給の重なる地は北見國を主とし十勝、釧路の二國之に次く北見地方に於ける燐寸軸木事業の概梗を述へんか日本燐寸軸木製造株式會社、森燐寸軸木工場を主とし其の他十有餘の工場各地に散在し毎年之に要する原料は約二十萬尺締にして其の大部分は官林内より供給しつゝあり其の他十勝及ひ釧路兩國に於ても是等の事業に從事するもの二三にして足らす其の消費原料一箇年約十萬尺締を下らさるへし又近來に至り經木眞田の有利なるを認め工場を札幌其の他に設けて之を製造するもの又續出し敎師を内地より招き之か細工を敎授したる結果漸次盛況を呈しつゝあり之に要する原料は主として白楊樹にして赤蝦夷松及ひゴンセッ(一名アブラコ)之に次く

木炭製造事業は本道林産製造中主要なるものにして道内の需用を充たすのみならす府縣に輸出するの額少なからす殊に兩三年前より斯業の經驗者楢崎圭三を雇ひ各地に出張せしめて所謂楢崎式改良製炭法を敎授せしめ又林業巡回敎師を各地に派遣し專ら改良奬勵に勉めたる結果今や大に見るへきものあるに至れり全道各地に於ける改良炭竈數及ひ製炭量を掲くれは次の如し

以上掲くる外本道在來の方法に依り製炭する量亦僅少ならず是等製炭材料の重なるものは「カヘデ」「ナテ」「ガンピ」「ハッシ」等にして尚ほ此の外數種の雜木を用ふ其の主産地は渡島、石狩等とす又近來に至り炭竈の烟を利用して木醋液を採取するもの各地に現はれ道廳又改良炭竈と共に之を奬勵しつゝあり全道に於ける採取量は目下取調中なるを以て之を審にするを能はざるも日を逐ふて盛況を呈するは木材利用上喜ぶべきことなりとす

國名	炭竈數	製炭量	價格
北見	六五	一六、四〇〇俵	一二、三六〇圓
天鹽	六五	一六、四〇〇俵	一二、三六〇圓
石狩	四三	一〇、八〇〇俵	八、一〇〇圓
後志	三四	八、五〇〇俵	六、三八〇圓
渡島	四	一、〇〇〇俵	七五〇圓
計	二六	五二、三〇〇俵	三九、二二五圓

國名	炭竈數	製炭量	價格
十勝	一〇	二、五〇〇俵	一、八七五圓
日高	三	七五〇俵	五六二圓
室蘭	一三	三、二五〇俵	二、四三七圓
計	二六	六、五〇〇俵	四、八七五圓

統計

官林反別表

國名＼年別	明治廿九年十二月末	同三十年十二月末	同廿一年十二月末	同廿二年十二月末	同廿三年十二月末	同廿四年十二月末	同廿五年十二月末	同廿六年十二月末	同廿七年十二月末
總計	五六四、八〇〇	五九一、九三七	五九二、四〇一	五九三、四五五	五九四、〇三五	五九四、三七一	五九四、八一四	五九五、〇六八	五九五、四四五
天鹽	六五、四三六	六五、四三六	六五、四三六	六五、四三六	六五、四三六	六五、四三六	六五、四三六	六五、四三六	六五、四三六
北見	一三、四九〇	一三、四九〇	一三、四九〇	一三、四九〇	一三、四九〇	一三、四九〇	一三、四九〇	一三、四九〇	一三、四九〇
石狩	一二、五〇〇	一二、五〇〇	一二、五〇〇	一二、五〇〇	一二、五〇〇	一二、五〇〇	一二、五〇〇	一二、五〇〇	一二、五〇〇
後志	三五、〇四五	三五、〇四五	三五、〇四五	三五、〇四五	三五、〇四五	三五、〇四五	三五、〇四五	三五、〇四五	三五、〇四五
渡島	三五、二〇〇	三五、二〇〇	三五、二〇〇	三五、二〇〇	三五、二〇〇	三五、二〇〇	三五、二〇〇	三五、二〇〇	三五、二〇〇
日高	四六、七七〇	四六、七七〇	四六、七七〇	四六、七七〇	四六、七七〇	四六、七七〇	四六、七七〇	四六、七七〇	四六、七七〇
十勝	四三、三〇〇	四三、三〇〇	四三、三〇〇	四三、三〇〇	四三、三〇〇	四三、三〇〇	四三、三〇〇	四三、三〇〇	四三、三〇〇
釧路	四三、六〇〇	四三、六〇〇	四三、六〇〇	四三、六〇〇	四三、六〇〇	四三、六〇〇	四三、六〇〇	四三、六〇〇	四三、六〇〇
根室	一九、〇四五	一九、〇四五	一九、〇四五	一九、〇四五	一九、〇四五	一九、〇四五	一九、〇四五	一九、〇四五	一九、〇四五
千島	一〇、一〇五	一〇、一〇五	一〇、一〇五	一〇、一〇五	一〇、一〇五	一〇、一〇五	一〇、一〇五	一〇、一〇五	一〇、一〇五

官林貸付表

年	立木代	枯木代	計	副産物代	副産物控除下金額
明治十九年	数量	数量	数量	金額	
同二十年	二、三五六石	四六石	二、四〇二石	一、二〇一円	一、二〇一円
同二十一年	一、九三〇石	四石	一、九三四石	九六七円	九六七円
同二十二年	一、六〇四石	四石	一、六〇八石	八〇四円	八〇四円
同二十三年	一、三〇〇石	四石	一、三〇四石	六五二円	六五二円
同二十四年	一、〇〇〇石	四石	一、〇〇四石	五〇二円	五〇二円
同二十五年	七〇〇石	四石	七〇四石	三五二円	三五二円
同二十六年	四〇〇石	四石	四〇四石	二〇二円	二〇二円
同二十七年	一〇〇石	四石	一〇四石	五二円	五二円

年	明治十九年	同二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年	同二十六年	同二十七年
材用	二、三五六石	一、九三〇石	一、六〇四石	一、三〇〇石	一、〇〇〇石	七〇〇石	四〇〇石	一〇〇石	
薪炭材	四六石	四石	四石	四石	四石	四石	四石	四石	
枝条及粗朶	二、四〇二石	一、九三四石	一、六〇八石	一、三〇四石	一、〇〇四石	七〇四石	四〇四石	一〇四石	
計	一、二〇一円	九六七円	八〇四円	六五二円	五〇二円	三五二円	二〇二円	五二円	
副産物									
合計	一、二〇一円	九六七円	八〇四円	六五二円	五〇二円	三五二円	二〇二円	五二円	

官林主産物副産物排下表

種別＼年	明治十八年	同二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年	同二十六年	同二十七年
材料	二、三五六石	一、九三〇石	一、六〇四石	一、三〇〇石	一、〇〇〇石	七〇〇石	四〇〇石	一〇〇石	
金額	一、二〇一円	九六七円	八〇四円	六五二円	五〇二円	三五二円	二〇二円	五二円	

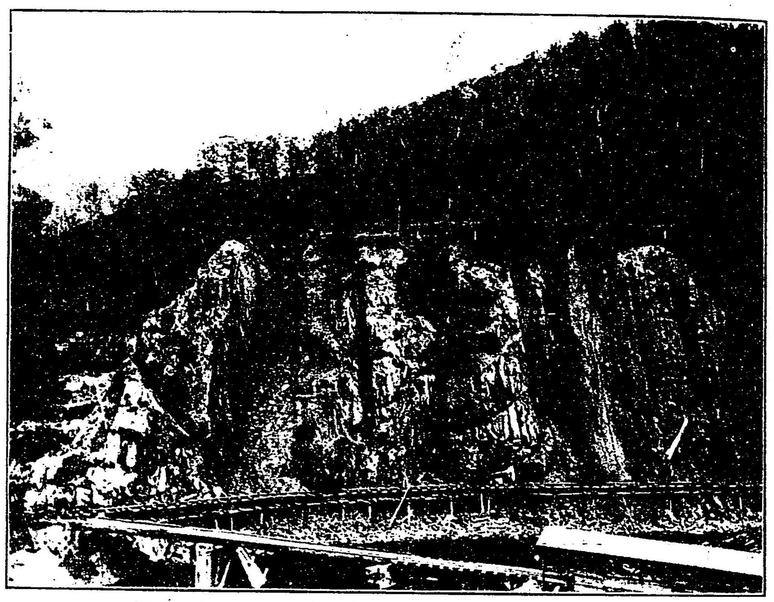

幾春別炭山炭層の露出（石狩國）

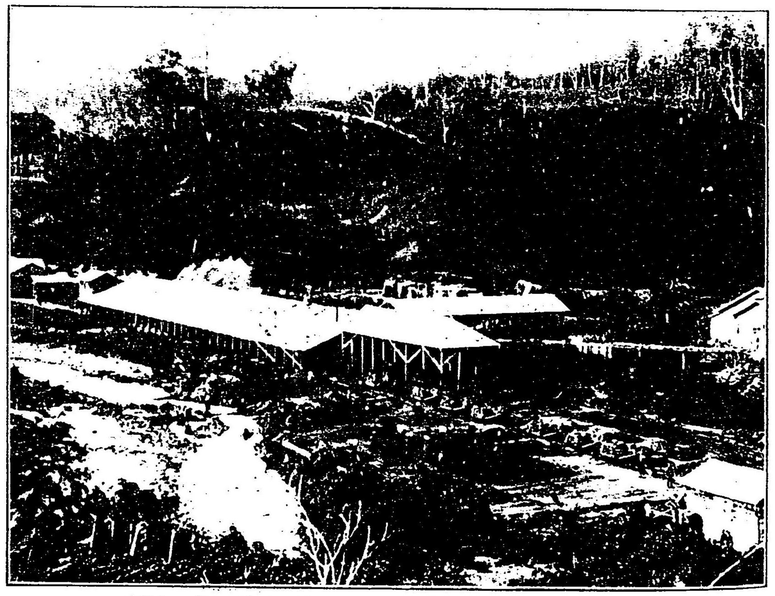

美利河滿俺山陶鑛所（後志國）

幾春別炭山

明治十三年發見、十八年開抗、二十二年炭礦鐵道會社の經營に歸し今や一箇年八九萬噸の產出あり其の炭層は本道諸炭層中最も傾斜の急なるものにして四十五度より六七十度に至り露頭の如きは頗る奇觀を呈す

美利河滿俺鑛山

明治二十六年以來採掘し現時は國館のハウル商會の經營に屬す年々數千噸の滿俺を產出せり

此の圖は該山の淘鑛場にして鑛石を索條又は軌道に依り坑口より此處に運搬し來り水を以て洗淘し鑛石と捨石とに分つ

第十章　鑛山

鑛業地としての北海道は未た九州に及はさるは鑛物の藏有乏しきか爲めに非す唯た新殖民地なるを以て其の探檢未た洽ねからす又既に知られし鑛山に於ても資力の微弱、勞働者の缺乏、運輸機關の不備等の爲めに開掘せられさるもの多きに因らすんはあらさるなり今本道に於る每十箇年の鑛產販賣價格を比較するに明治八年は僅に千五百七十八圓なりしに十八年には二十四萬四千六百三十八圓即ち十五倍五割強の激增となり又二十八年には二百五十五萬九千百四十圓に上りて十倍四割餘、三十八年に至りては七百八十四萬四千六百七圓即ち三倍餘の增進を以て產業上に重きを爲せり亦以て其の進步の如何に迅速顯著なるかを知るへきなり

本道現時の鑛業は渡島、後志、石狩、釧路の四國に多くして其の他に於て微々振はさるは比較的運輸機關の不完全なるに基つくものなれは其の整備するに隨て更に幾段の發展を見るに至るや說を俟たすして明なり是に於てか本道の鑛業界は近來社會の進運に伴ふて著しく活氣を帶ひ來り新に大規模の事業を開始し或は從來の事業を擴張するもの簇々勃興し恰も發展の機茲に熟したるの趣あり而して殊に注意を要するは鑛

業の開發によりて拓殖事業を促進するの効果あること是れなり想ふに鑛業の盛なる所山間僻地と雖も市街を形成すると共に其の地方の物産は自ら消流せられ石炭運輸の爲めに敷設せる鐵道は殖民地の開發を助成し石炭は工業及ひ汽車汽船に對して原動力を供し尚ほ其の他直接間接に本道の發達に資する所鮮少ならさるは從來の事實に徴し明瞭にして將來に於ける成果も亦甚た大なるへきは毫も疑を容れさるなり

沿革

●明治二年　七月開拓使を置かれ本道鑛山の事務を總轄す

●同三年　十月本道の金銀坑は府縣と同樣鑛山司の管理に屬するも尚ほ開拓使に於て鑛脈調査の上同司と協議することゝなす○是歳渡島國龜田郡惠山の硫黄採掘を許す

●同四年　七月渡島國龜田郡一ノ渡鉛鑛及ひ山越郡遊樂部銀鉛鑛、同郡國縫金鑛を調査し借區を許し幾許なくして之を止む○八月雇米國人アンチセル南西部の諸鑛山を巡視して意見を開陳す

●同五年　二月鑛學生徒數名を募り米國又は佛國に留學せしむ○九月鑛山開採畧則を布達し開採免許の年限賣買等に關することを定む○是歳開拓使渡島國ワシノキ、イヅミサワ　膽振國ヤマコシに於て石油を試掘す○是歳アンチセルを解雇し更に米國人鑛山學兼地質學士ライマン、モンロー兩名を雇聘す

●同六年　二月ライマンを主任としモンローを副として佐藤秀顯外數名を補助手となし本道の地質及ひ鑛物を調査せしむ○四月大主典石橋俊勝外三名を派し日高、天鹽以北の鑛山を踏査せしむ○是歳ライマン幌内炭山を見て開坑すへき所と定む○是歳開拓使渡島國爾志郡熊石山の石炭を試掘す

●同七年　六月黒田開拓長官幌内炭山を巡視す○八月釧路郡春鳥沼近傍の石炭試掘を許す

●同八年　四月全道所在の鑛物調査畧々卒り從前の開採畧則を廢し日本坑法により處置し札幌本廳に於て鑛山本務を總管す○七月ライマン岩内煤田を踏檢し開採改良を建議す○是歳後志國瀦棚郡利別の砂金採取を許す（後ち廢業す）

●同九年　三月岩内郡の硫黄山採掘を許し尋て借區を許す○九月釧路國川上郡跡佐登及ひ北見國斜里郡知床の兩硫黄山採掘を許し後ち借區となす○是歳十勝國當緣郡

歷舟川砂金採取を許す（後ち廢業す）○是歲膽振國幌別郡登別硫黄山試掘を許す○是歲ライマン北海道地質總論を呈出す

●同十年　一月渡島國龜田郡古武井の硫黄試掘を許す○十二月煤田開採見込概算書を調製し開採の議を決す岩内炭山も亦改良の經費概算書を作る

●同十一年　二月坑區稅は月賦に徵收することを公布す○五月札幌農學校敎師ペンハローをして札幌近傍の石材を檢査せしむ○同月起業公債百五十萬圓を下附せらるる其の內幌內炭山開採費は鐵道船舶等の經費を合せ百三十三萬圓茅沼炭山改良費は十七萬圓なり○八月石狩國原田郡の石油採掘を許し後ち借區となす○九月後島國の羅臼硫黄山の試掘を許し後ち借區となす○十月本廳に煤田開採係を置き山內堤雲を事務長とし松本莊一郎を副長とす○是歲佛國萬國博覽會に各地砂金銅石炭を出品す

●同十二年　二月米國人ゴウジョウを鑛山監督に任し抗夫頭バレー等を雇入る○三月千島國紗那のチリプ山の硫黄試掘を許す○同月幌內炭山より幌內太まで鐵道線を測定す○七月岩內炭山出張所に電信を架設す○十月千島國薬取郡モヨロ山幷に擇捉郡ベルタルベツ山の硫黄試掘許し後ち之を止む○十二月國後郡イチビシナイの硫黄試掘を許し後ち借區となす○同月幌內炭山より幌內太に至る鐵道を延長し札幌を經て小樽港の手宮に至らしむることを許す

●同十三年　一月鐵道工事は手宮より着手す○二月國後郡シュマノボリ山の硫黄試掘を許す後ち借區となす○七月後志國瀨棚郡瑪瑙及び滿俺の試掘を許す○十二月後志國古宇郡の銅鉛鑛採掘を許す○同月第二回內國勸業博覽會に各種鑛物見本を出品す○是歲根室國目梨郡植別村字チウンベツの硫黄採掘を許す（後ち廢業す）

●同十四年　七月渡島國龜田郡に鉛鑛採掘を許す（後ち廢業す）

●同十五年　一月國後郡字トクカリムイの硫黄試掘を許す○二月開拓使を廢し札幌函館根室の三縣を置く依て鑛山事務は工務省に屬し取扱方は三縣に分掌す○十一月手宮幌內間五十六哩の運炭鐵道全く竣工し是より事業大に進歩す

●同十六年　四月鑛山試掘借區出願人取扱手續を定む○八月渡島國山越郡長萬部村國縫の銅鑛試掘を許す○十一月借區稅怠納者處分法を達せらる○是歲後志國余市郡余市川上字シロイカワの銅鑛試掘を許す

●同十七年　五月試掘借區願人身元幷に資力調查方達せらる○六月釧路國河寒郡雌阿寒山の硫黄試掘を許す

●同十八年　一月留萌郡の石炭採掘を許すも後ち之を廢す○是歲後志國小樽郡朝里川奥の銀鑛試掘を許す

●同十九年　一月廢縣置廳○三月借區稅怠納又は一箇年以上休業及び試掘期限經過の爲め證券引揚け處分を受けたるものゝ處分方達せらる○同月試掘借區願總て本廳限り之を許否し後ち開申することゝなる○是歲地質鑛山調査の業を起し山内德三郎を主任とし工學士大島六郎、桑田知明等之に從事す又空知煤田調査の業を起し山内德三郎、同米倉清族、前田精明之に當る○是歲後志國古平郡字イナクライシの銀銅山試掘を許す○是歲三井物産會社は後志國岩内の岩雄登硫黄山を讓受け其の事業に改良を加ふ

●同二十年　四月鑛山事務取扱手續を定む○同月石狩國空知郡幌向川上字ナエベツに石油試掘を許す○十二月釧路國阿寒郡雌阿寒山硫黄借區を許す○是歲空知煤田調査を地質調査に合す○是歲安田善之助釧路國の跡佐登硫黄山を讓受け爲めに鐵道を敷設し又春鳥炭山の開採に着手す

●同二十一年　一月後志國余市郡沖村ユーナイ銅銀鑛試掘を許す○二月後志國岩内郡茅沼炭山の借區を許す○五月後志國古宇郡オキシナイ村の銅鑛試掘を許す○同月後志國瀧柵郡利別川外六箇川に於て砂金採取を許す○同月石狩國原田郡字望來の石油試掘を許す○同月理學士河野鯱雄、山内德三郎は代る○同月空知郡幌内村幾春別炭鑛借區を許す○同月國後郡東沸村字トクカリモイ硫黄借區を許す○九月空知郡空知石炭の試掘を許す○十月古宇郡珊内村の銅鑛試掘を許す○十一月厚田郡各村の石油試掘を許す○十二月渡島國松前郡赤神村の銀鑛試掘を許す○同月渡島國奥尻郡青苗村の石炭試掘を許す○同月茅部郡オサツベ村の硫黄試掘を許す○同月奥尻郡鈎懸村の硫黄試掘を許す○是歲地質鑛山調査員に阪市太郎、石川貞治、神保小虎、加藤清を加へ該事業に從事せしむ○是歲北海道鑛山會社創設せらる其の資本金五十萬圓なり

●同二十二年　二月渡島國龜田郡トドボツケ、アカイカワの硫黄試掘を許す○四月後志國余市郡山道村並に白井川の銅鑛試掘を許す○同月釧路國釧路郡昆布森村及び桂戀村の石炭試掘を許す○同月石狩國樺戸郡トック川の石油試掘を許す○同月石狩國樺戸郡の石炭試掘を許す○同月後志國余市郡然別銀鑛試掘を許す○同月後志國余市郡沖村ユーナイ銀鑛借區を許す○同月後志國山越郡八雲村遊樂部銀鉛山試掘を許す○五月後志國高島郡祝津村字ヤマナカの銅鐵試掘を許す○六月膽振國有珠郡長流村、西紋鼈村、稀府

村の銀銅鑛試掘を許す○同月石狩國厚田郡望來村ヲラトマリ石油借區を許す○十一月北海道炭鑛鐵道株式會社創立資本金六百五十萬圓、幌内、幾春別及ひ空知の三大炭鑛と鐵道を拂下け其の採掘に着手し又室蘭、空知太間の鐵道敷設に從事す

●同二十三年　四月炭鑛鐵道會社村田堤より夕張炭山の試掘權を讓受け此の年其の開坑に着手す○九月法律第八十七號を以て鑛業條例を定めらる○十月鑛山に關する事務の委任を解く旨農商務省訓令を以て發せらる○十一月鑛山局へ事務引繼をなす○是歳曾て地質調査したる結果を編述し北海道地質略論と名つけ地質圖及ひ地質說明書を附刊す

●同二十四年　三月從來鑛山を調査したる所を編述し北海道鑛床調査報文と云ひ北海道地質及ひ鑛産圖以下十二圖を附刊す○七月手宮と空知炭山との間に於ける鐵道落成す○是歳北海道鑛業會社は然別鑛山の開道に着手す

●同二十五年　三月農商務省令第十一號を以て鑛業條例施行細則を定めらる○六月札幌鑛山監督署設置せられ本道鑛山は同署の所管となる○十二月室蘭と夕張幌内等の各炭礦とに於ける鐵道成り採炭業頗る盛大となる

●同二十六年　十月札幌鑛山監督署廢止され本道鑛山は秋田鑛山監督署の所管に移さる○是歳後志國瀧棚郡の美利河滿俺鑛試掘を許す

●同二十七年　二月本道鑛山は秋田鑛山監督署の所管を止め更に東京鑛山監督署の所管に移さる○三月鑛物調査の結果を編成し鑛物調査報文を發刊す

●同二十八年　是歳石狩國夕張郡の新夕張炭山試掘を許す

●同二十九年　四月札幌鑛山監督署再設せられ本道鑛山を總管す○是歳江政敏釧路國釧路郡の別保炭山採掘特許を受け山縣勇三郎に讓渡す

●同三十年　四月石狩國樺戸郡ソプチ川の砂金借區を許す○八月北見國枝幸郡の禮文海岸に數多の砂金密取者あり始めて枝幸地方に砂金の存在せること世に知らる

●同三十一年　六月北見國枝幸郡のパンケナイ砂金發見せらる是より各地に續々發見せられ頗る盛況を呈す○是歳石狩國の新夕張炭山採掘に着手す

●同三十三年　是年インターナショナル石油會社本道の油田試掘に着手す志國余市郡の轟鑛山開坑す

●同三十六年　九月石狩國石狩郡の高岡に於て試掘中の坑井石油を噴出す是より石油熱熾んとなる

●同三十七年　一月非常特別稅法施行の爲め鑛業人の異動甚た多し○是歳後志國岩

內郡小澤村の國富鑛山再試掘をなし好結果を得たり

●同三十八年　三月鑛業法幷に鑛業抵當法發布せらる○六月石狩國未採掘炭鑛合同の協議ありて頗る活氣を生す○八月炭鑛鐵道會社總會に於て資本金九百萬圓を增し事業を擴張することに決し以て着手す○十月炭鑛鐵道會社外資千萬圓借入することゝなる○同月留萌炭鑛會社資本金百萬圓を以て創立す○十月南北石油會社創設、資本金百五十萬圓なり

現況

明治三十八年末現在の採掘特許は二百一區、八千六百六十五萬四千二百十二坪にして其の種類より云へは石炭最も多くして過半を占め次は硫黄にして五十二區、石油二十六區、滿俺六區、金銀三區等なり之を國別にすれは石狩の八十四區を第一とし釧路二十六區、渡島、天鹽各二十區、後志十九區、千島十七區を重とす而して其の內稼行したるは僅に五十四區に過きす試掘許可は四百二十二區、二億二百七十六萬四千九百九十坪にして其の內石炭の二百五十九區を以て第一とし石油八十七區、硫黄三十一區、之に次き金銀、鐵及ひ滿俺は各九區、金六區、金銀銅五區等なり其の國別に於ては亦石狩の百六十六區を首とし天鹽六十五區、膽振五十九區、釧路三十區、後志、日高各二十四區、渡島二十二區、十勝十九區等なり是に由り之を觀れは本道從來の鑛業は權利獲得を目的とするもの多くして誠實に之を經營するもの少なかりしを知ると同時に前途に於ける發展の餘地最も廣大なるを察するに足るへし尙ほ其の狀況に關しては左に之を記述せん

金屬鑛山　金屬鑛物は鑛石と成りて鑛脈中に存在し其の形狀種々變化し隨て其の鑛床の發見容易ならす且つ採掘も複雜にして困難なるを以て其の發達は甚た遲々たるを免れさるなり而して其の發見は後志國に多し明治三十八年末現在の金屬鑛山は全道に於て採掘特許六區、試掘許可三十二區にして其の內採掘三區は後志國に屬し石狩、渡島及ひ十勝の三國は各一區つゝを有し試掘は後志國に十區、膽振九區及ひ石狩、渡島兩國の各五區を主とし北見、日高及ひ千島には各一區つゝあり其の鑛種は金銀銅鉛鐵の五とす

轟鑛山は後志國余市郡赤井川村にあり明治三十年北海道鑛山株式會社の技術員か發見したる所なれとも他人の試掘出願早かりし爲め之に許可せられたるを以て同社は

翌三十一年之を讓受けて經營せり該山の採掘特許鑛區は百八十二萬千九百四坪にして白井川の南北兩側に跨る母岩は重もに「タフ、アレッシャリ、バライト」即ち凝灰的流紋岩なるも南側は下部凝灰的流紋岩にして上部に安山岩の迸發せる所あり脈石は硅石にして卓越、優越其の他數多あり硅石の狀態は卓越脈にありては間々結晶質のものあり優越脈にありては瑪瑙質のもの少なからす主要鑛物は硫化銀及ひ自然金にして少量の黄鐵鑛、黄銅鑛及ひ微量の硫化鉛を混するも金銀被綠上には何等の影響なし礦石中金銀含有量は一定せされとも平均金百萬分の五、銀十萬分の三十三とす製綠の順序を記すれは先つ礦石を易碎爐内部卵形に投瀉し少量の薪材を加へ火熱して碎け易からしめ而して後ち大小二種の嚙鑛機により十三粍以下の粒鑛となしたるを轉輥機に裝入し乾式にて二十四「メッシ」以下の粉鑛をホワイト、ハウル氏回轉焙燒爐に於て適宜食鹽を加へて焙燒鹽化せしめて之を溶解槽に入れ先つ銀を溶解し次に金を溶解す即ち第一に「パテラ、キッス」法に基つき次亞硫酸曹達液を注き主として銀を溶解し其の液を沈澱槽に移し硫化「カルシアム」液を注加して銀を硫化沈澱せしめ第二に青化法により青化加里液を溶解槽に注き金を溶解せしめ亞鉛箱に於て金を還元して泥金となす斯くて收得したる硫化銀は乾燥したる後ち鉛を加へ精製爐に於て分

銀し銀塊（含金となし又泥金は硫酸液を以て亞鉛を洗滌し去りたる後ち精製爐に於て金塊となす明治三十八年中に於ける製綠鑛石量は二百七十五萬九千十三貫匁にして製出金銀六百五十七貫百九十二匁、此の價額十四萬四百二十一圓とす金銀量の割合は百分中金一分三一五、銀九十八分六八五なり金銀塊は皆な大阪造幣局に送り金銀を分解し金は政府に賣上け銀は該局の許可を得て他に賣却す

後志國岩内郡小澤村の國富鑛山は既に大鑛床を發見したるか其の山石は重晶石及ひ硅石にして鑛物は黄鐵鑛、黄銅鑛、硫化鉛鑛、硫化亞鉛鑛等を混し金と銀とを含有し水面上の鑛床は厚さ三十尺以上ありと云ふ鑛業主は田中平八にして昨三十八年轟鑛山をも亦讓受けたりと云ふ尚ほ其の他膽振國虻田郡虻田村の鐵鑛、渡島國桧山郡大留村の金鑛、龜田郡戸井村の金銀銅亞鉛鑛等は昨三十八年より採掘に從事し就中虻田鐵鑛は盛に採掘するの準備を爲せり

石炭　本道に於ける石炭の豐富にして而も良質なるは夙に世人の知る所なり而して炭層は第三紀層中に存し煤田は本道到る處にあらさるなしと雖も今假りに之を大別して石狩、天鹽、宗谷、釧路の四となし以て其の概況を記さんに石狩煤田は石狩川の南東に於て南北二十里餘東西五里弱の間にある諸炭山の總稱にして北は空知川沿岸よ

り南は夕張川の南に至り西は石狩平野に臨む此の煤田中には有名なる夕張、幌内、空知等の諸炭山ありて採掘するに足るへきもの何れも數層あり其の厚さは概ね三尺乃至一丈にして夕張炭山の如きは厚さ五寸乃至三尺の夾雜物を合せは二丈五尺に達し且つ炭質良好なり天鹽煤田は石狩國雨龍郡より天鹽國留萌、苫前二郡を經て天鹽川に至る南北凡そ二十里の間處々にあるものにして層の厚さは三尺乃至二十尺、炭質良好にして石狩煤田に類似す宗谷煤田は天鹽國天鹽河谷の北より北見國宗谷郡聲問、猿拂兩川の上流に至り南北十三里、東西七里の間にあり其の露出炭層の厚さは二尺より一丈一尺に至る其の品質亦前者に劣らす釧路煤田は釧路國釧路町を中心として東は厚岸西は十勝國東端に達する沿海二十五里許の間にあり炭層は二尺より五尺に至り炭質は以上のものに比し稍々劣るも汽罐用等に適せり右の外後志國茅沼、日高國幕別の兩煤田等あり而して曾て著名の炭山のみに就き調査せる所によれは其の量大凡五億九千七百五十八萬餘噸ありと云へは若し全部を精査すれは蓋し其の量や莫大ならん

明治三十八年末現在の石炭採掘特許鑛區は百八箇所にして其の內石狩は五十六箇所を占め釧路國は二十二箇所、天鹽國二十箇所を以て之に次き後志國五箇所、膽振國四箇所、渡島國一箇所なり又試掘許可鑛區は二百五十九箇所中石狩國は其の半(百三十箇所)を占め天鹽國は之に次て五十九箇所、釧路國は二十七箇所にして膽振、十勝兩國は各十九箇所、日高國三箇所、後志國二箇所なりとす更に之を以て他の鑛區に比すれは採掘試掘共に過半を占め又同年の採炭高は百十七萬七千五百十一噸、販賣高百三十五萬八千六百七十一噸、此の價額七百五萬九千四百三十四圓にして全鑛產物價額の九割以上に當るを以て其の如何に重要なるかを知るへし現今稼行の諸炭山中最盛なるは北海道炭鑛鐵道株式會社の經營に係る夕張第一、幌內、空知、幾春別及ひ夕張第二の五炭山にして其の產出高は全道產額中の八割以上を占めり之に次ては釧路國の春鳥、別保の二炭山にして一萬噸以上の產額あるは茅沼(後志)、奈井江(石狩)等なり尙ほ炭礦鐵道會社にては目今萬字、蘆別、久留喜、鵡川等の諸炭礦を採掘する計畫中なりと云ひ又昨年來新設せられし石狩留萌釧路等の諸炭礦會社は資本豐饒規模宏大なれは必すや未曾有の盛況を見るに至らん、採掘法は水準以上のものにありては設計裝置も甚た簡易なれとも水準以下に於ては斜坑或は竪坑を掘鑿す採炭法は長壁法幷に殘柱法により適宜の距離を置きて各所に採炭場を開き採炭には器械力を用ひ排水には各式の汽罐唧筒を備へ通氣法には各種の煽風器を運轉して坑內より瓦斯を排除し坑夫の提燈には各種の安全燈を使用して危險を防き採掘炭の運搬及ひ曳揚には空氣機關車又は

蒸汽曳揚機をを應用し原動機には汽力又は電力を應用して人力を省き撰炭も器械を以てするものあり斯くて石炭は石狩國の諸炭山にては鐵道により又北海道炭礦鐵道株式會社は所有及ひ借入の汽船を以て室蘭の兩港に出して販賣し又北海道炭礦鐵道及ひ船舶を以て釧路函館の兩港に府縣及ひ海外に輸出し釧路國の諸炭山は輕便鐵道及ひ船舶を以て釧路函館の兩港に出して販賣す今一箇年一萬噸以上の產額あるものを示せは左の如し

鑛名	所在地	產額	鑛名	所在地	產額
夕張第一炭礦	石狩國夕張郡登川村	四六、〇一〇噸	山縣別保炭鑛	釧路國釧路郡釧路村	一八、三〇五噸
夕張第二炭礦	石狩國夕張郡	三、〇八三	春鳥炭坑	釧路國釧路郡釧路村	一三、六一二
空知礦山	石狩國空知郡歌志內村	三、〇一三	茅沼炭山乙	後志國岩內郡茅沼村	一五、〇八
幌內炭礦	石狩國空知郡幌內村	三〇五、一五三	右近茅沼炭鑛	同　上	一、六二
幾春別鑛山	石狩國空知郡幾春別村	八三、七〇七	毘前鹽藤炭山	天鹽國留萌郡留萌村	一三、六四
谷新夕張炭山	石狩國夕張郡登川村	九一三、六	奔別炭礦	石狩國空知郡幾春別村	一、四二

三十八年中小樽、室蘭兩港に於て各種の需要に應したる額は百八萬七千七百四十八噸にして之を仕向地別にすれは內國諸港七十萬五百五噸、海外諸港十二萬二千九十七噸沿海通航船十七萬四千九百九十五噸、外國貿易船九萬百五十一噸なり又需要先は府縣にては東京、橫濱、橫須賀、神戶、吉森、釜石、伏木、新潟、直江津、四日市及ひ吳等海外にては上海、香港、新嘉坡、バタビヤ、サバン、桑港等なりとす

北海道炭礦鐵道株式會社所屬の追分骸炭製造所は明治三十五年の創立にして昨三十八年の製造高は一萬千九百二噸、此の價九萬五千四百九十九圓、其の他札幌區にて製造したるものを合せは一萬四千五百五十二噸、價額十二萬千九百九十圓なり其の原料は粉炭を用ひ上品は英國產若くは天草產を混用し鑛山用又は鑄物用として重もに秋田縣及ひ東京府等に需要あり

硫黃　本邦は世界に於ける有名なる火山島にして就中本道は火山に富む所なり而して火山の特產物は硫黃にして日本硫黃の世界市場に聲價を增せるは本道產の鑛量豐饒にして品質佳良なるに因るものなり本道に於ける硫黃は千島群島及ひ知床岬より石狩國上川方面に至る火山帶に最も多く之に次ては渡島國の南東部、膽振、後志兩國の火山地にあり

明治三十八年末現在の試掘許可は三十一區、千三百四十七萬四千八十八坪にして渡島最も多く膽振、千島之に次く採掘特許は五十二區、九百七十萬九千二百六十六坪にして其の內渡島十七區、千島十六區は最も多く石狩、後志の各五區、釧路の四區は之に次けり而して同年に於ける重なるものゝ產出額を示せは左の如し

鑛名	所在地	產出額
山縣古武井硫黃山	渡島國桧山郡尻岸內村	九四五、八五三斤
古武井岳押野鑛山	同　上	八四五、五〇三
阿寒硫黃鑛	釧路國阿寒郡徹別村	七九、二一〇
阿寒硫黃鑛	同　上	一七一、七七七
跡佐登硫黃鑛	釧路國川上郡屈斜路村	六四七、五〇〇
山本鑛山	渡島國龜田郡軍川村	四七五、五八一斤
岩雄登鑛山	後志國磯谷郡南尻別村	三、六九九、七三五
羅臼硫黃鑛	千島國國後郡東沸村	七六一、八四〇
羅臼鑛山	同　上	一三八、三一五
ルルヰ硫黃鑛	同　来戸賀村	二〇〇、〇〇〇

其の製煉は從來は燒取法のみなりしか近來は礦石の種類により蒸汽製煉法を應用するか又はシヽリー島に於ける製煉法等を研究し來りて之を應用し以て其の產額を增進するに至れり三十八年中の產出額は二千九百三十三萬五千五百二十斤、其の販賣價額三十八萬九千六百五十八圓にして需要先は內國にては東京、大阪、新潟海外にては亞米利加、濠洲及び布哇等なり

●滿俺●　滿俺は後志國瀨棚郡利別村と膽振國山越郡長萬部村とに跨る山間に產し其の他に於ては未た有望なるものを發見せす明治三十八年末現在の試掘許可は九區、三百六十六萬五千九百八十三坪にして其の內八區は後志國にあり採掘特許は六區、百三十一萬四千七百七十二坪にして亦悉く前記の所にあり採鑛法は坑內採鑛及び露天掘の二にして鶴嘴と「タガネ」を用ひ堅硬なる處には爆發藥を使用す數尺の地下にある鑛物は重もに露天掘に依て採取し鑛物の地下に入るに隨ひ五六の枠に開鑿し何れも木軌を布設し鑛床に會すれは之に沿ふて左右に開き其の延長するに隨ひ十尺乃至二十尺を隔てヽ仰掘階段採鑛をなし鑛石は先つ長方形の函流舟に入れ水を灌きて攪拌し徐々に「トランメール」へ送り人手を以て處理し粒鑛及び粉鑛は「シッカー」を以て處理し撰鑛の傍ら乾燥せり而して美利河滿俺鑛に於ける明治三十八年の產出額は八十九萬九千七十貫なるか需要先は英京倫敦にして現今は函館より直輸出をなせり

●石油●　既に發見せられたる油田は渡島國の茅部、膽振國の勇拂、石狩國の空知、夕張、石狩、厚田の各郡及び是より天鹽國を經て北見國の西部に至る一帶の地、日高國の西部及び根室國の目梨郡等なり抑も本道の石油坑は掘鑿法の幼稚なりし爲め甚た振はさりしか明治三十三年「インターナショナル石油會社か之に着手してより其の試掘を出願するもの忽ち增加したり今其の後の消長を示さんか爲め三十三年以來の試掘許可數を左に揭けん

年別	鑛區數	年別	鑛區數
三十三年十一月末	一五六	三十六年末	五三〇
三十四年末	七三三	三十七年末	六〇八
三十五年十月末	六二五	三十八年末	八七

三十八年に至り斯く俄かに大減退を爲したるは其の成績捗々しからさる上に鑛業法の實施により賦課の加重せられしに基つけり而して其の分布は如何と云ふに石狩國二十七區、膽振國二十四區、日高國二十區、天鹽北見兩國は各六區及ひ渡島國二區なり採掘特許は二十六區、八百六十三萬九百六十八坪にして石狩國の二十區を主とし膽振國の五區之に次き他の一區は北見國なり斯くて「インター、ナショナル」會社も本道に於ける事業を縮小するに至りたれとも其の後ち石狩の高岡にては出油多きを加へ又更に膽振國勇拂郡厚眞村チケツベ附近に於ても油井を再試掘さる計畫をなし近來稍々活氣を帶ひ來れり又有力なる南北石油會社は石油製造所を膽振國勇拂郡早來に建設し同地の古志子別に開坑し漸次歩を進むる計畫なりと云ふ三十八年中百石以上を產出したるものを坑別に示せは左の如し

坑名	所在地	產額	坑名	所在地	產額
高岡石油坑	石狩國石狩郡八幡町	一〇四八石	俊別石油坑	石狩國石狩郡石狩町	一六石
高岡石油坑	同　石狩町	一〇一	ナシュンケシ石油坑	膽振國勇拂郡厚眞村	一六

備考　前三箇所は「インター、ナショナル」會社、後の一箇所は大倉喜三郎の營業なり

●砂●金　砂金は千島を除けは全道之を產せさるなし近來最も盛に產出するは北見國枝幸郡の頓別川、幌別川支流、天鹽國苫前郡初山別村のモセタクコナイ川支流、同郡羽幌村チュクベツ川支流、石狩國樺戸郡新十津川村のトク川等なり曾て西尾工學士の調査したる所に依れは砂金は古生紀層に屬する地に富饒なるは爭ふ可らさる事實にして其の分布の位置は河床（流水の部分及ひ砂磧の部分）にありては砂礫と混在し又は底盤上に坐し殊に裂罅に多し河邊の平地即ち河成段級砂層礫層に少しく存在し下部の酸化鐵にて赤色にされし所は稍々富饒なり山の斜面に於ては砂金の存在少なきも山脚に下るに隨て富饒なり又水流に於ける分布に就て云へは（イ）甲乙二流か合流する場合には水勢變化し或る部分は甲乙の勢互に殺かれて穩かとなり或部分は急となることあり前者の場合には漂致したる沙礫は沈澱し之に伴ふて砂金も聚積す（ロ）狹き水路を取りし河水か急に廣き河幅を取るときは流勢緩となりて砂礫を移動する力減少し爲めに砂礫砂金を沈積すること多し（ハ）瀧は瀧壺に砂金少なく却て瀧の落口の上部に富饒なることあり（ニ）河が方向を轉換する時は概ね河裏に當る所砂礫の沈澱多く隨て砂金多しと云ふ其の採取法は流し掘、岡掘、「ガラス」取及ひ樋流し等にして此の樋流しは他に比して土砂扱費少なく採金精密なるを以て最も優良なりとす此は明治三十三年米國人か北見の枝幸砂金地に於て始めたるものにして先つ河を堰き止めて河

床を洩し其の土砂を悉く「リッフル」と稱する格子ある樋に流し砂金砂鐵等を格子の目より沈澱し之を取りて「ネコ」、「ユリ板」にて淘汰し又は水銀を用ひ混汞法によりて採取するなり蓋し採取法は漸次改善したりと雖も既に豊饒の場所は採盡したるか故に近來頗る衰頽に傾き產出量を減少せり

明治三十八年末現在の砂金採取は六百二十四箇所にして其の内二百六十二區は北見國に屬し百十區は石狩國、八十三區は十勝國、六十八區は天鹽國等にあり尚ほ右の內稼行したるものは百二十六區にして內八十三區は北見國、石狩二十區、十勝十區、天鹽九區、渡島、膽振は各二區なり更に三十八年に於ける採取高は二十九貫三十八匁六分五厘、販賣高二十九貫百四十五匁四分五厘、此の價額十一萬八千五十一圓四十錢にして之を國別にせは左の如し

國名	採取高	販賣高	販賣價額
北見	一五、九一六、一〇匁	一五、九〇八、九〇匁	六五、二九二、一四圓
石狩	九、三六九、三二〇	九、四〇〇、三〇〇	三七、五六八、八〇
天鹽	二、七五六、九〇	三、〇〇〇、六五	二、三九九、〇〇
十勝	六九〇、八〇匁	六九〇、八〇匁	二、七三二、〇〇圓
渡島	一七〇、〇〇	一七〇、〇〇	七四五
膽振	四八、〇〇	四八、〇〇	二〇八、三〇

其他の鑛物　膽振國の虻田鐵鑛は大に設備を整へ今や採掘に着手し頗る有望なり尚ほ其の他の鑛物に於ては砒、格魯謨鐵及び燐等ありて雖も未た稼行を見るに自らす

統計

鑛區採掘試掘表　明治三十八年現在

種目	採掘 區數	採掘 坪數	採掘 特許 區數	採掘 特許 坪數	試掘 區數	試掘 坪數
金銀	三	一、八六三、一六坪	六	二五九、二八〇坪	一	一、八六三、一六坪
金銀銅	一	四、一八〇、四八四	九	一、三四〇、六五〇	一	四、一八〇、四八四
金銀鉛	一	一八七、四五〇	五	二五〇、六五〇	一	一八七、四五〇
金銀銅鉛	二	二五〇、六五〇	一	一〇〇、〇〇〇	一	二五〇、六五〇
銀銅鉛	一	四一七、二五〇	一	四四三、八二九	一	四一七、二五〇
金銀銅亞鉛	一	一	一	四八三、六三四	一	一
銅	一	一	一	一	一	一
鐵	一	一	一	一	一	一
石炭	一〇	一	一	一	一	一
石油	一	七五五、三五六	一	七五五、三五六	一	七五五、三五六
硫黃	三	四、八三二、五四四	三	四、八三二、五四四	一	四、八三二、五四四
滿俺	六	一三四、〇六七、四九七	九	一三四、〇六七、四九七	一	一三四、〇六七、四九七

年	産額	價額
明治八年		
同九年		
同十年		
同十一年		
同十二年		
同十三年		
同十四年		
同十五年		
同十六年		
同十七年		
同十八年		
同十九年		
同二十年		
同二十一年		
同二十二年		
同二十三年		
同二十四年		
同二十五年		
同二十六年		
同二十七年		
同二十八年		
同二十九年		
同三十年		
同三十一年		
同三十二年		
同三十三年		
同三十四年		
同三十五年		
同三十六年		
同三十七年		
同三十八年		
同三十九年		
同四十年		
同四十一年		
同四十二年		
同四十三年		

年	産額	價額
明治八年		
同九年		
同十年		
同十一年		
同十二年		
同十三年		
同十四年		
同十五年		
同十六年		
同十七年		
同十八年		
同十九年		
同二十年		
同二十一年		
同二十二年		
同二十三年		
同二十四年		
同二十五年		
同二十六年		
同二十七年		
同二十八年		
同二十九年		
同三十年		
同三十一年		
同三十二年		
同三十三年		
同三十四年		
同三十五年		
同三十六年		
同三十七年		
同三十八年		
同三十九年		
同四十年		
同四十一年		
同四十二年		
同四十三年		

鑛産物種別累年表

年	産額	價額
石炭		
硫黄		
金銀銅鉛		
銅		
錫		
他一石		
油		
砂金		
砂鐵		
合計		

	撰格硫黄	石	滿
計	雫		
	他		
	談		
	鐵	金	油
三一			三五
公益四三		公益四三	公七
四三		四三	公七
公益四三		公益四三	公七

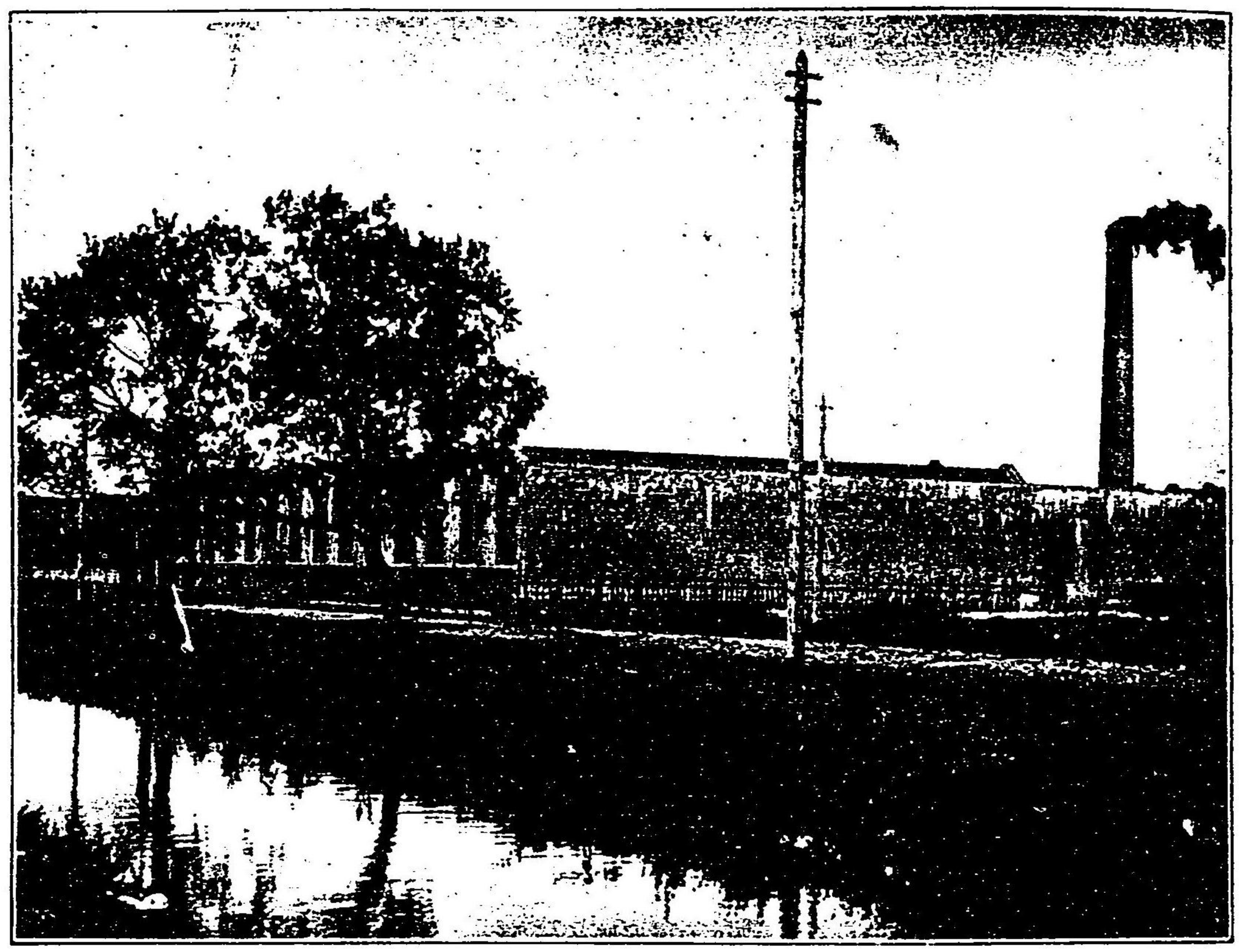

北海道製麻株式會社

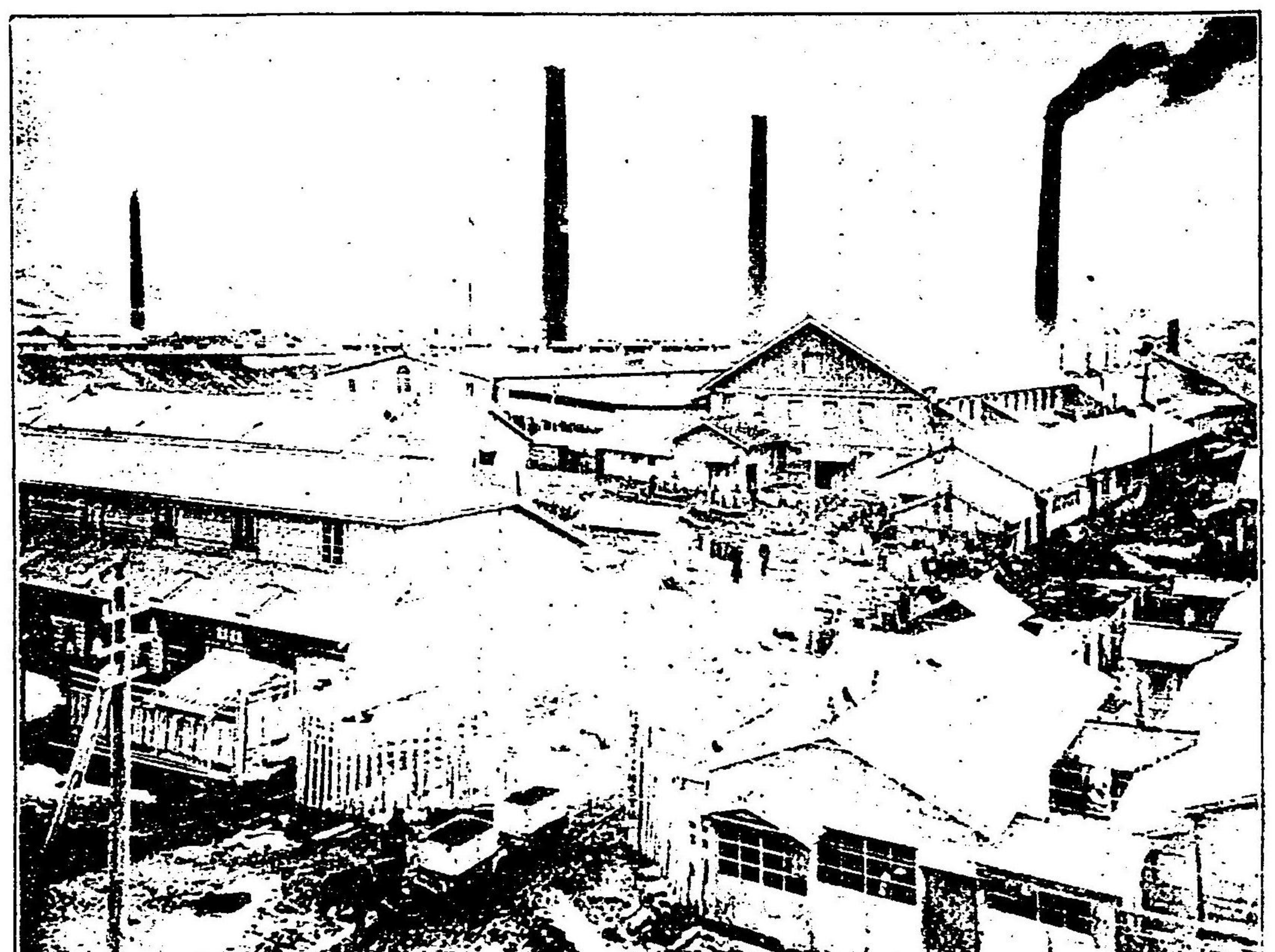

北海道セメント會社

同二十九年	同同	四六〇、八六八 二、三六四、一四三	七、〇〇九、四九五 三六八、一五八	三五、一四三 —	— —	三〇八、六八〇 五〇、一六七	二五七 二四七	一三、一〇八 四五、〇一〇	— —	二、五八七、五〇三
同三十年	同同	六〇〇、九六五 三、七〇一、四三〇	三、八八八、八七一 九五〇	一、六七一、五七四 九五	— —	一、八四六、九五〇 四二三、二八〇	一三九 四〇九	一三、七〇二 五三、七四六	— —	三、八〇七、〇八一
同三十一年	同同	五八五、八〇七 四、四〇八、二八一	四、八九三、四四九 二三六、八二九	金 一、三三〇 銀 二四三、三六一	— —	一、三二五、〇〇〇 三一、二五〇	八六 六八二	一三、九五三 五〇、九八六	— —	四、九七一、三八九
同三十二年	同同	六三四、六一七 三、七七六、〇五六	四、四五一、二五九 七九、一一四	銀金 一、二三二 三〇、六八〇 銀 三五、九四七	— —	一、五〇七、六四〇 二八、一二五	一四〇 二八三	一九八、四七 四八六、四三九	— —	六、五九五、九六三
同三十三年	同同	六五四、五〇六 三、九〇九、六九三	一、九五八、八六三 一五三、一四七	金 一、三六七 銀 二四九、二五七	— —	一、八一九、三四〇 三三、九五八	一一六 四二	二八一、六四六 一、一二一、四七三	一、五四九 一〇	五、四五六、五四八
同三十四年	同同	八一五、五八〇 五、二五一、七七九	一、九八四、六八〇 一五六、九九五	同 一、〇三四 一八六、二〇五	— —	九一三、五五九 二九、三六二	三六 二四八	二五八、二三六 一、〇〇〇、八〇七	一、七一六 一五	六、六三五、四二一
同三十五年	同同	九五六、四四四 五、二三五、六八四	二、七七一、二六八 二四三、九三六	同 一、〇六八 一七四、八三七	— —	六二、一五六 八、四四〇	三七 三四四	一五九、二五五 六三三、六七〇	一、一九五 九	六、二九六、九二六
同三十六年	同同	一、〇三三、八五二 四、一五九、八二三	四、二五〇、〇七五 三七〇、二六六	同 一、四六二 二四四、六五三	— —	三五八、四九三 二〇、一五三	— —	一二九、五七一 四八八、六二一	二、七六五 七二	五、二五〇、五八五
同三十七年	同同	一、〇七八、一六八 三、八五四、三四三	四、六六八、五四六 三七五、六九七	同 一、三〇三 二五四、五三二	— —	四三七、六七二 七、六四〇	— —	三五、三〇三 一四一、一三一	三、四三〇 九七	四、六四四、〇三九
同三十八年	同同	一、一七七、五二一 七、〇五九、四三五	四、五九三、六八三 三八九、六五八	同 一、二七七 二六八、五九五	— —	六八一、二八九 八、八六九	五・五九八 —	二九、〇三九 一二八、〇五一	三一〇 —	七、八四四、六〇八

備考　賣價は其の年内に販賣せる鑛産物の價格を示す

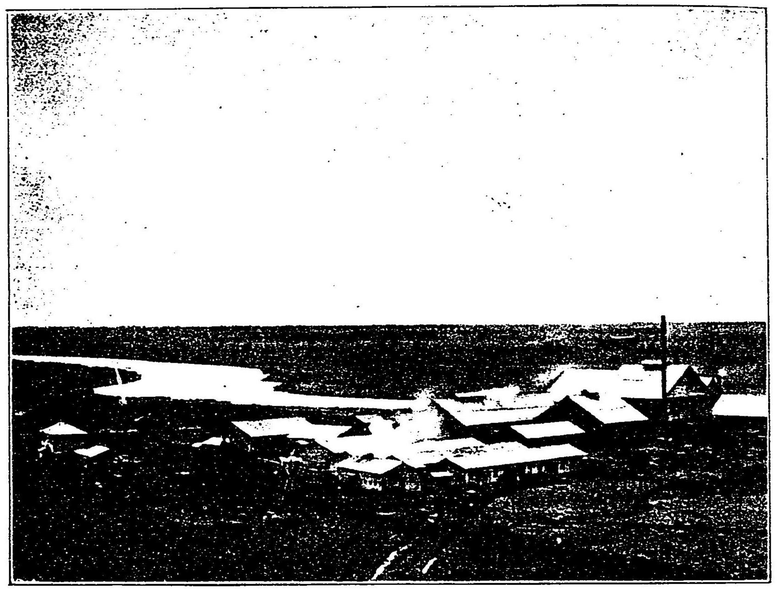

北海紙料株式會社

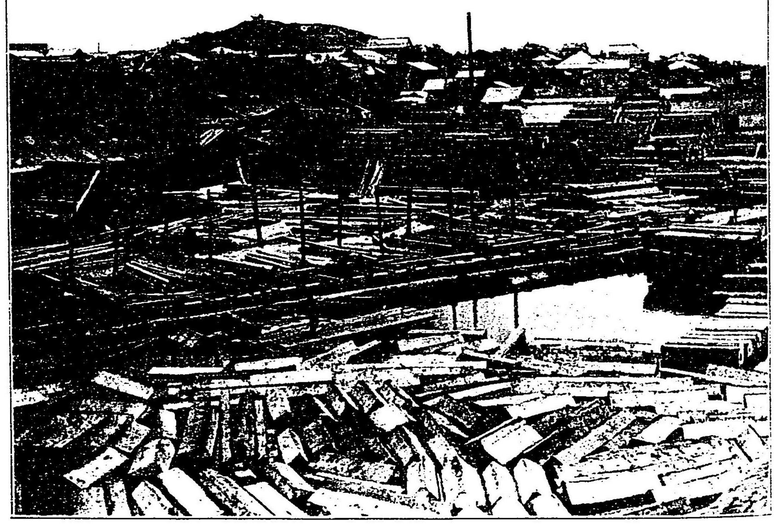

天鹽木材會社（小樽區）

北海道製麻株式會社

本社は札幌區にあり歷來外數箇所に製綱所を設け各製綱所に於て製する所の亞麻及び大麻の綱維を本社に集めて更に絲類と織物とを製す

此の圖は本社の建物を斜に撮影したるものにして其の結構の宏大なるは一目して之を知るを得ん

セメント會社

該社は渡島國上磯村字谷好に在り函館港を距ること海上四浬半にして汽船の便あり本道唯一のセメント會社にして又傍ら煉化石を製造す

圖は工場の大部分にして粉末室、輪窯室、鋸工場、鍛冶工場等なり輕便鐵道は棧橋より延て工場内に至る

北海紙料會社

該社は釧路國釧路町字テンテルに在り市街を距ること約一里、明治三十三年の創設にして元と前田製紙合名會社と稱せしか今は富士製紙會社の所有に屬す專ら該地方産の椴松蝦夷松、を以て製紙原料ポルプを製造す規模大にして成績良好なり

天鹽木材會社

明治三十三年の創立にして鐵道枕木、建築用材、工業用材の製造及び販賣を業とし其の販路は清韓兩國及び本邦各地とす

此の圖は該社工場に於ける木材堆積の景にして工場は圖に見えすと雖も近頃煉瓦にて築造し建坪三百餘坪にして結構宏大なり

第十一章　工業

本道は海陸の物産豊富にして工業の原料となすへきもの甚た多し是を以て開拓使は夙に諸工業の必要を認め官費を以て各地に工場を起し以て諸種事業の發達を促進したり北海道廳に至りて諸工業の經驗略ほ熟し開拓の氣運亦大に進歩せるを以て官設工場を依然存在して民業の興起を妨くるの得策にあらさるを知り在來の官設工場を擧けて民業に移したり而して爾後民業は漸次發達進歩して明治三十八年には工産物價額九百八十四萬餘の多きに達するに至れり然れとも之に供用する原料は豊富なる工業原料の一部分に過きさるのみならす其の製造する所は多く粗製品にして精製品の如きは甚た少額なり乃ち本道の工業は尚ほ大に發展すへき餘地を存し其の前途有望なりと謂はさる可らす

沿革

●明治四年　石狩國篠路村に味噌醤油製造場を創立す（但し開拓使の經營に係る以下開拓使時代の諸工場皆同し）

●同五年　渡島國茂邊地村に煉化製造所、同國上湯川村に石灰製造所、同國函館區に製革所、同國七重村に製紙場、石狩國札幌區に鐵工場、木工場を創設す

●同六年　札幌區に製紙場を創設す

●同七年　札幌區に紡織場を創設す

●同八年　札幌區に製絲所、製網場、製革所、製油所、馬具製造所を創設す

●同九年　札幌區に製粉所、葡萄釀造場、麥酒釀造場、石狩國石狩町に鮭鱒罐詰場を創設す

●同十年　札幌區に味噌醬油製造場、渡島國七重村に水車製粉所同國臼尻村に鱈肝油製造所を創設す○麥酒二百石を製して東京へ輸送せしに好評を得たり

●同十一年　膽振國美々に鹿肉罐詰所、根室國別海村に鮭鱒罐詰所、札幌區に製物試驗所、根室國根室町に鰊搾粕製造所を創設す○篠路村の味噌醬油製造場を人民に拂下く○上湯川村の石灰製造所を開進社に貸下く○札幌區の製紙場を札幌監獄署に移す○札幌區の製革所を廢止す

●同十二年　函館區に燐木製造所、渡島國七重村に製煉所、根室町に木挽場、製革場、千島國紗那村に鮭鱒罐詰所、石狩國厚別村に水車木挽所を創設す

●同十三年　膽振國紋鼈村に製糖所、釧路國厚岸町に牡蠣罐詰所を創設す○札幌區の製油所を人民に拂下く

●同十四年　茂邊地村の煉化石製造所を人民に貸下く○美々の鹽肉詰所、函館區の燐木製造所を廢止す

●同十五年　廢使置縣官營の諸工場は農商務省又は工部省の所管に歸す○篠路村の味噌醬油製造場を官營に復す

●同十六年　官營の諸工場は都て北海道事業管理局の所屬となる

●同十八年　函館の製革所、札幌區の味噌醬油製造場を人民に拂下く○札幌區の製網場の事業を縮少す○北海道事業管理局に於て札幌區に製粉所を創設す

●同十九年　廢縣置廳北海道事業管理局を廢し其の所屬の諸工場都て北海道廳の所管となる○札幌區の紡織場、製粉所、根室町の木挽場、厚岸町の牡蠣罐詰場を人民に貸下く○札幌區の麥酒釀造場、製粉所を人民に拂下く○札幌區の葡萄酒釀造場を人民に委托す

●同二十年　篠路村の味噌醬油製造場、札幌區の鐵工場、木工場、製絲所、石狩町の鮭鱒罐詰場、紋鼈村の製糖所を人民に貸下く○茂邊地村の煉化石製造所、札幌區の製網場、製粉

所、葡萄酒釀造場、石狩町の鮭鱒罐詰場、七重村の水車製粉所、臼尻村の鱈肝油製造所、別海村の鮭鱒罐詰所、七重村の製煉所、紗那村の鮭鱒罐詰所、厚別村の水車木挽所を人民に拂下く○北海道製麻株式會社を創設す資本金八拾萬圓なり本廳より資本金に對し年五朱の利子を補給し關業後純益年五朱に上らざるときは其の不足額を補給す○紋鰹製糖株式會社を創設す是れ亦利子を補給す是れ曩きに貸下けたる製糖所の事業を繼續するものなり（後ち廢業す）

●同二十一年　去る明治十五年德島縣民瀧本五郎等の創設に係る札幌區の輿産社製藍工場を札幌郡篠路村に移し資本金を五萬圓として繼續す是れ亦製麻會社の如く利子を補給す（後ち廢業す）○札幌麥酒株式會社を創設す資本金七萬圓なり是れ官營を繼續するものなり○札幌區の鐵工場、木工場、紡織場、製絲所、厚岸町の牡蠣罐詰場を人民に拂下く○根室町の木挽場燒失す

●同二十二年　篠路村の味噌醬油製造場を人民に拂下く○札幌製糖株式會社を創設す資本金四十萬圓なり是れ亦製麻會社の如く利子を補給す（後ち廢業す）

●同二十三年　札幌麥酒會社の資本金を拾萬圓に增額す○北海道製麻會社新式改良器械を外國より購入して据付く

●同二十六年　麥酒會社の新築落成し新式機械を据付け大に舊觀を改む

●同二十七年　麥酒會社の技師獨逸人去り邦人之に代る

●同二十九年　麥酒會社の資本金を三拾萬圓に增額す○製麻會社の資本金を百六拾萬圓に增額す○函館船渠株式會社を創設す

●同三十二年　麥酒會社の資本金を六十萬圓に增額す○勅令を以て酒造組合規則を定めらる（爾來各地に酒造組合を設く）

●同三十三年　渡島國上磯村に北海道セメント株式會社を創設す

●同三十五年　渡島國江差町に製絲傳習所を創設す○札幌製粉株式會社を創設す是れ曩に拂下けたる同事業を繼續するものなり

●同三十六年　麥酒會社は東京に第二釀造場を設け大に事業を擴張す○同社附屬製壜工場を札幌に設く○神谷酒精合資會社旭川釀造場を創設し本道產の馬鈴薯及び玉蜀黍を原料として用ふ○藤川兄弟商會瀧川製絲場を創設す

●同三十七年　麥酒會社の資本金を百萬圓に增額す○製麻會社の資本金を百貳十萬圓に低減す○札幌製絲場を創設す

●同三十八年　本廳の勸誘に依り經木製造傳習所を札幌區に設け多數の傳習生に授

業す

●同三十九年　惠比須、旭、札幌の三麥酒會社の合同成り日本麥酒株式會社と改稱す○函館船渠株式會社其の資本金を百八十萬圓に增額し大に事業の改良擴張を圖る○本廳に於て札幌區に繊染傳習所を創設し教師を聘して生徒に傳習せしむ

現況

工業進歩の狀況は沿革中に概述せる所によりて略ほ之を知るを得へし明治三十八年末現在製造家數五千九百五十四其の職工人員一萬六千三百三十三、同年中工產物製品價額金九百八十四萬圓に達し製品價格を五箇年前に比すれは金三百六十四萬圓即ち五割九分弱の增加なり其の累年比較の詳細は統計部中に記載せるを以て參照すへし

工產物概況

●醸●造●物●　清酒醸造家は全道各地に渉り醸造家數百九拾七戸、製造高八萬三千二百九十三石にして此の價額金二百九十一萬九千百三十七圓なり然れとも本道需用の半は

を充たす迄にして毎年府縣より金二百萬圓以上の輸入を仰けり（麥酒及ひ酒精は後に重要工場の部に說くへし）

醬油製造家數は百二十一戸、製造高三萬二千九百六十四石にして價額金六十四萬二千七百九十七圓なり又味噌の製造高九十四萬千百九十貰目、價格金二十二萬九千七百八圓にして何れも本道の需用に供し尙ほ府縣より輸入するもの少からす

●菜●種●油●　製造高二千五百二十二石、價格金七萬六千圓にして此の他副產物たる油滓十七萬八千貫目、價額金四萬二千圓あり是れ特り小樽に於ける北海製油株式會社の製造に係るものにして漸く隆盛に赴かんとするの狀況なり

●薄●荷●油●　取卸薄荷、油、腦の主產地は北見地方にして製造家數千六百二十四戸、取卸五萬六千九百二十七斤價額金十五萬千三百七十八圓なり油及ひ腦は合せて僅に二百斤價額金六百四十四圓の製產あるのみ本品は重に横濱港へ輸出す

●製●粉●　小麥粉は札幌製粉株式會社に於て製造するを主とし其の他は概ね手挽にして農家の副業たり全管內の製造家數七百十五戸、製造高三百一萬五千五百三十三斤價額金十五萬六千二百圓にして本道の需用に供するものなり

馬鈴薯澱粉の製造も亦概ね農家の副業に屬し其の製造家數千八百九十三戸、製造高四百八十六萬二千三百六十二斤、價額金二十八萬千五圓にして渡島國八雲其の他の地方

より之を片栗粉と稱して大坂其の他へ輸出するもの多額なり又小豆晒餡の製造戸數は二戸にして製品價額金一萬千六百六圓なり

織物製絲　織物の製造家數六戸、製品價額金三十四萬三千四百八十三圓にして其の大部分は製麻會社の製造に係る又同社の亞麻製品價額は金三十八萬二千二百七十五圓なり該會社の狀況は後の重要工場の部に記述す蠶絲製造家は四百六十九戸、製造高二千百三十七貫目、價額金九萬二千九百四十一圓にして製絲場は札幌製絲所(七十五繰)空知郡瀧川村藤川兄弟瀧川製絲場、檜山郡江差町北海道製絲傳習所(何れも五十繰)の三箇所にして其の製品は多く横濱へ輸出す其の他は概ね座繰製絲のみにして微々たるものなり又綿絲網の製造家數三戸、製品價額金八萬千三百十二圓にして本道の漁網用に供するものなり

燐寸軸木及小箱木地　燐寸軸木の主産地は北見、石狩、十勝の三國にして殊に規模の大なるは石狩國上川郡旭川町森製軸所、北見國網走郡網走町山田製軸所にして全管內の製造所十一箇所、製造高三千百七十一萬三千三百八十斤、價額金百三萬八千三百五圓なり多く神戸及び大坂へ輸出す又燐寸小箱木地製造所は膽振國に三箇所あり其の製造價額金十一萬三千二十六圓なり燐寸製造家は函館小樽に各一戸あり其の製品價額金一萬六千八百四十五圓なり

紙類　紙は函館及び小樽に小規模の製紙場二箇所ありて重に反魂紙を製造す昨年中の製品價額金一萬三千二百二十五圓なり又製紙原料の製品高十六萬千三百五十貫目、價額金六萬七千三百五十一圓にして北海紙料株式會社釧路工場に於て製造す又上川郡に徹々たる製造所一あり近頃富士製紙會社は札幌郡江別、空知郡金山に新工場を設立する計畫なり林産の部を參照せよ

澱液　膽振國勇拂郡安平村東京櫻組製澱場に於て製造せし澱液二萬三千七百六十石、價額金十萬二千九百六十圓なり本品は樺樹の皮より採製するものにして製靴用に供す林産の部を參照せよ

罐詰類　製造家數二十五戸、製造高三十九萬五千七十八個、價額金二十七萬九千六百六十一圓なり其の重要なる製造所は根室國藤野罐詰所を最とし千島三井罐詰製造所等之に次く其の製品は鮭鱒を主とし販路は東京大坂等にして戰時中は殊に盛んに製造し軍用として輸出せり

沃度　製造高四萬九千六百四十五斤價額金十六萬五千七百七十四圓なり主産地は根室、釧路、北見等にして昆布より製造するものなり重に東京に輸出す

セメント　渡島國上磯郡上磯村北海道セメント株式會社に於て製造するものにして本道の需用に供する外府縣へも輸出せり

煉瓦石　製造所十箇所あり其の製造高三百六萬五千個價額金四萬七百十四圓とす其の需用先は重に鐵道工事にして次は家屋の建築等なり故に工事の消長によりて年々製造額に差あり

骸炭　製造所は膽振國勇拂郡安平村及ひ石狩國札幌區の二箇所にありて其の製造高一萬四千五百五十二噸價額金十二萬千九百九十九圓なり

氷　渡島國五稜廓の製氷を最とし其の名聲高し全管內製造所は五十四箇所あり其の製造高一萬六千百九十四噸價額金三萬四千四百九十一圓にして東京其の他へ輸出せり

諸機械　製造價額金三十萬七千八百十一圓にして主として農用諸器械其の他船舶用具等を製造す重なる製造所は十二箇所ありて函館船渠株式會社及ひ札幌器械製造所を最なるものとす

昨年の工業表　前掲工產品の外種々の小工業あり又將來發達すへき有望の工業尙ほ少からす明治三十八年に於ける工產物の製造家數職工人員及ひ製造高の詳細を擧くれは左の如し

第十一章　工　業　　三三七

品目	製造家數	職工人員	數量	價額
清酒	一九戸	一〇〇三人	八三、二九三石	二、九一、一三七圓
其他酒類	八七	二八四	二、二六三	一六、三六三
酒精	一	四〇	三、三二四	三〇、八一
麥酒	一	一八	三五、八三二	一、三四、八九
葡萄酒	一	五	九二	三、二一〇
醬油	一三	三七四	三、九六四	三九、七〇八
味噌	二	？	九四一、二九〇貫	四、九四〇
染種油	二	三	二、三三石	七、三〇〇
同粕			一八七、〇〇〇貫	四、〇〇〇
小麥粉	七五	一四八七	三、〇三五、三三五斤	一五五、一〇〇
馬鈴薯澱粉	一八三	五五、〇〇七	四、八六三、三六二	二八一、〇〇五
小豆晒餡	二	六	一一七、七一八	一七、〇八六
石蠟	三	三	三五、九貫	一七、〇八〇
薄荷腦			八〇斤	
薄荷油			一一〇	三四
取卸薄荷	一、六二四	二、三九六	三五、九一七	一五、三九八
燐寸		七六	七六、〇〇〇行	一六、八四五
燐寸軸木	二	一五七一	三一、七一三、三六〇斤	一、〇二八、三〇五
燐寸小箱木地	四一	一五七一	一七四八一、九八〇、〇〇〇個	一二、〇〇〇
罐詰類	三	二六七	一、三九五、〇八四個	二七、六六一
織物	二五	六	？	？
亞麻製絲	一	一九七	一七三、一〇一斤	三六、二七五
製紙原料	二戸	九人	一六一、三五〇斤	六七、三五一圓
革類	三	九	二四九枚	一三、一五六
疊表及莫座	一五	？	二〇五五	六八
行李	三	二	二一、七一〇個	二、八一九
網	三	一九一	三九九、七九二個	一四、〇九〇
絲	一	五〇	三三、七六〇貫	四、九四四
液	一	五	？	？
陶磁器	八	八	？	？
硝子器	一	四五	三、〇五五、〇〇〇個	一六、五四九
繰綿	一	八	三八、五〇〇個	二、〇〇〇
麥酒	一	一	一四、五五二瓶	一、四五二
煉瓦	四	一二	六一、三五〇、〇〇〇個	二一二、九九
瓦	四	一二	六一、三五〇、〇〇〇個	三一〇、六九
セメント	一	二四	七五、〇七二樽	二九八、九八
諸機械	三	三〇		三〇、八一
炭	二	八五	一四、五五二噸	二一二、九九
藍	九	一、一四九	六一、八三〇貫	三一〇、六九
苛性曹達	一	五	七一、〇〇〇斤	一四、四〇
度	？	？	四九、六四五斤	一六、七四
氷	五四	？	一六一、九四〇噸	二四、四二
漆器	一	一五	？	？
綿製手巾	六	一五	？	？
製品	一五	二五	？	？
竹	一	二	？	？
組製品	三	六	？	？

種類	絲	綿	紙	織	物	鹽	製	石	鹼	其	他	總	計
工場數	四	四	二	六	？	？	三	二	三	一	一	二	三
職工數	四九	四五	二	六	？	？	三二七	三〇五	一	一	一	一	三
資本金	四、三〇〇	四、二〇〇	一〇〇	六、〇〇〇	？	？	二、九四一	一、四五〇	一	一	一	一	三
製造高	四、三〇〇	四、二〇〇	一〇〇	六、〇〇〇	？	？	二、九四一	一、四五〇	一	一	一	一	三

重要工場

本道數多の工場中重要なる者を明治卅八年中の現狀により之に間々最近の事實を加へ左に揭く尙ほ其の他諸工場の概況は統計中諸工場表に就て知るへし

北海道製麻株式會社　札幌區に在り資本金百二十萬圓にして昨年中の製品は麻糸百七十二萬二千百一斤、麻織物百十一萬三千四百三十五碼、此の總價額金七十二萬四千三百十八圓なり蒸汽機關は八十馬力のもの一個にして職工人員男女を合せて七百二十七人を使用す其の製品は主として海陸軍兩省及び遞信省等に買上けられ其の他民間に在りては帆布、絹交織用及び蚊帳糸等に供給す明治三十七年日露交戰以後大に製品の需要を增加して好況を呈し一割五分の利益を配當するに至れり

札幌麥酒株式會社　同社は本年惠比須麥酒、旭麥酒の二社と合併して日本麥酒株式會社となりしも姑く舊會社の狀況を記さんに資本金百萬圓にして明治三十八年職工人員百八十八人、製造高三萬五千八百五十三石此の價額金百二十五萬四千八百六十九圓なり從來札幌麥酒の名聲は世に高く內國販路は勿論遠く海外に多額の輸出を爲し殊に黑麥酒は特り本社の名聲を擅にする所なり故に合同して社名を改めたる後も尙ほ札幌麥酒の名稱を存して販賣すると云ふ又同社附屬の札幌製罎工場に於ては職工八十餘人を使役し其の麥酒罎の製品高金七萬千三百圓なりき

神谷酒精合資會社旭川釀造場　旭川にあり酒精釀造高二千五百二十四石此の價額金三十萬二千八百八十一圓なり原動力は十八馬力の蒸汽機關にして職工四十人を使用す製品原料は本道の特產たる馬鈴薯及び玉蜀黍とす前途益々隆昌に赴くへき狀況にして甚た有望の事業なり

北海道セメント株式會社　渡島國上磯村にあり資本金三十六萬圓其の器械は獨逸製を採用し長百二十六尺、幅四十五尺、高十一尺輪窯二基を備ふ昨年中セメント製造高七萬五千七十二樽此の價額金二十五萬八千九百九十八圓なり蒸氣機關四個を裝置し職工二百四十四人を使役す傍ら煉化石を製造す

函館船渠核式會社　函館區にあり資本金百二十萬圓にして船舶及び諸器械製造並に修理するを業務とす其の一箇年の收入高金三十九萬七千八百十七圓なり蒸汽機關

五、此の馬力八百にして職工人員百六十人なり本年に至り更に資本金六十萬圓を增額し大に事業を擴張し刷新を謀る由なり

札幌製粉株式會社　札幌にあり資本金十萬圓にして本道產の小麥を以て製粉す昨年中の製造高百九十九萬五千五百斤此の價額金九百九千七萬七十五圓なり將來有望の事業なりとす

藤野鏥詰所　根室國野付郡別海村、標津郡標津村の二箇所にあり諸般の設備完成し專ら附近產する所の鮭鱒を以て鏥詰を製造す其の產額二箇所合計四萬五千餘圓にして販路は軍用を主とし又府縣各地方に販出せり

北海紙料株式會社　釧路國釧路町字天寧にあり蝦夷松、椴松を原料としてホルプ（製紙原料）を製造す其の產額六萬六千八百五十一圓とす原動力は蒸汽機關三、馬力百七十にして職工は八九十名を使役せり

櫻組製澁所　膽振國早來停車場の附近にあり東京にある株式會社櫻組の事業に係り專ら槲皮を以て澁液即ち單寧エキスを製造し東京の本社に送る又近時一般の需要に應して販賣せり其の產額は既に前に記せり

森製軸所　石狩國旭川町にあり本道燐寸軸木工場中最も大なるものなり專ら白楊及び菩提樹を以て燐寸軸木を製造し神戶に輸出す其の額二十一萬七千九百三十二圓なり別に天鹽國上川郡上名寄村及び北見國紋別郡湧別村に分工場を設け白楊を以て造す

砂川木挽工場　石狩國空知郡砂川にあり三井物產會社の經營に係り蒸汽機關二個を裝置し此の馬力百二十にして職工八十餘人を使役し盛んに鐵道枕木其の他建築用材等を製材し清韓に輸出し及び邦內の需用に供す其の製材の價額金十七萬四千餘圓なり本年は更に工場を增築し其の規模前年に倍するに至れり

天鹽木材株式會社工場　小樽區入舟町にあり該社は資本金二十萬圓にして工場には職工四十八名を使用し枕木建築用材下駄其の他細工用材を製造し廣く清韓二國及び府縣各地に輸出せり近時事業の膨脹につれ同社を解散し更に資本金百五十萬圓を以て小樽木材株式會社を設立する計畫にて先月株式を募集せり

共成株式會社精米所　資本金三十萬圓にして小樽に本店を札幌に支店を置く精米工場は小樽三箇所、朝里、札幌、旭川の各地に六箇所ありて蒸汽機關五個（此の馬力百七十）を裝置し此の外水車を使用せり精米高は十六萬五千七百五十七石此の價額金二百四十三萬七千八百六十二圓の巨額に達し其の每年の利益配當多額にして本道多くの精

米所中最も盛大なるものなり

統計

工産物産額細年表

品目	明治三十三年	同三十四年	同三十五年	同三十六年	同三十七年	同三十七年
清酒	一、九九五、九六六圓	二、二〇〇、三六二圓	一、九八五、一七八圓	一、八九〇、三七八圓	二、二九五、六三〇圓	二、九一九、一三七圓
其他酒類	?	?	?	?	?	一二六、三八三
酒精	ー	ー	ー	ー	二五〇、六六六	三〇三、八八一
麥酒	四三九、〇〇〇	四九〇、一一六	六〇六、九〇三	七三二、七四三	五五九、八三八	一、二五四、八六九
葡萄酒	一、八四八	二、九九九	?	二、一〇〇	六、三〇〇	三、三一〇
醬油	四九九、五四〇	五三三、七五一	四七三、三八三	五七三、四二七	七九二、三三四	六四二、七九七
味噌	?	?	?	?	?	三九、七〇八
菜種油	三、八六七	五三、九三八	四四、三三九	三三、七二〇	六三、八二〇	七六、〇〇〇
同粕	八、二七一	一五、八二八	一七、四〇二	二一、〇六四	三四、七四〇	四二、〇〇〇
小麥粉	八九、一九五	九五、八五〇	七三、五二〇	二〇、三九九	一〇八、二三五	一五六、三〇〇
馬鈴薯澱粉	一三三、八九五	二三九、七六七	三三七、〇七二	一八九、三〇九	三三七、三六九	二八一、〇〇五
晒蠟	八、三〇〇	一〇、八二八	八、三三五	六、六〇〇	七、四六〇	一一、六〇六
石蠟及生晒蠟	ー	ー	生晒蠟 五〇	同上 七三七	石蠟 一四、七四九	一七、〇三〇
薄荷腦	?	四一、一二〇	四一、六四八	八、三三〇	三三七	三三〇
薄荷油				五、七二九	一七三、二〇五	三三四
取卸薄荷	?	?	?	?		一五一、三七八
燐寸	ー	?	ー	ー	四、〇八〇	一六、八四五
燐寸軸木	三一三、七五九	四五三、〇四一	七一三、五四一	六八四、九七五	七三三、七〇四	一、〇三八、三〇五
燐寸小箱木地	?	?	?	?	?	一一三、〇二六
罐詰類	二〇七、三九一	二五〇、六四一	九九、五七〇	一〇五、二六四	一三三、〇九一	二七九、六六一
織物	二九五、〇七〇	三一九、五二八	四三一、八七四	三九五、七八九	三四九、一一〇	三四三、四八三
亞麻製絲	三三三、五五六	五二一、二七一	七〇九、九二七	三七三、三三三	三六四、五五三	三八二、二七五
蠶絲	?	三一、六九九	三三一、二五四	三六、六〇一	八二、五八三	九二、九四一
眞綿	?	?	?	?	?	六、〇四〇
和紙	三、五九〇	八五、二八三	一五、六六四	一五、〇九五	一六、七一七	一三、二二五
製紙原料	ー	ー	三三、五八〇	六二、〇七五	七六、〇五五	六七、三五一
革類	一、六〇〇	二、三三九	二五、七九四	二三、六〇八	二〇、四七七	一三、一五八
疊表莫蓙	ー	ー	一、一二四	二、九六〇	九〇二	六八八
柳行李	?	?	一〇、〇〇〇	?	九、六二九	一三、八一九
綿絲綱	?	?	三三、一〇〇	三九、六〇〇	三八、五〇〇	八一、三三三
澁液	ー	ー	?	?	一二〇、〇〇〇	一〇三、九六〇
陶磁器	八一三	一、八六五	二、九〇三	八、五三三	二、四六八	四、九一四
銅器	二、一八〇	一、八〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、一〇〇	ー
麥酒壜	ー	ー	ー	六四、六〇〇	?	七一、三〇〇
玻璃器	?	?	一三、七八一	一二、二〇一	一三、八四一	一六、五四九
煉化石	一三三、三一三	一〇四、七九〇	二三三、八五六	三八、七五五	五四、七一一	四〇、七一四